

第2回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月9日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	12
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託	22
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○会議時間の延長	33
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○請願・陳情について	38

○散会の宣告	39
--------	----

第 2 号 (12月10日)

○議事日程	41
○本日の会議に付した事件	41
○出席議員	41
○欠席議員	41
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	41
○事務局職員出席者	41
○開議の宣告	43
○議事日程の報告	43
○一般質問	43
今 泉 文 克 君	43
渡 辺 定 己 君	57
小 林 政 次 君	69
角 田 真 美 君	82
円 谷 寛 君	97
○休会について	118
○散会の宣告	118

第 3 号 (12月13日)

○議事日程	119
○本日の会議に付した事件	119
○出席議員	119
○欠席議員	119
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	119
○事務局職員出席者	120
○開議の宣告	121
○議事日程の報告	121
○総務文教常任委員長報告(議案第24号)及び報告に対する質疑、討論、採決	121
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	128

○議案第 36 号及び議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
○議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	132
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	133
○閉議の宣告	134
○町長挨拶	135
○閉会の宣告	136
○署名議員	137

鏡石町告示第73号

第2回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年12月3日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 令和元年12月9日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	6番	井土川	好高	君
7番	渡辺	定己	君	8番	大河原	正雄	君
9番	今泉	文克	君	10番	木原	秀男	君
11番	円谷	寛	君	12番	古川	文雄	君

不応招議員（なし）

第 1 号

令和元年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和元年12月9日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の説明
日程第 5 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 6 議案第24号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第 7 議案第25号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第26号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第28号 鏡石町表彰条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第29号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第30号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第31号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第32号 町道路線の認定について
日程第15 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	畑	幸一君	2番	角田	真美君
3番	橋本	喜一君	4番	菊地	洋君
5番	小林	政次君	6番	井土川	好高君

7番 渡辺定己君
9番 今泉文克君
12番 古川文雄君

8番 大河原正雄君
11番 円谷寛君

欠席議員（1名）

10番 木原秀男君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	関根邦夫君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	菊地勝弘君
教育課長	根本博君	会計管理者兼出納室長	倉田知典君
農業委員会 農事務局長	柳沼和吉君	農業委員会 会長	菊地榮助君
選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君	監査委員	根本次男君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	小貫正信	主任主査	鈴木淳子
-------------	------	------	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（古川文雄君） おはようございます。
ただいまから第2回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（古川文雄君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長からの報告を求めます。

7番、渡辺定己君。

〔議会運営委員長 渡辺定己君 登壇〕

- 7番（議会運営委員長 渡辺定己君） おはようございます。

それでは、私のほうから報告を申し上げます。

第2回鏡石町議会定例会会期日程。

令和元年12月9日月曜招集、日次、日、曜、会議内容で申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

- 議長（古川文雄君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第2回鏡石町議会定例会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、師走を迎え公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第でございます。

今定例会につきましては、指定管理者の指定1件、条例の制定1件、条例の一部改正7件、町道路線の認定1件、一般会計並びに特別会計の補正予算6件、合わせまして16件の議案を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。よろしく申し上げます。

◎開議の宣告

- 議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直

ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け出者は、10番、木原秀男君の1名です。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、7番、渡辺定己君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（古川文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査及び定期監査の報告を求めます。

代表監査、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査並びに先般実施いたしました定期監査の結果を報告申し上げます。

まず、例月出納検査の結果を報告申し上げます。

前と同じように、3カ月分をまとめて報告させていただきます。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、令和元年8月分、令和元年9月分、令和元年10月分、以上について、そ

れぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和元年8月分につきましては、令和元年9月26日木曜日午前9時27分から午後零時7分まで、令和元年9月分につきましては、令和元年10月25日金曜日午前10時5分から午後零時15分まで、令和元年10月分につきましては、令和元年11月25日月曜日午前9時58分から午後零時5分まで、以上のとおり実施いたしました。

実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、以下の4名の方々の出席をいただきました。会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和元年8月分、令和元年9月分、令和元年10月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。以上で、出納検査報告を申し上げます。

続いて、定期監査の結果を報告申し上げます。

定期監査報告書。

1、検査の対象、令和元年度各課の所管事務執行状況。

2、実施検査年月日、令和元年10月16日水曜日、17日木曜日、18日金曜日の3日間であります。

3、実施場所、議会会議室。なお、成田浄水場、成田浄化センターの台風19号の被災状況及び上水道第5次拡張事業の進捗状況につきまして、現地調査を実施いたしました。

4、監査委員、根本次男、小林政次。

5、出席者職氏名、詳細につきましてはお手元の報告書に記載のとおりでございます。個々の職氏名は省略させていただきます。

6、監査の手続、令和元年度各課の所管事務について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き、監査を実施いたしました。

7、監査の結果、各課ともに異常はございませんでした。

なお、主な質疑等は別添のとおりでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（古川文雄君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、3番、橋本喜一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一君 登壇〕

○3番（須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

令和元年10月須賀川地方広域消防組合議会定例会日程表。

議事日程第1号、令和元年11月29日金曜日、午前10時30分開議。

第1、議長の選挙、須賀川市の大寺正晃議員が議長に選任されました。

第2、副議長の選挙、石川町の草野伝明議員が選任されました。

第3、議席の指定、14番。

第4、会期の決定、1日限りでございます。

第5、会議録署名議員の指名、7番、8番。

第6、議案第12号 専決処分の承認を求めることについて。

第7、議案第13号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

第8、議案第14号 令和元年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）。

第9、議案第15号 平成30年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

第10、報告第3号 平成30年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算継続費の精算報告について。

第11、報告第4号 専決処分の報告について。

以上、議案4件、報告2件は可決、承認されました。

詳細につきましては、添付の資料のとおりでございます。

以上、報告といたします。

○議長（古川文雄君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、11番、円谷寛君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○11番（須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛君） 須賀川地方保健環境組合の議会報告をいたします。

11番議員の円谷寛であります。

別紙の配付のとおり資料に基づいて報告をさせていただきます。

日程は令和元年10月31日午前10時からでございました。

まず、議長の選挙でございますが、これは私が最年長議員ということで臨時議長を務めさ

せて、議事を進めさせていただきまして、須賀川市選出の佐藤栄久男議員が議長に、副議長には、同じく須賀川市選出の小野裕史議員を選出をいたしました。いずれも指名推選でございました。

議席の指定は、別段、これは省略いたします。

会期の決定は、当然1日限りでございました。

あとは、報告第1号は、平成30年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算継続費の通次繰越しについてということでございます。

報告の2号は、平成30年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算継続費の精算報告について。

議事日程の第8では、議案7号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、資料にも載っておりますように、藤島敬一氏を引き続き再任ということで選出をいたしました。同意をいたしました。

日程第9の議案第8号は、平成30年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、これも認定をいたしました。

日程第10の議案第9号は、令和元年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり承認をして、閉会をいたしました。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 次に、公立岩瀬病院企業団報告についてであります。企業団議員の木原議員が欠席のため、配付した資料により報告にかえさせていただきます。

次に、常任委員会所管事務調査の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長から報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔総務文教常任委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（総務文教常任委員長 橋本喜一君） それでは、報告いたします。

総務常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

令和元年12月9日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

総務文教常任委員会委員長、橋本喜一。

令和元年11月19日から20日まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査目的、所管事項について、先進自治体の実態を視察調査することによって、我が町の議会並びに行政運営に資するため実施した。

2、調査事項、（1）空き家等の対策について、（2）地域おこし協力隊による町づくり

について。

3、調査先、(1)山形県朝日町、(2)宮城県加美町。

4、参加者、総務文教常任委員6名、議会事務局長、計7名。

5、調査結果、山形県朝日町、町の概要、面積196.81平方キロメートル、人口、6,811人、平成31年4月1日現在。1万6,615人、これは(昭和30年4月1日)。世帯数は2,415世帯、平成31年4月1日現在でございます。

〔「議長、朗読省略」の声あり〕

○3番(総務文教常任委員長 橋本喜一君) 朗読省略がありますので、6のまとめに入ります。

山形県朝日町、山間地域に位置していることもあり、著しい人口減少の状態にある。高齢化率も約40%となっている。高齢者のみの世帯は全体の約25%となっており、空き家の発生は、入居者の死亡による相続や老人福祉施設への入所等の場合が多いため、今後も空き家が増加することが予想される。このような急激な過疎化による影響を受け空き家が増加し、町民の生活環境に大きな影響を及ぼし、防災や防犯上の問題、子供たちの通学路への危険性など喫緊の課題が発生している。

当町においては、その進行は遅いと思われるが、その波は着実に感じられるところである。町民生活に大きな影響が出る前に対策を進めることが重要であると感じた。また、それらの事務についても大変ボリュームのある事業であることから、我が町においても計画的に確実に進めなければならない。

宮城県加美町では、平成22年から地域おこし協力隊事業に取り組んでおり、本年で10年目となる。地域おこし協力隊導入の効果としては、隊員の自己開発や生きがい発見、隊員活動による地域への刺激、行政ではなかった柔軟な地域対策や、住民がふえることにより地域活性化など三方よしの事業となっており、年々、実施団体数、隊員数も増加傾向にある。

大変に魅力的な事業となっているが、募集においては、待っているだけでは人材が集まるわけではなく、年々応募も厳しい状況になっているため、募集方法の再検討をしているということであった。採用決定にあつては、住民とのコミュニケーションが大切であることから、人となり的重要である。

また、移住を視野に入れるということであるから、採用後の活動への支援、3年後の出口確保や相談など、行政はコーディネーターとしての役割が重要であると感じた。人づくりは大変重要な課題であることから、我が町においても体制を整えしっかりと対応する必要がある。

以上、空き家等の対策と地域おこし協力隊による町づくりという分野での研修であったが、当町との環境が相違する部分もあるが、調査した内容は、これからの町づくりに参考とすべ

きものであった。今後の議員活動に生かしていきたい。

以上、報告といたします。

○議長（古川文雄君） 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

2番、角田真美君。

〔産業厚生常任委員長 角田真美君 登壇〕

○2番（産業厚生常任委員長 角田真美君） おはようございます。

産業厚生常任委員の角田真美です。

報告申し上げます。

令和元年12月9日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

産業厚生常任委員会委員長、角田真美。

産業厚生常任委員会所管事務調査報告書。

令和元年11月18日から19日まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査目的、産業厚生常任委員会所管事項について、先進地自治体等の実態を視察調査し、我が町の議会並びに行政運営に資する。

2、調査事項、（1）交通弱者等の対策（デマンド交通事業）について、（2）坂田地区公共施設等整備事業（PPP事業）の取り組みについて。

3、調査先、（1）栃木県芳賀町、（2）埼玉県桶川市。

4、参加者、産業厚生常任委員6名、議会事務局1名、計7名。

5、調査結果、括弧、芳賀町、町の概要、面積70平方キロメートル、人口1万4,908人（令和元年6月4日現在）、世帯数5,160世帯（令和元年6月4日現在）。令和元年度一般会計当初予算87億5,000万円、財政力指数1.04（平成29年度）、実質公債費比率2.5（平成29年度）。町の花、梨の花、町の木、ケヤキ、町の鳥、ヒバリ。

芳賀町は、栃木県の南東部に位置する町で、東は市貝町、西は宇都宮市、そして、南は……

〔「朗読省略」の声あり〕

○2番（産業厚生常任委員長 角田真美君） ただいま朗読省略の声がありましたので、総括に移らせていただきます。

最後、6番、総括（まとめ）。

芳賀町のデマンド交通については、平成17年度の事業発足当初は町商工会に補助金を出して運営をしていたが、現在は運営主体が町に変更されている。移動手段を持たない高齢者や子供などの生活の足として利用されている。

今回の研修では、町担当者から詳細に説明を受けた後、実際運営をしている事務所を訪問して、ボランティアをされている5名ほどの方々から運営システムなどの説明を受けた。研修の感想としては、大変利便性のある事業であることが理解でき参考になった。

また、桶川市の公共施設等の整備事業（PPP事業）について研修した。PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）事業は、官と民が組んで行う事業のことである。桶川市において、「フレスポ桶川」と称するショッピングセンターと、体育施設や図書館などのコミュニティーセンターが併設されている。この公民複合施設の建設費は22億円であり、今後29年間、市へ施設用地代を支払う計画である。

今後、鏡石町で健康福祉センター（仮称）建設を計画しているが、規模の大きさに相違はあるものの、PPP事業の研修としては内容についてよく理解ができ、大変収穫があったものと思われる。

2日間にわたり調査した結果は、これからの町づくりに参考とするべきものであった。今後の議員活動に生かしていきたい。

最後に、栃木県芳賀町議会及び埼玉県桶川市議会、あわせて2市町の執行部の方々へ今回の所管事務調査に対し、多忙の中対応していただき、感謝申し上げます、2市町の発展を祈念し、報告といたします。

以上です。

○議長（古川文雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（古川文雄君） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第2回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

あの東日本大震災から復旧復興したやさき、関東甲信、東北地方の広範囲に甚大な被害をもたらした台風19号では、本町においても阿武隈川と鈴の川の堤防が決壊し、被害は昭和61年の8.5水害を上回り、また、78年前の昭和16年7月の浸水被害を超える大水害となりました。被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

78年前と現在では、災害ごみの量にも見られるように、生活様式が変わり、多くの家具や電化製品、さらには農業においても大型機械や施設園芸の経営もされるなどして、その被害額は甚大であります。

そのような中、何といたしまして、今回の水害により人命を落とすことがなかったことに安堵したところであります。

町といたしましては、11月19日に成田区の役員の皆さんと国・県と町の支援策等について説明を申し上げ、被災された皆さんの生活再建、農地や農業経営などの事業再建をどのように進めていくかなどについて懇談会を開催しました。

今後も被災された皆様に寄り添いながら、しっかりと取り組んでまいりますので、町議会のご理解とご支援をお願い申し上げます。

国・県の主な出来事としましては、両陛下祝賀御列の儀が先月10日、皇居から赤坂御所までの約4.6キロメートルで行われました。沿道に詰めかけた約11万9,000人の祝福に笑顔で手を振って応じられていましたが、即位の礼で述べられた「国民に寄り添う」とのお言葉が伝わってまいりました。

ことしのノーベル化学賞の受賞者に、リチウムイオン電池の発明を通じて情報通信社会の発展に貢献した、旭化成名誉フェローで大阪府吹田市生まれの吉野彰氏、71歳が選ばれました。受賞の理由として、我々の生活に革命を起こした、化石燃料が不要な社会の基礎を築き、人類に大きな利益をもたらしたことが上げられ、爆発的に普及したスマートフォンなどのIT機器は軽量で、かつ小型で多くの電力を生み出すリチウムイオン電池で支えられており、電気自動車のバッテリーとしても普及が進んでいます。今後のリチウムイオン電池の応用は、環境問題に一つの解決策を提供することが期待されております。

県政におきましては、任期満了に伴う福島県議会議員一般選挙の投開票が11月10日に行われ、須賀川市岩瀬郡選挙区においては宗方保氏、渡辺康平氏、水野透氏が当選されました。地域と県とをつなぐパイプ役として、豊かな郷土づくりと福島県の復旧復興のためにご尽力いただけるよう、ご期待申し上げる次第であります。

政府は、経済財政運営と改革の基本方針2019では、令和という新たな時代の幕開けを迎え、人口減少や少子高齢化が進行する中であっても、直面する令和元年台風19号の自然災害に対する対応など、さまざまな課題を克服し、持続的、包括的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことが、我が国経済の目指すべき最重要目標であると示されています。

町においては、令和2年度の予算編成に向けて先月22日に予算編成説明会を行い、現在、予算編成作業を進めておりますが、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう、一層の創意工夫を凝らし、持続可能な財政構造の確立に向け、徹底した無駄の削減と、補助制度などを有効活用することを最優先事項とするよう指示したところであります。

次に、台風19号災害関連事業について報告いたします。

被害の総額は21億円を超えており、主なものとしては、農作物、農業施設が5億9,200万

円で103ヘクタールの農地が冠水したほか、ビニールハウスや農機具なども壊滅的な被害を受けました。このほか、住宅など87世帯で2億2,800万円、商工業関係9事業所で4億1,500万円、道路22カ所で2,200万円、農地ののり面被害、農道、水路、ため池など65カ所で5億8,700万円など、成田浄水場と成田浄化センターで2億円の被害となっております。さらに、直接被害ではありませんが、災害ごみの運搬処理や漂流物除去関係で約1億8,000万円の費用発生が見込まれております。

これらの被害に対し迅速に復旧復興を図るため、11月の臨時議会では約1億4,300万円の補正予算の専決処分と3億3,700万円の補正予算をご承認いただいております。そして、本12月定例会には、農用地等災害復旧工事費や農業用ハウス再建及び農業用機械修繕に係る再取得支援費用、災害廃棄物処理業務委託費の増額などで総額約13億4,400万円の補正予算をご提案させていただいており、災害復旧に係る現時点での補正予算の総額は約18億2,400万円を見込んでおります。

11月末現在、被災された86世帯に公的支援制度を受けるための罹災証明書を交付しております。また、11月19日からは被害の程度に応じた各税の減免申請及び被災者生活再建支援金の申請の受け付けを行っており、減免及び給付に向けて迅速かつ適正な対応をしております。

家屋等の浸水により生じた災害ごみの回収については、災害発生後に早急に取り組み、10月14日から成田保健センターグラウンドで、翌15日からは鳥見山公園北駐車場において進めたところですが、あわせて道路等への漂流物の回収も進めており、被災地域の生活環境の保全と公衆衛生の悪化防止に努めたところであります。

今後は、当該ごみの発生量が著しく多量であることを踏まえ、計画的かつ迅速に処理が進められるよう努めてまいります。

住宅関連被災者支援としましては、災害救助法に基づき、民間の借り上げ住宅及び住宅応急修理制度の住まいに係る支援を現在実施中でありまして。

また、農地や農業用施設の災害復旧事業につきましては、今月から国による災害査定を受け、順次早急な復旧に向けて進めてまいります。

成田地区の上下水道施設にも甚大な被害があり、成田浄水場と成田浄化センターはどちらも施設が水没し運転不能の状況であります。既に災害査定に向けた設計業務は発注しており、早期復旧に努めてまいります。

児童生徒への対応としては、第二小学校では15名、鏡石中学校では13名の児童生徒が被災し、被災した児童生徒への教科書と学用品については、災害救助法による支援や各種団体などからの無償供与により、おおむね学習に必要なものは支給されたところでありますが、いまだに親戚宅などに避難し通学している子供もいることから、被災された児童生徒たちが

いち早く通常の学校生活が送れるよう支援してまいります。

次に、町における9月以降の主な出来事について報告いたします。

10月5日には、鏡石牧場の朝秋祭り実行委員会の主催による鏡石牧場の朝オランダ秋祭りは、盛りだくさんの内容で盛大に開催されました。当日は台風の影響も心配されましたが、天候にも恵まれ、約3万8,000人の皆様にご来場いただき、にぎわいの創出と町の活性化が図られ、多くの皆さんに喜んでいただけた一日でありました。関係者の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

また、本年度の田んぼアート事業につきましては、5月27日の田植え以降、順調に生育し、ことしも町内外から多くの方に観覧いただきました。ただ、10月の台風19号の影響により、稲刈りイベントが2年連続で中止となってしまいました。ことしは週末に天候が悪い時期があり、田んぼアートの観覧者は2万3,782人で、昨年比6,993人の減少となってしまいました。現在は、ことしで4年目となる田んぼアートLEDイルミネーション事業「きらきらアート」を開催しており、過去最高の本数となる約8,000本のイルミネーションが多くの観覧者をお待ちしております。この一連の田んぼアート事業は、初夏から初冬へ進化していく田んぼアートが、我が町の観光スポットとして定着しております。

第14回鏡石駅伝・ロードレース大会は11月3日に開催を予定し準備を進めていたところですが、台風19号の被災に伴い、会場である鳥見山公園北側駐車場が災害ごみの収集場となり、参加者の安全確保及び2,000名を超える参加者の駐車場確保が困難などにより、総合的に判断し中止しました。

11月には、イオン株式会社の東北地方の震災からの復興事業の一環として、特別栽培米、牧場のしずくの販売促進のため、沖縄県北谷町にあるイオン北谷ショッピングセンターでトップセールスを実施しました。この事業により、11月7日から10日までの4日間、沖縄県下のイオン琉球株式会社の37店舗において、牧場のしずく5キロ入り4,000袋を販売しました。販売に先立ち、11月7日には沖縄県下のテレビ、ラジオ、新聞などのマスメディア各社で町職員や米づくり部会の方々が出演し、牧場のしずくを含めた鏡石町のPRを行いました。

将来の鏡石町を担う小学生に鏡石町の町づくりに関心を深めてもらうとともに、意見や要望などを今後の町づくりの参考にすることを目的とした出張子ども議会を11月6日に鏡石第一小学校、11日には鏡石第二小学校で開催しました。ふだん疑問に感じていることや町について思っていることなど、子ども議員の皆様から忌憚のない意見などがありましたので、各種施策の参考とさせていただきます。

11月17日に行われた第31回ふくしま駅伝では、6年連続町の部6位から順位を1つ上げ5位となり、総合の部でも3つ上げ14位の成績をおさめ、第4区では石井智大選手、第6区では山本竜也選手が区間賞を獲得するなど、各選手が日ごろの練習の成果を発揮し、94.8

キロ、16区間を選手団全員のチームワークでたすきをつないだ大会となりました。選手の皆さんのこれまでの努力と指導に当たられた監督、コーチの健闘をたたえるとともに、沿道で熱い声援をいただいた多くの町民の皆様に感謝申し上げます。

11月24日には、令和元年度東京かがみいし会総会が東京グリーンパレスで盛大に開催されました。新規会員として3名の入会もあり、カラオケや寸劇が披露され、ふるさと鏡石の近況に懐かしさが盛り上がる和やかな総会となりました。

小野町出身で東京農業大学名誉教授の発酵学者、小泉武夫さんを講師に迎えた文化講演会を11月27日に町公民館大研修室で開催し、約330人が来場されました。小泉さんは「発酵食品の魔法の力」をテーマに、時折ユーモアを交えながらわかりやすく解説し、来場者には発酵食品の魅力と体に与えるさまざまな効能について理解を深められたことと思います。

次に、本年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

原子力災害対策関連事業につきましては、米の全量全袋検査において、10月の簡易検査で4袋が基準値を上回って検出されましたが、原因はことし購入した中古のもみすり機で、双葉地方からの購入品であり、機械内部のほこりなどが玄米に付着し汚染したものと、福島県では断定しております。このような特殊なケース以外については、昨年引き続き基準値を超える放射性セシウムは検出されておられません。また、米以外の農作物についても検出されたケースはありませんが、引き続き放射能汚染検査を実施し、安全・安心を確認してまいります。

道路等側溝堆積物撤去・処理事業につきましては、本年度予定の5地区について業務を進めているところですが、年度内には全て完了する見込みとなっております。

消費税・地方消費税10%への引き上げが住民税非課税の方、小さな乳幼児のいる子育て世帯の方の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起、景気を下支えすることを目的としてプレミアムつき商品券の販売を行っております。対象者1人に対し2万5,000円の商品券を2万円で販売しておりますが、現時点での対象者の商品券購入率が47.07%と低調であることから、販売期間を1カ月延長し、来年2月28日までとしたところであります。

次に、第5次総合計画の5つの行政分野別における状況であります。1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、行財政の改革と進行管理、自主財源の充実として取り組んでいる町税等収納率向上対策事業では、平成28年1月から運用を開始したコンビニ収納の利用が大きく伸びています。10月末における前年との比較では、納付件数で624件増の7,698件、税額で約660万円を上回る1億119万8,000円が納付されております。

固定資産税評価がえに係る調査事業においては、地価鑑定などの業務を委託するなどして、令和3年度の固定資産評価がえに向けて準備を進めているところであります。

社会保障・税番号制度につきましては、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的身分証明書として、平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されており、順次交付事務を進めているところですが、10月末現在、1,383名分のカードが届けられており、1,260名の方へ交付いたしました。引き続き本制度のカード発行の推進に努めてまいります。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、教育、文化、スポーツ、健康づくり事業に取り組んでおりますが、各学校、幼稚園においては2学期も間もなく終業式を迎え、学習成果の発表会などの行事が開催されるなど、充実した学習活動が行われているところです。中でも、元気キッズサポーター派遣事業を体育の授業や放課後活動の支援として、各小学校において持久走及び陸上練習をNPO法人かがみいスポーツクラブの指導のもと、運動への意欲と体力の向上を図っているところであります。その結果もあり、第21回福島県小学生クロスカントリーリレー大会では、リレーと男女個人の全部門で第一小学校が見事優勝し、12月8日に開催された日清食品カップ第22回全国小学生クロスカントリー大会に出場いたしました。

また、第一小学校及び第二小学校の3年生から6年生までの17クラス484人を対象に、11月に学年ごとに4日に分け、ふくしま森の科学体験センター、ムシテックワールドで理科教室を開きました。子供たちの理科離れが問題となっている中、実験や工作などのプログラムを体験し、理科に対する想像力や思考力が深まるものと期待しております。

中学校においては、中学校教育活動（キャリア・放射線教育）補助事業として、9月には、昨年度に引き続き中学1年生を対象に、福島県農業総合センターにおいて、体験的な学習活動を通じての放射能に関する知識の習得と、東日本大震災を振り返ることで環境回復や復興に向けた取り組みについて学習を実施したところです。

次に、生涯学習機会の拡大とスポーツの振興では、生涯学習文化協会との共催事業により、秋の文化祭が10月26日と27日の2日間、公民館をメイン会場に、展示部門には871名、1,429作品、囲碁、将棋、謡曲の大会部門に41名が参加し、日ごろの学習の成果を発表しました。

また、10月20日には、秋の文化祭に先立ち公民館で文化芸能祭が開催され、台風19号の影響もあり、昨年より少ない13団体、105名が参加し、舞踊や歌謡、コーラスなどが発表され、会場から盛んな拍手が送られました。

次に、町民保健と健康づくりの支援については、今年度の集団健康診査後の10月から11月にかけて、特定保健指導対象者に対し健診結果をもとに健診結果説明会を保健師や管理栄養士が個別に行い、みずからの健康状態や生活習慣の改善すべき点を確認し、目標を設定した行動に移すことができるための保健指導を実施したところであります。さらには、一般町民を対象に、専門医による血圧管理と、糖尿病とその合併症についての健康セミナーをそれ

ぞれ7月30日と11月23日の2回開催し、病気と予防についての理解を深めていただいております。

また、高齢者食生活改善訪問事業、生き生き幸せ食生活応援団事業については、管理栄養士や保健師による高齢者訪問は訪問回数67回、前年比8回の増、指導対象者は91名、前年比15名の増となりました。また、栄養教室については3回開催し、参加者は83名と、前年比20名の増でありました。さらには、幼稚園、保育所での食育教室を6回開催したところがあります。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、百歳賀寿事業として、11月21日、特別養護老人ホーム鏡石ホームにおいて、成田出身の吉田トミヨさんに町からお祝い金を贈呈し長寿をお祝いいたしました。長寿の秘訣はどの問いかけに、腹いっぱい食べ、習字や短歌、俳句を楽しむとのことでした。

令和元年度民生児童委員一斉改選に伴う委嘱状伝達式は、今月2日に役場第1会議室において行い、新任13名、再任9名の皆様に国からの委嘱状を伝達しました。12月1日から3年間、社会福祉の増進と地域社会づくりにご協力をお願いするものであります。

児童福祉の充実につきましては、国が定める幼児教育・保育の無償化並びに町単独事業として、預かり保育料の上乗せ助成と国の副食費相当額を鏡石町子どもの食育推進奨励金については、関係機関と連携のもと、10月1日からスタートしました。

令和2年度の認可保育施設と町立幼稚園の入所・入園申し込みを、10月21日から11月8日まで実施したところです。371名の申し込みを受け付けしたところです。これから各施設と利用調整を行い、令和2年1月には保護者の皆様に結果を通知することとしています。

消費者行政事業につきましては、平成27年度から天栄村と共同で消費者生活相談室を設置しております。消費者生活に関する相談件数は10月末現在8件となっており、近年は特殊詐欺事件の多様化が進み不安に思う事例のほか、ネットでの取引による契約トラブルも多くなっておりますので、困ったときの相談先として今後も継続して設置したいと考えております。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」については、令和元年産水稻の作況指数が福島県中通り地方で102と発表がありました。本町においては、4月、羽鳥ダム用水のパイプラインが破損し、昨年より10日ほど通水がおくれたことや、10月に町を襲った台風19号の影響から一部地域で甚大な被害を受けました。

まちの駅かんかんてらすは今年のオープンから2年目を迎え、昨年度と営業時間が若干違うので単純比較はできませんが、11月末で売り上げは1,300万円を超え、前年比138%と順調に推移しております。町内農業者を初め、70名を超える方々から新鮮な農産物や特産品、手工芸品などの出品をいただき、ほぼ毎月行われているイベントも徐々に浸透してきております。さらに、町の観光情報の発信拠点としても活用され、多くの方の憩いの場として、町

のにぎわいの創出に寄与しているものと考えておりますので、なお一層かんかんてらすの利活用を図り、町の玄関口として親しまれる施設となるよう努めてまいります。

農地再生プロジェクト事業「田んぼで油を採ろう・かがみいし油田計画」は、実証ほ場及び町内の作付けほ場約7.3ヘクタールから収穫された菜種4.7トンについては、現在搾油作業中で、間もなく今年度産の菜種油ができ上がる予定であります。今後は町内各小中学校の給食に活用していただくとともに、昨年を引き続き、PR活動を進め販路拡大に努めていきたいと考えております。

また、エゴマについても作付面積約1.3ヘクタールの収穫が終了し、収穫した約220キロの乾燥調製を行っております。今後、菜種油同様搾油作業を進め、年明けには鏡石産エゴマ油として提供できるものと考えております。今後とも実証に基づき、耕作放棄地対策はもとより、町の面積の半分を占める農地の維持と都市環境との調和を図るため、生産拡大に努めてまいりたいと考えております。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」における幹線道路網の整備事業につきましては、主要事業の工事発注を行い、現在工事が進んでおります。また、鏡田89号線道路改良工事では、工事施工に支障物件があることから不動産鑑定業務委託及び物件移転補償調査業務を発注し、年度末の工事完了に向け計画どおり進捗しております。

また、鏡石スマートインターチェンジ車種制限変更、車長制限6メートルから9メートルへの変更計画につきましては、現在、国土交通省やネクスコ東日本との協議を進めているところであり、今年度の地区協議会を今月25日に開催し変更に向け取り組んでまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、第1工区内の9区画分の保留地販売につきましては、今月2日から27日まで募集期間を設け、全区画販売が完了できるようPRに努めております。第3工区の進捗につきましては、仮称健康福祉センター敷地の一次造成工事及び街路築造工事に着手し業務を進めております。

次に、水環境の基盤整備である上水道第5次拡張事業については、6月に浄水場建設工事を発注し、9月から本格的に現場が動き出しました。現在は主に盛り土工事が進められており、計画どおり進捗しております。そのほか本年度の拡張事業として発注しました導水管、配水管の布設工事は順調に進んでおります。

公共下水道においては、社会資本整備総合交付金事業により施設の長寿命化対策を進めております。今年度予定しているマンホールポンプ等の施設の更新工事を発注しました。

農業集落排水施設においては、施設の更新に必要な整備構想の調査・設計業務について、災害復旧事業と整合を図り進めております。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

議案第23号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、町民プールの指定管理者の指定期間が令和2年3月末をもって期間満了となるため、鏡石町公の施設の指定管理者の手続に関する条例の規定に基づき、令和2年度から3年間の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法第22条の2に新たに設けられた会計年度任用職員の給与と費用弁償について定める条例の制定であります。

議案第25号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第27号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案については、県人事委員会が10月2日に県に対し県職員の給料月額と勤勉手当を上げるよう勧告したことに伴い、町としても県議会及び県内市町村の動向に準じて、給与月額と期末手当及び勤勉手当の算定基礎額に乗ずる割合を改正するための所要の改正を行うものであります。

議案第28号 鏡石町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第31号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての4議案については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理を行うための改正であります。

議案第32号 町道路線の認定については、本町地内及び中央地内の2路線の町道の認定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきましては、主な歳入として、台風19号に関連する国庫補助金、交付金等及び起債の増、主な歳出は台風19号に関連する農業施設復旧工事費及び農業用パイプハウスの再建、農業用機械の修繕に係る再取得のための支援交付金の増額など、総額で13億2,988万5,000円の増額補正予算であります。

次に、議案第34号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、療養給付費、高額療養費の利用実績により補正をするものであり、議案第35号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業調整により予算を組み替えるものであります。

次に、議案第36号 鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、流域下水道維持管理負担金の前年度精算に伴う補正であり、議案第37号 鏡石町農業集落排水事特別会計補正予算（第4号）につきましては、成田浄化センター汚泥処分費の増に伴い予算の組み替えを行うものであります。

議案第38号 鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、職員の人事異動による給与等の予算額に調整が必要となったため、予算の組み替えを行うものであります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第23号 公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

本件につきましては、鏡石町民プールすいすいの指定管理者の指定の期間が来年3月末をもって期間満了するため、引き続き指定管理者制度により管理するため、鏡石町公の施設の指定管理者の手続に関する条例第4条の規定に基づき、10月23日に告示を行い、同時に公募を開始し、公募期間である11月14日までに応募申請されたのは、今回議案として提出した株式会社アビックのみからの提出となり、指定管理者の候補者選定委員会の質疑をいただいた上、指定管理者を指定いただきましたので、同条第6条の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定のために議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称につきましては、鏡石町民プール。指定管理者となる法人につきましては、茨城県水戸市袴塚2丁目4番46号、株式会社アビック、代表取締役、秋山英樹。指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であります。

以上、議案第23号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄君） 日程第6、議案第24号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第24号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

議案第24号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

3ページをお開きください。

このたびの条例の制定の目的でございますけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、地方公務員第22条の2に新たに設けられました会計年度任用職員の給与と費用弁償について定めるための条例の制定でございます。

第1条につきましては、先ほど説明いたしました条例の趣旨でございます。

第2条につきましては、用語の定義を定めるものでございまして、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の定義でございます。

第3条につきましては、この条例においての給与についての規定でございまして、フルタイム職員の給与にあつては給料と各種手当、パートタイム職員の給与にあつては報酬と期末手当とするものでございまして、また、支払い方法を規定するものでございます。

第4条から第14条につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与の内容を規定するものでございます。

第4条にあっては、フルタイム職員の給料の規定でございまして、主に正職員の行政職給料表、1級、2級により作成いたしました、13ページをご覧ください。13ページに記載しております別表第1、給料表により支給するものでございます。

第5条にあっては、職務の級についての規定でございまして、職務の複雑や責任の度合いに基づきまして、これも15ページに記載してございますけれども、別表第2、等級別基準職務表によりまして、1級の職務は定型的または補助的業務を行う職務として、2級の職務は相当の知識または経験を必要とする職務としております。

次のページをお開きください。

第6条でございまして。

第6条にあっては、フルタイム職員となった者の号給は、規則による基準により決定するという規定でございまして。

第7条にあっては、給料の支給についての規定でございまして、給与条例第6条及び第7条の正職員の給与支給方法を準用するものでございます。

同じく第8条から第10条にあっては、それぞれ給与条例で規定しております正職員の通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当の支給方法を準用する規定でございまして。

次のページをお開きください。

第11条にあっては、給料の減額の場合、時間外手当等の支給の際の端数処理の内容について規定するものでございまして、1円未満を切り上げるものであります。

第12条にあっては、フルタイム職員の期末手当の規定でありまして、任期が6月以上の職員に、給与条例第18条から第18条の3で定めています正職員の期末手当の支給方法を準用する規定でございまして。

第13条にあっては、勤務1時間当たりの給与額についての規定でございまして、時間外手当、休日勤務の手当の支給、給料を減額する際の1時間当たりの給与額の算出方法を規定するものでございまして。

第14条にあっては、給料の減額を規定するものでございまして、祝日、有給休暇などを除く勤務時間中に勤務しないときは給与を減額する規定でございまして。

次のページをお開きください。6ページでございまして。

次に、第15条から第24条までは、パートタイム職員の報酬の内容を規定するものでございます。

第15条は報酬についてでございまして、第1項は月額で報酬を定める職員、第2項は日額で報酬を定める職員、第3項は時間で報酬を定める職員、それぞれの報酬額の算出方法を規定するものでございまして。

第16条は時間外手当に係る報酬についてであり、第2項は1時間当たりの加算率を定めて

おります。

次のページをお開きください。

第3項は週休日振りかえ変更に伴う1時間当たりの加算率を、第4項は1カ月に60時間を超える場合の1時間当たりの加算率を、それぞれ規定するものでございます。

第17条は休日勤務に係る報酬についてでございまして、休日に勤務した際の報酬支給額等についての規定でございます。

次のページをお開きください。

第18条は報酬の端数処理についてでございまして、時間外勤務及び休日勤務の報酬の支給の際の端数処理については、1円未満切り上げとするものでございます。

第19条は期末手当でございまして、任期が6月以上の職員に、給与条例第18条から第18条の3までの正職員の期末手当の支給方法を準用するものでございます。1週間の勤務時間が著しく少なく、規則で定める者に支給しないこととする規定でございます。

第20条は、報酬の支給日や計算期間等を規定するものでございます。

次のページをお開きください。

第21条は、勤務時間1時間当たりの報酬額についての規定でございます。

第22条は報酬の減額についてであり、正規の勤務時間に勤務しない場合の減額方法の規定でございます。

第23条は通勤に係る費用弁償についてでございまして、給与条例第11条の正職員の通勤手当の支給方法を準用する規定でございます。

次のページをお開きください。

第24条でございしますが、公務の旅行に係る費用についてであり、職員等の旅費に関する条例により支給する規定でございます。

第25条は給与からの控除についてであり、給与からの控除事項を定めたものでございます。

第26条は、特に必要と認められる職員の給与についてでございまして、職員の特殊性を考慮し町長が必要と認めた場合は、給与を別に定めることができる規定でございます。

第27条は、必要な事項は規則で定める委任規定でございます。

附則の第1項は施行期日を令和2年4月1日とするものでございまして、第2項は経過措置として、現在雇用されている嘱託、臨時職員が令和2年度以降、引き続き会計年度任用職員として任用される場合は、現在の給与月額を保障する規定でございまして、第3項は現給保障の規定でございます。

次のページをお開きください。

第4項は、特例措置としまして、期末手当の支給率については段階的に引き上げる規定でございまして、第5項から第9項にあっては、会計年度任用職員制度が開始されることに伴

い、関連する条例の必要な字句の整理や会計年度任用職員の規定を設けるなど、所要の整備を行うものでございまして、第5項は職員の給与に関する条例の一部の改正、第6項は職員の分限に関する条例の一部改正、第7項は職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正、第8項は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。

次のページをお開きください。

第9項でございますが、鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、上程されました議案第24号につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって、総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、議案第25号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第25号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

16ページをお開きください。

人事院は、8月7日に国及び内閣に対しまして、国家公務員の月例給と手当の改定勧告を行いました。これを受けまして、福島県人事委員会は10月2日、県に対し、県職員の給与と民間給与との格差0.07%を埋めるため給料月額を引き上げを行うとともに、勤勉手当を0.05月分引き上げるよう勧告を行ったところでございます。

町といたしましては、福島県人事委員会の勧告に基づきまして、職員の給与等の改正及び県議会、県内自治体の動向に準じまして、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

17ページをご覧ください。

鏡石町議会の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。

第5条期末手当の規定でございますが、第2項中の支給割合を「100分の165」から「100分の167.5」に改めるものでございます。

附則に第10項を追加しまして、令和元年12月に支給する割合の適用については「100分の165」を「100分の170」とするものでございます。

改正附則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行するが、期末手当の算出基礎額に乗ずる割合の適用については令和2年4月1日から施行する。

第2項としまして、改正後の附則第10項の規定は令和元年12月1日から適用し、第3項としまして、改正前に支給された期末手当は改正後の期末手当の内払いとするものでございます。

以上、上程されました議案第25号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 9番、今泉でございます。

ただいまの議案第25号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の件でございますが、総務課長からの内容説明では、これは10月の県人事委員会からの基本的な動きがあるというふうなことでございます。それに伴って、町は県の人事委員会に準じて、今回、この25号を上程してきました。

しかし、私は見ていまして、これは12月3日の新聞なんです、全体的に全産業売上高3

年ぶり減少している。そして、冬のボーナスの東北総研推計が出した県内の民間、官公庁総月資料も拝見しました。そうしましたところ、全てがここで前年比から0.5%減額になっているんです、報告では。しかし、我が町はここでアップして提案しました。

その中で2つほどお伺いしますが、1つは、前もこれは何回か私も言っているんですが、町独自として、このように鏡石町の経済状況あるいは給与関係についても、ここまで上げていることはちょっとまずいんじゃないかと。鏡石町全体としての産業界も含めた中での独自として、このような議案を出すべきだろうということを言っていますが、それは今回、加味された議案であるのかということが第1点です。

あと、第2点は、実は先ほども町長の説明要旨でも一番最初に出ておりました。今回の台風19号の被害総額が21億円、そして、町の補正予算も18億アップするというふうな非常に大変な状況に、あの東日本大震災以降のことではありますが、歴史的な水害になっております。そのとき、町の被害者に対するいろんなことを考えたときに、このようなことを、上げていくことはいかなものかというふうに思います。私たち町議員は公職選挙法によって、たとえ被害者であろうと、誰であろうと、有権者に対しては1円たりとも、そういうふうな金銭を与えることは禁じられております。そのときに、成田の方々を初め被害者の方々が苦勞しているのに、自分では上げることはできないんですが、このような値上げ分は、私は、我々議員は辞退して、この法案を否決して、そして、幾らでもその財政を被害者の方々に、何らかの生活資金に対応できるような方向にすべきだろうというふうに思っておりますので、そういうことも町としては加味した中での提案であるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず第1点といたしましては、町独自といたしまして今回の調査をしたか、それに基づいて、今回の改定については加味しているのかというご質疑でございますけれども、町独自の調査はしておりません。

先ほど、ご説明した中身といたしましては、あくまでも県人事委員会の勧告に基づきまして給与の改定等があったということでございまして、県議会、県内自治体の動向に準じまして、今回の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するというご理解をいただきたいと思っております。

次に、台風19号に対する被害に対応してということで、それが今回の補正額合計といたしましては18億ということでご説明申し上げたところでございますけれども、これにつきまして

でも、対応につきましては、被災者に寄り添いながら各種の支援策を実施しているということでございますので、これにつきましては、別の財源の確保ということでの観点から対応してまいりたいと考えておりますので、これとは別の考えで実施するということをご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、議案第26号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第26号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

18ページをお開きください。

このたびの一部改正につきましては、先ほどの議案と同じく、福島県人事委員会の勧告に

基づきました職員の給与等の改正及び県、県内自治体の動向に準じまして、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

19ページをご覧ください。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてのご説明を申し上げます。

第3条期末手当の規定でございますが、第2項中支給する割合を「100分の165」から「100分の167.5」に改めるものでございます。

附則に第18項を追加いたしまして、令和元年12月に支給する割合の適用については「100分の165」を「100分の170」とするものでございます。

改正附則第1項といたしまして、この条例は附則の日から施行するが、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合の適用につきましては令和2年4月1日から施行します。

第2項といたしまして、改正後の附則第18条の規定につきましては令和元年12月1日から適用いたしまして、第3項としまして、改正前に支給される期末手当は改正後の期末手当の内払いとするものでございます。

以上、上程されました議案第26号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第26号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第9、議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

20ページをお開きください。

このたびの一部改正につきましては、10月2日、福島県人事委員会は県に対し、県職員の給与と民間給与との格差0.07%を埋めるため給料月額を引き上げを行うとともに、勤勉手当を0.05月分引き上げるよう勧告を行ったところございまして、町といたしましても、地方公務員法の趣旨を踏まえ、福島県人事委員会の勧告に基づきまして、職員の給与等の改正及び地方公務員法改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

次のページをご覧ください。

職員の給与に関する条例の一部を改正することについてご説明いたします。

第10条の2第1項第1号イ中、月額20,500円を超える家賃を支払っている職員の居住手当の額の算定基礎額「1万6,000円」を「1万7,000円」に増額改正するものでございます。

第11条第2項中、自動車等の使用距離に応じた通勤手当の額につきましては、県職員の条例改正に合わせまして、限度額を「6万4,000円」に増額改正するものでございます。

第18条第1項中及び同条第4項中並びに第18条の2第2項中、第19条第1項及び同条第2項第1号中、第25条第6号中の文言にありましては、成年後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、関係条例の整備をこのため削除及び改めるものでございます。

第19条第2項第1号中、勤勉手当の支給率「100分の92.5」を「100分の95」に改めまして、同項第2号、再任用職員につきましては「100分の45」を「100分の47.5」に改めるものでございます。

次に、職員の給料表を別表第1のとおり、改正後の給料表を若年層へ重点を置きまして、

給料月額を22ページから24ページのとおり改正するものでございます。

25ページをご覧ください。

附則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行しまして、ただし書きにおきまして、第10条の2、居住手当、第11条第2項、通勤手当の規定、第19条第2項、勤勉手当につきましても、令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましても、別表第1、給料表の適用は平成31年4月1日とし、通勤手当の規定は令和元年12月1日から適用するものでございます。

第3項におきましては、給与の内払いを規定したものでございます。

第4項につきましても、令和元年12月に支給する割合の特例といたしまして、それぞれ読みかえるものでございます。

第5項は、施行に関して必要な事項は町長へ委任するという委任規定でございます。

以上、上程されました議案第27号につきましても、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第10、議案第28号 鏡石町表彰条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第28号 鏡石町表彰条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

26ページをご覧ください。

このたびの改正につきましては、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、関係条例の整備を行うため削除及び改めるものでございます。

第10条第1号を削りまして、同条第2号中「破産者に対して」を「破産手続き開始の決定を受けて」に改め、同号を同条第1号に繰り上げ、同条第3号を第2号に繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上、上程いたしました議案第28号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第28号 鏡石町表彰条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長

○議長（古川文雄君） ここでお諮りいたします。

会議時間を延長して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認め、本日の会議時間を延長することに決しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第11、議案第29号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいま上程されました議案第29号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

27ページをお願いいたします。

このたびの鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正になり、印鑑の登録を受けることのできないものを意思能力を有しない者と定めたことから、所要の規定の整理及び文言の整理を行うため、鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。

中段の改正条文をお願いいたします。

第2条につきましては印鑑登録資格に関する条文であり、第1項のただし書きを削り、第2項として、「前項に定めるところにかかわらず、次の者については、印鑑の登録をうけることができないものとする」を加え、第1号で「15歳未満の者」、第2号で「意思能力を有

しない者（前号に掲げる者を除く。）」を加えるものでございます。

第4条第1項第1号につきましては、文言の改正で「記録」を「記載が」に改正するものでございます。

第10条につきましては、印鑑登録票の消除に関する条文であり、消除するものとして「意思能力を有しない者」とすることから、第1項第3号中「禁治産者の宣告を受けた」を「第2条第2項に該当する者であると判明した」に改正するものでございます。

附則としまして、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上、議案第29号につきまして、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第29号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第12、議案第30号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第30号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

28ページをお開きください。

このたび、成年被後見人等に係る欠格条項のその他の権利の制限に係る措置の適正化に伴い、上位法である児童福祉法の改正により条例の一部を改正するものであります。

鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するもので、職員の資格要件であります第23条第2項第2号中「第4号」を「第3号」に改めるものでございます。

附則としまして、公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第13、議案第31号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第31号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

29ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が成立、公布されたことにより、成年被後見人等に係る欠格条項を設けているものについて速やかに見直しを行うよう国より依頼があり、これを受けて条例の一部を改正するものです。

改正につきましては、第5条の3第4号アにおいて、改正前の条文から「成年被後見人もしくは被保佐人」を削除し、「ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、条文整理のため、第5条の3第4号エ中「アからウ」を「アからエ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に新たな欠格条項として、「エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を追加するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、提案理由を説明いたしました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第14、議案第32号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第32号 町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書30ページをお願いします。

このたびの町道認定につきましては、私道の寄附採納願による町道移管に伴う道路認定1路線及び法定外道路を町道認定とする1路線、合計2路線でありまして、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

認定番号1番としまして、路線名、鏡田554号線、起点、本町43番15先、終点、本町43番6先。延長につきましては143メートル、幅員6メートル。

番号2番、路線名、笠石555号線、起点、中央50番1先、終点、中央44番。延長につきましては59メートル、幅員1.8メートル。

いずれも町道に切りかえ供用を行うものでございます。

以上、議案第32号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ちょっとお尋ねを申し上げます。555号線、幅員1.8メートル。最

初に今、課長が説明あったように、法定外町道という言葉が飛び出したんですけれども、今、道路は消防車が入れるように幅員4メートル以上のみなし道路の制度がつくられているわけなんですけれども、こういう中であって1.8メートルの町道を認定するという意味について、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいまの質疑にご答弁申し上げます。

こちらの笠石555号線につきましては、ご説明のとおり、幅員が1.8メートルということで、4メートルない幅員でございます。こちらにはいずれも住宅が建っている箇所でございますので、その住宅に関しましてはいずれも2メートルのセットバック、そちらをしていただいて、消防車とかの緊急車両が通行できるような管理はしてございます。よって、そちらを今後町道に切りかえて町として管理をしていくというものでございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第32号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（古川文雄君） 日程第15、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第1号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり総務文教常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 零時09分

第 2 号

令和元年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和元年12月10日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	畑 幸一君	2番	角田 真美君
3番	橋本 喜一君	4番	菊地 洋君
5番	小林 政次君	6番	井土川 好高君
7番	渡辺 定己君	8番	大河原 正雄君
9番	今泉 文克君	11番	円谷 寛君
12番	古川 文雄君		

欠席議員(1名)

10番 木原 秀男君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 栄作君	副町長	小貫 忠男君
教育長	渡部 修一君	総務課長	小貫 秀明君
税務町民課長	長谷川 静男君	福祉こども課長	関根 邦夫君
健康環境課長	角田 信洋君	産業課長	橋本 喜宏君
上下水道課長	吉田 竹雄君	都市建設課長	菊地 勝弘君
教育課長	根本 博君	会計管理者兼出納室長	倉田 知典君
農業委員会事務局長	柳 沼和吉君	農業委員会	菊地 榮助君
選挙管理委員会委員長	大河原 八郎君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
局

小 貫 正 信

主 任 主 査 鈴 木 淳 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け出者は、10番、木原秀男君の1名です。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（古川文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（古川文雄君） 初めに、9番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） おはようございます。

9番、今泉文克でございます。12月定例議会の一般質問、緊張しておりますが、ただいまより始めさせていただきます。

まずは、10月13日の成田地区を中心にしましたところの台風19号被害を受けた町民の皆様方、それから関係者の方々に心からお見舞いを申し上げます。

そして、10月以降に数多くのことがありました。

国際的には、ノーベル賞を受賞しました日本人で28人目の吉野彰さんが、ただいまノルウェーのほうに行っておられます。すばらしい功績をあげた、我々にも喜びのあることでございます。心からお祝いを申し上げます。

また、11月6日には一小、11日には二小の子供さんたちによります議会がありまして、11名の児童の方々が教育、牧場、安全性、若者の頑張る町づくりなどについて、幾つも町に提案をしていただきました。あの思いは我々も十分理解した中で、どう町政に位置づけていくか、実践していかなくちゃならないというふうに改めて感じたところでございます。

そして、11月10日には、福島県の新しい議会の議員の選挙が、投票日がありまして、今

回、宗方先生、渡辺先生、水野先生の3人がご当選いたし、心からお祝いを申し上げ、我が鏡石町あるいは岩瀬間、それから福島県のためにご尽力されることを心から祈るところでございます。それとともに、今回の県会議員の選挙を最後にしまして勇退されました、5期、我が町づくり、そして多くの行政にたくさんの実績を残され、そして県会議長まで務められました斎藤健治様には、心から感謝と御礼と、これからの改めたご指導とそれからご活躍をこの地でお祈りするところでございます。

また、近くでは一昨日、12月8日ですが、大阪万博記念公園におきまして全日本小学校カントリーリレー大会があり、我が鏡石町一小から多くの児童たちが参加して、全国の大会の場で鏡石町をまた大きく飛躍してくれました。成績は22位ということでございますが、福島県の代表として恥ずかしくない頑張りを見せてくれたことを大変うれしく思い、また、これからあの子供たちが大きく成長することを祈るところでございます。

このように、新たな鏡石町づくり、そして頑張る子供たちの情報、あるいは世界にも続く喜びも聞かれる最近でありました。

しかし、我が鏡石町の中で一番心の中に残って心配されることは、この12月鏡石町議会でも多くの政策がありますが、しかし、正月を迎え、年末なのに、緊急であるのに、台風19号の対策の早急な復旧であります。

10月12日、雨が強くなり、町内全体に影響しておりますが、特に成田宿屋敷を中心に浸水が起きました。午後8時には警戒レベル4ということで避難指示が出されましたが、夜間の中、そして大雨の中で、非常に地元の方々には不安な時間を過ごしておったところでございます。そして夜間から深夜にかけて、未曾有の被害を宿屋敷地区を中心に受けてしまったところでございます。

その中で、今回はいろんな質問もあったところなんですけど、まずは、これをこの12月議会でしっかりと皆さんと議論して、被災者のための施策をつくっていかないと、我々議員としての責務が問われるのかなというふうに感じまして、今回はこの19号の被害のことだけに集中をさせていただきました。

それで質問に入りますが、町内の被害の実態、内容でございますが、被災町民の実態を伺いますが、その中で罹災証明対象者数、これが何名になっておられるのか、それから、これらの全壊、大規模半壊、あるいは半壊、一部損壊、それらがどのような数字で町内には出ているのかをお伺いします。

それから、12月4日は県が特別給付金として、一部損壊と半壊者への10万円の助成を決定し、これを各市町村のほうと連携してやるということを発表されました。市町村は35市町村、戸数が1万8,500戸ほどあるようでございます。各自治体はそれに向けて対処しているところも多いところでございますが、いわきなんかは3万から5万円別枠でやっておられま

す。しかし、これは全部の県内の町村がやっているのではなくて、9つだかの町村はまだそれができていなかったということでございます。その中の一つに我が鏡石町も、独自の関連助成がまだ表示されておられません。これは県からも要請があることだと思いますが、我が町としてはどのように考えておられるのか。

それから、生活再建のため、家財購入や生活再建費が必要であります。町として、令和元年度の予算の事業中、不要不急の政策も中にはあるのかなというふうに思っております。これらを何でかんでこの令和元年中に実施するのではなくて、来年で対応できるようなものにつきましては令和2年にそれを先延ばしして、現段階、今年のこれからの政策の変更、あるいは、それらを被害対策にかえるべきというふうに考えておられますが、以上、第1段階としてお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） おはようございます。

9番議員の一般質問にご答弁申し上げます。

まず、第1点の罹災証明の件数でございます。

罹災証明の全壊につきましては6件、大規模半壊につきましては34件、半壊につきましては35件、一部損壊につきましては12件となっておりますが、うち一部損壊につきましては、成田地区に限定しますと、12件のうち7件ということになっております。ですから、合計としまして罹災証明の件数につきましては、合計で87件となりますけれども、成田地区に絞りますと82件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

県の見舞金、これについて申し上げたいと思います。

この件については、県内現在34市町村が独自に制定をしてある、見舞金について制定しております、そのうち我が町については制定しておらなかったということでもあります。

この今回、県から見舞金が交付されるのは、各市町村のいわゆる見舞金に上乘せをして今回実施すると、こういうことになっています。その中では、町といたしましても、この議会が終わってすぐに議員の皆様にご提案を申し上げて、1月にこの県の見舞金の上乘せのための町の条例をつくってまいりたいということでもあります。

ほとんどの町村は、この34町村の中では、いわゆる一番大きいのは昭和61年の8.5水害、このときにいわゆる創設したものであります。また、10年の洪水、これについてもしてあると、隣の須賀川市さんも61年、天栄村さんは10年ということでもあります。我が町はその中

で、こういった震災が今まで余りなかったということで、多分つくられなかったのかなということでもあります。今回、この成田地区については新たな条例をつくって、していきたいというふうに考えております。

また、今回12月補正の中で13億円、さらには臨時議会でプラスしますと、約18億円の予算が含まれるということでもあります。さらに、これは単年度では終わらないということでもありますので、当然、令和2年度、こういったことも含めて予算確保を図りながら、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま、被災者に対する助成金の件でございますが、これはもう早い時期に、正月にもなりますから、もし出すのであれば早い時期に決定をして、そして、なおかつ早い実施をしていかないと、非常にその当事者にとってみると大変であろうというふうに思いますから、それを強く求めるところでございます。

それでは、次に移ります。

減税関係についてでございます。

幾つかの資料も、ずっと臨時議会以降、私どものほうにも配付されております。その中にもいろいろ書いてありますが、まず減税の必要性があるだろうと私も思っております。

町県民税については、今年度は3期のみ免除というふうに記載されてありました。それから、固定資産税については、3期以降は状況によってやるのかと思いますが、私は、このような形でスタートしてから、この町県民税が4期目の負担、それから中には生活のためにも、来年まで必要性もあるのではないかとというふうに思っております。それから、固定資産税についても、大きく損失したり、あるいは中には相当の減失していると思います。それらについても十分に対応して、指導しながら被災者の大変さに寄り添える我が町の税務対策にやっていくことは必要であると思っておりますので、来年度の町県民税の4期目以降の件は、今年の4期、それから来年度までの延長等は考えられないのかどうか。それから固定資産税についても、3期ということじゃなくて年度内くらいは考えて対応することができないのか。ここでは面倒な質問かもしれないんですが、そこまでやっぱり実態のところ、被災者は置かれていると思います。

それから、あと被害の廃棄物処理でございますが、4,500万ほど、我が町、今回予算されております。しかし、全部終わったんでしょうか。私は今回の水害は、輸送手段であります車が全部やられてしまったということで、逆に言うと、皆さんその対処には苦慮しております。このように廃棄物処理を、終わるといいますか、町としてはいつまで受け付けをする

のかということをお尋ねいたします。

それから、それに伴って、家屋の解体撤去でございます。業務委託として1,980万ほど予算が計上されておりますが、この解体の終わり、いつまでこれは受け付けをやっていくのか。いつまで解体の個人のやつを認めるのかということでございます。それとも、災害の後に追加があるかと思いますが、その追加分は現在あるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 今泉議員に申し上げます。一問一答ですから。今、3つぐらい一緒に来たので。

○9番（今泉文克君） これね、通告の（1）番の中全部だから。みんな反映してくるから。そこの中の細かい部分ですから。そういうふうにしておりますので、やりました。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（長谷川静男君） それでは、ただいま9番議員の最初の質問でございます個人町県民税、固定資産税の関係の減免でございますが、今年度の減免につきましては、被害を受けた日、10月12日以降の納期の末日が到来するものということでございまして、町県民税については3期、4期、固定資産税についても同じく3期、4期ということで減免となります。

なお、来年度につきましては、国・県等の制度に基づきまして、検討していきたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（古川文雄君） 健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

災害廃棄物の処理につきましてでございますが、当初の専決処分で4,500万という補正予算をいただいたところでございます。その中で廃棄物、いわゆる災害ごみにつきましては、現在も少しではありますが各家庭から受け入れの要望というのがございますので、随時、そちらにつきましてはお知らせをもらいながら対応しているところでございます。

また、被災家屋の解体でございますが、こちらにつきましては、11月の臨時議会におきまして全壊分の6棟分の予算を計上しているところでございます。こちらにつきましては、現在、その処理方法、対応方法につきまして要綱を作成中でございます。こちらにつきましては、半壊部分につきましても国のほうで認めるということでございますので、今後、この件数というのを把握しながら、当然補正をお願いするようになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 私どもでいただいていた資料では、町県民税それから固定資産税、これは3期というふうにのみ免除というふうに記載されてありましたので、これは、じゃ、4期まで延長であるというふうになるわけでございますね。

それでは、次に移ります。

町は被災者対応に努力していると思いますが、問題は、記録的な大水害で、国・県の対策追加も今後考えられると思います。被災対応としては細部の応援のために、我が町としては現在、各担当が対応しているところでございますが、これは縦断的にやらずにちやならないから、中には専用の対応の職員なんかもやっぱり設置する必要があるというふうに思いますが、町は考えておられないでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） お答え申し上げます。

今回の災害に関して、いずれにしても、通常とは別な業務だということでもあります。そういう中で、今いる人員の中でということでもありますけれども、今回、県の市町村審議機構に1年派遣しておりましたけれども、これを1名、11月末でこちらに1人引き揚げました。さらに、この農業関係の被害、あとは道路関係、そういったことを含めて、現在いる課の中から1名担当部署に配置をしながら、今回の災害に対応しているということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 過日、11月23日、社会福祉協議会のバザーが行われました。2,053件ほどのご協力があったそうでございます。バザー金額がただいま31万6,000円で、これからも幾らか残った商品の販売をしていきますというふうなことでございます。それから、成田ひだまり基金においても、衣料類とか家具、そして食べ物のカレー、あるいは食品会社とか、それから農園などからの補助があって、たくさんの方が助けて、よかったというふうに喜んでおります。

このようなときに、やっぱり衣料品、着るものもない、食べるものもない、あるいは生活用品何もないというときに、バザーで販売されることもある意味では必要であるかと思うんですが、これは、その日その日の生活ができない環境に追われておりましたから、これはいち早くですね、町なんかでこのようにバザーのような、あるいはそういう見舞品を受け付ける場所を設けて、そして成田の被災者の方々に勧めるべきだろうというふうに、今では遅いかもしいないですが、次のためにも検討しておくことが必要であろうというふうに思います。

そして、その被災者の方々が今困っておりますのはもう一つは、生活用品として、衣料品とか生活家具だけでなく、今回は夜間の浸水であったことによりまして、極端な例が、車両が全部だめになってしまったと、地域民の移動手段がなくなりました。やっぱりこの助成の方法ですね、これらも町としては考えなくちゃならなかったのかなと思います。

今、二小の子供たちにやっておりますバスの助成がありますが、成田の方々の足確保のためにも、特に役場との交通とか、そういうことには重要でございます。バス賃の助成やら、あるいは社会福祉協議会のバスの一部定期的な運行なんかも、このようにその地域の生活を維持するためにも必要であろうかと思いますが、前まではこの福祉バスなんかの必要性はないのかとは思いますが、もし住民からの声があれば対応する努力も必要であろうというふうに思っております。

以上、その辺をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、今回の災害では大変な住民が苦勞されているということでありまして。その中で、先月でありますけれども、19日に行政区の区長さん、さらには役員の皆さんと一度お話もさせていただきました。また、あさってになりますけれども、これまた行政区長さんに来ていただいて、そして、いわゆる年末を安心して過ごしていただきたいということも含めて、区長さんと役員の皆さんと協議をして、アンケートもとる予定をしております。

さらに、先ほどのご質問にもありました義援金等、これについてももっと見やすく、どんなもので交付されるのか、安心してこれだけは受け取れるんだということを踏まえて、この一覧表も策定をしながら、年末までには住民にお知らせをしながら、安心して年を越せるような、そういった対策を講じていきたいというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） あと、補正予算で計画されておりますが、防災無線の追加予算286万ほど、子機のほうですか、なっております。しかし、これは個数は幾つ購入する予定であったのか。これは今回の水害で被害を受けた方々、あるいはその危険性がある方々に、今後とも勧めることが個数として間に合うのかどうか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の補正予算で子機の購入数、予定しておりますのは50機でございます。それに対応して、今回の被災家庭を中心にとということで検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） それでは、2番目の農業基盤確保と鏡石町の産業としての農業の再生等についてお尋ねいたします。

水田が42カ所、畑が11カ所、53戸の方々が被害を受けました、そのほか、施設、水路、農道なども74カ所が集中的な大被害でございます。

現在、追加被害の対応があるかと思えますけれども、一つはそれらがあるのかどうか、あるいは、あった場合にそれらの細かい部分に多面的な対応で対処するようなことで今進めておりますが、その多面的機能の対処、これの追加は、あるいは予定の金額があるかと思えます。この多面的は非常に小さい部分で対応しなくちゃならないですが、追加すると金額的にどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） それでは、私のほうから全般的なことについて申し上げたいと思えます。

まず、ご質問のとおり被災しましたほ場の復旧、あるいは農業機械の確保につきましては、営農再建に向けて大変重要ということであります。農家の方々の生産意欲の向上を図るために、早急に復旧事業を進めることが必要であるというふうに考えています。

現在、農地の大規模災害を受けた箇所につきましては、国の災害査定を受けるために、現在準備を進めているということであります。そのほか、早急な復旧を進めるために、小規模な災害箇所につきましては、多面的機能支払交付金団体の協力をいただきながら、農地や、そして農業施設の復旧工事を実施するということになってございます。

また、被災した農業用パイプハウス等の農業用施設や農業用機械への支援策として、再建さらには再取得、修繕にかかる費用の支援策も国や県から示されておりまして、今後はその支援策の詳細がわかり次第、被災した農家の方々に手続等について支援をしていくということですので。

なお、今回の復興支援については、国・県、さらには夢みなみ農業協同組合の協力もいただくこととしておりまして、関係団体と連携を密にしながら復旧事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、多面的な部分等の追加があるのかどうかということについては、担当課長から申し

上げます。

○議長（古川文雄君） 産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

現在、多面的機能支払交付金団体のほうに、小さな被災箇所についてはお願いするために、先週の金曜日、団体の代表の方をお集まりいただきまして、説明会のほうを開かせていただきました。その中では、今回、各地区から上がってきた被災箇所の中で、40万円以下と思われる箇所が何カ所かありますが、そちらのほうをお願いするというと同時に、やっている最中に、色んな箇所を見ている最中に新しい箇所があれば追加してくださいと、ただ、一応こちらのほうにつきましては、その箇所が40万以上かどうかというふうな判断されますので、都市建設課のほうに一回ご相談していただきたいというようなお話をさせていただきましたので、追加のほうはそれに応じて対応したいと。

あと、こちらからお願いした部分について、一応、写真とか現場、位置を確認しながらお願いしているところですが、来年の作付けに向けて、一番有効な箇所からやってくださいと、それで優先順位を設定していただいて、その優先順位の中で間に合わない場合につきましては、こちらのほうにお返しいただく、もしくは非常に難しそうなどころについても、こちらにお返しいただくということで柔軟な対応をお願いしているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 非常に農家のほうでは、マンパワーですか、人が足りなくて間に合っていない状況が今多く見られます。ですから、これらについては今後、まだまだちょっと対応しなくちゃならないと思いますので、その辺を十分留意された中で町は対応するように、強く求めるものでございます。

それでは、ほ場の状況でございますが、水田のほう、先日も歩きましたらば、稲刈りまだやっているところがありました。すごいほこりで、もう河原中ほこりだらけのところもありました。中には缶を捨てっちまう方もあるようなほ場も見られました。大変な状況になっております。

このように大変な、土砂も入っております。そうすると、今後の営農には大きな問題があります。特にビニールハウスですね。これらの対応が非常に大変でございます。多くのビニールハウスがまだまだ解体されずに、いろいろどうしようもなく困っている方がたくさんおられます。このような方々の思いを考えると、このビニールハウスの面積は実際どのぐらい被害を受けておったのか、それから何棟くらいあったのか、そういうふうなこともお尋ねいたします。この春の再開に向けた人的対応としての、行政としては今後何かできないか、

そういうことも政策の中に盛り入れてもらえるか、強く要望するところでございます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ビニールハウスにつきましては、こちらの調査によりますと、約3ヘクタールほど、うちキュウリが2.5ヘクタール、イチゴが0.5ヘクタールというふうに換算しております。棟数につきましては、キュウリが59棟、イチゴハウスが14棟というふうにこちらで把握しております状況であります。

以上、答弁とします。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） それで、国からの助成がいろんな項目で来ております。再生に向けたこの鏡石町の農業の一番の基盤地域でありました成田地区ですから、そこの中の再生ということは、町は力を上げなくちゃならないと思います。しかし、国の助成のほとんどが、ついておられますのが作物の収入保険や農作業共済加入等の要件でございます。実際問題、現在の加入状況というのは町は把握されておられるのですか。もしあったとすれば、加入率、これをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町のほうでは、ちょっと加入数、加入率等は把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） ここまで被害が来るということは、誰もが予測はしなかったところでございます。その中で、このように補助金もらう場合には必要だというようなこととなりますが、それらについての説明もこれからやっていかなくちゃならないと思います。

それでは、3点目の質問に入ります。

成田地区の浸水家屋の再生に向けた住宅地の形成でございます。

今回の補助は、全壊と大規模半壊は国から明示されておりますが、県・町も含めて300万から250万ということでございます。しかし、先ほどもちょっと触れましたが、半壊、それから一部損壊については、県のほうでは10万円、そして我が町がそこへプラスアルファするというふうになると思いますが、しかし、それで住宅ができるわけにはなかなかいかないと

思います。

須賀川市では、その地域全体のことを考えて、新しい水害から守るために、立地適正化計画の見直しを実施しているということになります。

我が鏡石町の場合には、成田地区の方々が大変、特に宿の方々が被害を受けたところがございますが、町として、成田地区の高台のあたり、あるいは簡単に言うと阿弥陀坂のあたりとか、その辺に新しい住宅地を進めるような政策、あるいは現段階地の場所に再建する場合には、かさ上げの造成などする工事費の助成なんか、そのようなことを町としては、今後、政策として考えていくことはできないか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 質問にご答弁申し上げます。

高台移転ということでありますけれども、これについて全般的な、ちょっと申し上げたいと思います。

ご指摘のように台風19号の洪水被害によりまして、成田地区の住宅を初めとして道路、河川のほか、先ほど議員から出た農地、農業施設、これについても甚大な被害が発生してしまいました。こういった状況から、成田地区の生活環境をどのように再生していくかということを検討するに当たりまして、先ほどの答弁でも申し上げましたように、11月19日に成田行政区と農業関係者の代表の方々と復旧・復興に向けた懇談会を行いました。そういった中で、この現状、さらには今後の方向性について、貴重な意見をいただいたということであります。特に住宅については、今の場所に再建してもまた水害に遭うのではないかという強い不安の声も多く聞かれていると、そして、別な土地に住宅を建てかえようという動きが出ているという状況でもございます。仮に成田地区の方々がばらばらに土地を求め移転することになると、成田行政区のコミュニティーの維持、そして形成に支障をきたすことから、対策の必要性を感じているということであります。

新たな住宅地の形成による集団での高台移転は、効果的な対策の一つではあると考えておりますけれども、多額の費用、さらには合意形成のために長い期間が必要となることから、課題も多いということであります。

そして、道路、農地の改修については、現在修繕に向けまして調査、さらには調査決定、さらに補助金申請をするということであります。そして、河川につきましては、現在、管理者については、県が改修を行うということでありますけれども、ご承知のように国の権限代行により迅速な復旧が行われ、既に応急復旧は済んだということであります。

もう一つ、内水面の対策、これについては排水ポンプの設置が効果的であると考えておりますので、これについては以前からも国・県に対して要望を行っているということでありま

す。

以上のような住宅や道路、河川の復旧は原形復旧が原則にはなっております。そういう中で、町や住民が望むような、今後の被害を軽減できるようないわゆる改修、そういったものが大変難しい状況にはあるとは思いますが、成田地区の皆さんがやはり何と云っても安心・安全に生活することができる、いわゆる現状復旧に留まることなく、より高い次元の対策が行えるように、粘り強く国・県に対して要望してまいりたいということであります。

現在、町としましては、仮に高台移転をする場合にはどういった場所がいいかということについても、担当課にいろいろ指示を出して現在おります。そういう中で、国・県、そういったものもご協力いただきながら、できるのであればそういった対応にしていまいりたいということと考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） これは大変大きな問題ですから、町長も頭が痛いところでしょうから、多くの職員の優秀な英知を集中して進めていただきたいと思っております。

それで、そこの中の一つとして、宿地帯から、前は大和田菓子屋さんに橋がありました。あれが今回はないですけれども、実は13日の朝、5時半過ぎ、40分ごろですか、明るくなってから行きましたところ、非常にあの大和田菓子屋さんの前から道路をまたぎ、そして、多くの水がヨシダヒサオさんの住まいですか、あそこに滝のように流れ込んで、軒下まで水が行き、そしてコンバインとトラクターの屋根だけがちょっと色見えました。いや、これは大変なことだなというふうに改めて感じたところがございます。

そのようなことから、一つは旧道にある宿の道路にある道を大和田さんのほうに、一本くらい、もう一本県道じゃない橋を、今後、町としては、ある意味はちょっとご議論されてもいいんじゃないかなというふうに提案を申し上げます。

あとそれから、鈴川の内面、ただいまお話ありましたが、私が思うところでは、これは駅前、笠石、豊郷、旭町、それから今回我が町が進めております駅東第一地区、この水が出ます。これが高野池、あるいは諏訪池に入りまして、それが今度は鈴川に下りるというふうな、従来は土堀だったり、アスファルトや舗装も少なかったから、皆その水吸えたんですが、今はそれがU字溝になり、スピードがあって、非常に多くの集中した町が一遍で行ってしまうということがございます。ただいま町長からありましたように、排水のためのポンプですね、これの能力の確保、あるいはそういうことも含めた中で進めていくようなことは、この鈴川の橋、簡単にはできないかもしれないですが、検討することもどうなのかということをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まさに一般的に宿屋敷と言われるところでありまして、ご承知のように後には鈴川、そして前には阿武隈川と、いずれもあの堤防より低いところにあるのが宿屋敷であります。そういったことから、ことしもこんな状況になってしまった。これからもこの地域については、異常気象、そういったことを考えれば当然なるものだというふうに考えていかなければならない。そういう中では先ほど質問されたように、いわゆる高台移転、こういったものについて真剣に取り組んでいかなければならないというふうに感じております。

大和田さんのところの橋、昔の旧道ですね、ここについてもなんですが、今回の災害の中で感じたことは、こういったことが起きると、もう少し大きな被害になると陸の孤島になってしまうということを体験しました。そんなことも含めてこの道路網の整備、さらには高台移転等々、いわゆる農業の再開も含めて、総合的に今後検討して、真剣になって検討しなければならないとつくづく感じているところであります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 鈴川の内面水の問題ですが、これは成田だけの問題ではなくて、今言いましたように鉄道から東側全部含めて、あるいは一部はこちら側にも、西側にもありますが、やはり上流地域の広域的な見直しもある意味必要であろうというふうに思いますので、その辺も提案しておきます。

あと、最終的には、最後は阿武隈川乙字ヶ滝関係についてでございます。

ここは、私の認識不足で東京電力というふうに記載してしまったのですが、これは東北電力前田川発電所用水の堰でございます。前田川発電所というのは、4.5キロワットしかつくらない小さい発電所ではございますが、今、動いております。あるいは前田川地区の田んぼの用水にも使われております。しかし、これが深さが1.5メートル近くありまして、非常に成田地区の水害にはこの1.5メートルの高さが大きく影響しております。現在、固定堰でございますので、雨のたびにその危険性がありますから、これは私は可動堰に改修するように国・県のほう、あるいは東北電力のほうに要望して実施をすべきだろうというふうに考えますが、町としてはどのように考えておられるかお尋ねいたします。

なお、細かいことにつきましては、これがまた後で別の議員さんから質問がありますから、お伺いして終わりにしておきます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員の質問にご答弁申し上げます。

ご指摘の堰につきましては、須賀川市が管理しております浜田用水路に対し、阿武隈川の水を送るため、乙字ヶ滝上流に設けられている施設となります。また、前田川地区での農業用水の余剰分を、先ほどお話がありました東北電力株式会社の前田川発電所が利用し、発電を行っているということでございます。堰の構造につきましては、全てが固定式ではないということで、一部が可動堰となっているということです。一定の水位調整機能を持ったつくりとなっているということで聞いております。

以前より、成田区の方々から全てを可動堰にできないかというご意見を頂戴しておりまして、乙字ヶ滝区域の河川管理者であります国に対して、成田地区ほ場整備事業の際や国・県との水防に関する懇談会の席上などにおきまして、繰り返し意見、要望を行っているところでございます。河川国道事務所の担当者からは、乙字ヶ滝の堰は計算上、河川の水位上昇に対する影響は限定的であるという見解を伺っているところでございますけれども、今回、台風19号での被災状況を踏まえますと、全体の可動堰に変更することにより水位を下げ、被害軽減を図ることは重要な課題であると考えておりますので、引き続き国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 被害関係者によりよい、我々鏡石町議会としては、政策、政治をする行き方をしていかなくちゃならないというふうに思っております。8月の選挙で多くの方々が、町民のために一生懸命やります、よろしくお願ひしますと言って街頭でお話ししていたと思います。その基本理念を我々議員は忘れることがあったんではまずいと思います。

私は、昨日の本会議の中で議案第25号 議員報酬期末手当の増加額の議案が出されました。ところが残念なことに、私はこれは廃案とすべきであろうというふうに申し上げたところでございますが、多くの方々が議員報酬と期末手当は増額するんだということで議決されてしまいました。今、成田被害ほか、町内の多くの方々が台風被害で歴史的な状況で町区民が生活大変なときに、我々議員が自分の報酬や期末手当を上げる議決に賛成することは、非常に残念であります。

今度とも議員として一生懸命やっていますが、今回は成田を中心とした多くの被害の方々にも一日も早い再生、そして新しい生活が喜ばれるように心から祈念を申しまして、12月議会トップ質問議員を終わらせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 渡 辺 定 己 君

○議長（古川文雄君） 次に、7番、渡辺定己君の一般質問の発言を許します。

7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 7番議員の渡辺でございます。12月定例会、2番手に質問をさせていただきます。

初めに、台風19号で被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。また、早期な復旧・復興を心より念願するところでございます。

さて、ことしの8月の改選前の最終全員協議会の開会前に、こんな発言をする人がいました。びっこもたっこも出るからやんなっちゃうと。片っぽの人はあははと笑っていました。私はここにあるように障害者です。障害手帳を持っています。デリカシーも何もないのかなと嫌になりました。

参議院選では重度の障害者が当選しました。2020年は東京オリンピックが開かれます。4年間のそれぞれの思いで練習に練習を重ねて、予選を勝ち抜いて、スポーツの祭典に参加できる素晴らしいことだと思います。それが終了しますと、次はパラリンピックでございます。障害者のスポーツの祭典です。生まれつき手のない方、足が不自由な方、いろんな種目に挑戦して、そしてスポーツを通して、世紀の大会に皆臨んで、金メダルを目指して今練習に励んでおるとは思いますが、ぜひとも頑張っていたいただきたいと思うところでございますが、その方々にびっこもたっこもと言えますか。残念でなりません。そういう方々が議員になるというんだから。気持ちの問題かもしれませんけれども。

私は確かに去年の8月20日に入院して、途中退院はしましたけれども、再度再入院して5月3日まで入院してきました。大変皆さんにはご迷惑かけました。しかしながら、昨年12月の定例会はやっとの思いで議長の壇に上がりました。それは基本条例の制定する定例会ですから。先生も家族にも反対されましたけれども、はってでも私は出るということで、車椅子でおりにきて車に乗って、この庁舎の階段を上るのに、下るのに、本当に苦労しました。

そういう思いで私はこの4年間、しっかりと議会活動を続けてまいりたいと思っておりますが、1年前に県庁に市町村議長会で要望活動に行きました。議員宿舎の議員控室に行ったら、お茶を飲んでいけと言われたもんですから、3人でお茶飲みに回りました。そのときに大先輩が、議会のレベル、ラベルは言わないよ、ただな、議会のよし悪しは年上の方々に決まるんだぞと。私はそのとき思いました。私が議長をおりて、また再選した場合には、今、古川議長をしっかりと盛り立て、支え、そして議会運営に努めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

それでは、通告に基づきまして一般質問に入らせていただきます。

質問する前に落ちがございませぬ。私が出したのとこの事務局が打ったのが1字違ひがございませぬ。道路行政についての①のトウブのブが違ひがございませぬ。その訂正をお願いしませぬ。

それでは、1番の児童通学路の安全対策についてでございませぬ。

(1) 二小における正門前交差点の安全対策ですが、昨今、大きな社会問題となつてゐるのが高齢者によるブレーキ、アクセルの踏み違ひによる事故、それによつて大分、免許証の返納者が多くなつたと聞いておゐる。

やはり孫たちを送つていきたい、迎へに行きたいという高齢者の方々がゐると思ひませぬ。私も中学校に送つていったりしませぬ。そのときに、この二小の前の交差点というのは丁字路になつておゐる。鳥見山方面から来た車、ブレーキは信号のところの手前でかけると思ひませぬ。ところが、お友達をおろした車はその交差点に向かつていって、もしブレーキとアクセルを間違つてアクセルを踏んだらどうなりますか。そのときに車が来た場合に、大きな事故になつて、巻き込まれるのが子供たちです。あの歩道は一段高いです。でも、そういう事故になると巻き込まれるのは子供たち、どんなに歩道が高くても車は飛んできませぬ。そういう意味で、この安全対策というのはガードレール、もしくは車が当たつても曲がらないような鉄柱を立てるか、そのように私は思ふところではございませぬが、執行の考へをお伺ひしたいと思ひませぬ。

○議長（古川文雄君） 通告書に誤字がございませぬこと、大変申しわけありません。

質問に対する執行の答弁を求めませぬ。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

二小からちょうど牧場・熊の前線ではございませぬけれども、その出入口となる交差点につきましても、通学時、保護者の方々の送迎車で混雑しておゐるして、大変危険であると認識しておゐる。現在、事故対策といたしましてカーブミラーを設置しておゐるけれども、それだけでは不十分であると認識しておゐる。

今後は、学校と警察、関係機関と協議をしながら、先ほど議員さんがお話しされませぬガードレールの設置などを、さらなる対策を進めてまいりたいと思ひませぬ。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 前向きな答弁をいただきました。

これは、子供たちは町の宝物です。交通事故に遭つたりとか、そういうことは絶対避けなければなりません。ある意味で、この質問内容は何年か前に、いつだかわかりませぬけれど

も、地元の方がある議員に話したそうです。ちっともやらないから渡辺君、おまえやれと言われたもんですから、これも選挙活動の一つだと思ってそのときお話を聞いて、しっかりやりますからと私は答えておきました。しっかりした答弁いただいたので、次の（２）番に移らせていただきます。

二小からの豊郷地区における歩道が狭いと思います、私は。お友達１列ずつ歩けばそれはいいでしょうけれども、やはり、もう少し広くとれるような方法があればと思うんですが、その点お伺いしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当該町道の歩道幅は、最小で1メートル弱、それから最大で約2メートルございます。道路構造令では、成年男子1人の占有幅は0.75メートルとされているので、2人が並んで歩行するには1.5メートルの幅が必要となってきます。1メートル幅区間での対面歩行の際には、片方どちらかが路肩や車道側に出て譲り合わなければならないというような状況になってしまい、車道側に避けることになれば、車両との接触事故にもつながります。

特に、この歩道の利用者は、第二小学校の児童の通学路でもございますので、学校から児童への歩道利用の指導など、学校からの意見聴取による利用状況や要望について、今後調査してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） この目の前の旧道、これは歩道の整備しております。タイルを張ったりきれいにしております。幅も相当広いです。ここの地区における歩道は本当に狭いです。ばあちゃんがよく、ばば車というんですか、あれを押していると、前に来る人がやっぱりよけて待っているようになります。歩道というのはやはり、車道、歩道があって、歩道があって、歩道は安全に歩くことができる場所です。安心して歩く場所です。そういった意味においては、しっかりと、いろいろ予算等がございましょう、その点も踏まえて、この地区における歩道の整備を強く願うところであります。

続きまして、②の車道と歩道との縁石の高さが低いのではないかと。10センチぐらいしかないです。先ほど話したように、乗用車でもまたいで通れます。それでは縁石の役目はしていません。ただ目印というだけです。これらも踏まえて、やはり安全対策はきちっとすべきだと思うのですが、執行の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

歩道の縁石は、車道と歩道を分離するためのものであります。道路構造令に基づき、歩行者の安全な通行を確保するとともに、沿道の状況等に配慮して15センチを標準としております。また、交通安全対策上必要な場合には20センチまで高くすることができるかとされています。

当該町道の縁石の高さは20センチであり、道路構造令に基づいた構造となっているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 都市建設課長、法令上のやつを聞いているんじゃないんです。低いから高くしてくださいと頼んでいるんです。

これは子供たちのためです。法令上はそうなんですけれども、もし、議長、もしですよ、これが事故に遭ったとなった場合に、今度はどういう答弁するんですか。少ない予算から少しずつやっていくとか、そういう方法をとるならば話もわかります。できる限り善処して対処したいと言うのならばあれですけれども、法令上は20センチだからあれだと、きちっとした対応はしなきゃならないと私は思っております。

先ほども申したように、子供たち、町の宝物です。絶対に交通事故に遭わないようにしていかなければならない、それが私たちの責務でございます。そういった意味で、もう一度、町長の方からご答弁願います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

渡辺議員さんの質問については、十分その趣旨はご理解をいたしました。ただ、予算等も含め、さらにはいろんな、ここばかりじゃないといういろんな状況も踏まえて、検討をさせていただきますと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） よろしく、その点に関しては願うところでございます。

続きまして、2番の道路行政についてでございます。

この高久田一貫線、いろんな先輩方、私も2回から3回やりました。先輩方も一般質問で

やりました。けれども、1軒の地権者のために通すことができない。そういうことで私は、ちょうどまいぐあいに須賀川の千用寺が私のお寺です。ちょうど還暦のときに豆まきがあって私も参加しました。その地権者の市長も同じお寺です。そういうことで直会のときに、名前言っているのかな、誰々さん、どうなんですか、もし差し支えなかったら私、中に入りますよ、あなたの思う通りにしてあげますよと言ったならば、最近来ないんだ、須賀川市のほうで全然来ないんだ。私、だから都市建設課に行って、すぐ須賀川に連絡するようにと言ったならば、やっぱり門前払いだったそうです。

私には、その間、町長さんもご自身でその地権者に会いに行きました。お願いに行くと聞いております。ことしの5月に、リンゴの花が咲きますからミツバチを投入します。そのミツバチ屋さんのばあちゃんとその地権者のばあちゃんはいとこ同士とわかったんです。それではあちゃんからお願いして、何とかならないかということで対応してもらいました。うちの嫁、そろそろ何とかしなきゃなんねえべと言ってたというの聞きましたんで、町長さん、それから橋本市長に言って、ある程度の条件はのんでもらいますからそれでいいですかということで、私が話し合いに行きますからということで、私伺いました。結果的には門前払いじゃなくてけんか別れと言ったほうが早いのかな、話にならないです。上がらせてくれと言ったって絶対上がらせない。おまえら関係あるめえ、道路なら構わないでくれよということで、話し合いは平行線で終わりました。そこで絶対私は来ないし、須賀川市も鏡石町も交渉には来ないですよ、これが最後ですよ、私は第2案でいきますからと言ったら、さすが押ししてくれたね。

その第2案とはこれです。さっき言った東部環状線の交差点から、鏡田40号線に接続して一貫線にせよとする案です。一貫線はここでとまっております。ここが40号線です。ここがゼビオのところの交差点です。議員の皆さんも後から見てもらいます。

ことしの全国植樹祭のときに市長さんと同じバスだったものですから、この話をしました。第2案でいきたいんですけれども。その方は何でそういうふうになったのかなと言う中でも、じゃ、議長わかった、わかりました。私のほうでも検討しますからという返事をおきました。それで担当課に行って、こういうわけだからといって須賀川市もお願いしてくるよと。あのときの、あれは6月でしたね、全国植樹祭。

ところがことし、去年からことしにかけて私は入院したものですから、予算審査にまざっていませんでした。でも予算書、コピーをとってまいりました。8款2項2目の中の説明の欄で、高久田一貫線概略設計業務委託と東部地区の幹線道路として、150万と書かれています。これのことについて間違いはございませんか。答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、この一貫線の延長をしまして、須賀川市の旧道に出る道路、ご承知のとおり、我が町については既に完成をしております。そういう中で、須賀川地区について1軒の地権者の同意が得られないために現在まだ通れない、そういった状況であります。そういうことで、私も就任して間もなくこの地権者に、須賀川市の地権者に会いに行きました。今、渡辺議員さんが言われたように、この辺についてもいろんな面でご努力をされているということで感謝をしております。

そういう中で、これについては、須賀川へのこの接続道路につきましては、今言われたように須賀川市と協議を重ねまして、東部環状線に接続すべきルートとしまして、昨年、これは首長同士でも話し合いも行いました。そういったことで、本年度におきまして、一貫線から東部環状線を結ぶ概略ルートの設計をお互い、相互に測量設計業者に委託をしまして、須賀川市とそして協議をしながら、現在ルート選定を進めているということでもあります。

若干、今回の台風で若干遅れておりますけれども、なお、この概略ルート決定の際には、地元の合意形成をしっかりと図ってこの事業化を進めてまいりたいと、須賀川市とも今後もそういった関係でしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） ある程度、須賀川の情報は得ております。来年度早々には調査設計段階に入るそうです。だから鏡石町としてもしっかりと、おくれないように、今まで休んでいた間、しっかりと進めてまいりたい、したいなと思っております。私のこのたびの選挙の第一の目標がそれだったんです。この一貫線の須賀川との接続だけは、何でかんでこの4年間のうちに、完成とはいかなくても工事着工にいければなと思っております。そういった意味では、どういうふうな接続方法になるか、これは楽しみだと思っておりますけれども。

4番目のほ場整備事業もあります。そういった意味では、この40号線というのは、畑よりちょっと低く、田んぼという10メートルでできないほど高いです。そこで、トラクター転落事故で亡くなった方がいます。その40号線をいかに広げてやっていくか。その下の田んぼはほ場整備の地域になっております。幅はそんなにないです、ここは。

後からほ場整備の話になりますけれども、ほ場整備と一緒にこの辺の対応もきちんとするように、もしくは、その田んぼをどうしてもいくと、もともとの40号線は畑の道路として、生活道路として、新たなこれを見ますと2車線の道路でございます。そうすれば、十分両側の側溝、それから歩道をつけてやると、あそこの田んぼは潰れます、全部。その辺のことがあるし、先ほどの町長の答弁でありましたように、その地権者との話し合い、それまでには

よく調査設計してしっかりと、須賀川の二の舞にならないように、それだけは注意してもらいたい。

これからこのことばかりじゃなくて、いろんなところがあると思います、用地買収には。これははっきり言って須賀川みたいなことがないように、誠意を示して、誠心誠意やっぱり地権者と話し合うのが一番ベストだと思いますので、その点また、ひとつ考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この一貫線については、須賀川市が旧道とつなぐという、そういった前提のもとに我が町は進めてまいりました。既に工事も終わっているという、そういうことで、この工事をやった成果を生かさなければならぬ。今生かされていない、ある面そういった道路になっているという現状であります。そういう中では、今回しっかりと進めていきたい。そうでなかったら、ほ場整備も今回ございますので、ほ場整備との整合性をしっかりとって、ほ場整備の中でもしっかりと生きるような道路、そして生活圏としての道路、そしてもう一つは、やはり旧道と4号線の交差点ですね、この混雑している解消にもつながるといふふうに私は思っております。そういう中ではしっかりと対応していきたいということを申し上げて、ご答弁にさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 町長さんの熱意を強く感じました。

②に入ります。

これは4番目の（3）と同じなんですけれども、ほ場整備が今の段取りでいきますと、令和4年から工事着工となる予定でございます。産業課長が後で答弁すると思いますが、それとあわせて排水路の問題もあります須賀川の。それからそのほ場整備をどのようにしていくか、それを考えると、令和4年という一つの年度がございます。それについて執行ではどう考えるか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 7番議員のご質問に答弁申し上げます。

地元との合意形成にもよりますが、ルートによっては、高久田地区ほ場整備事業区域との事業間調整や、現在進行中の道路事業の進捗状況を加味しなければなりません。関係部署や須賀川市と連携を図りながら進めてまいりますので、工程の見通しが立った段階で皆様にお

示したいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 2番は以上といたします。

3番目の集会所の改修についてございます。

10月の台風19号の後に、区長よりこういうチラシが配られました、区内に。これは、高久田台風19号浸水被害により高久田多目的集会所の貸し出しのお知らせということで、文面があって、株式会社ネクサス、諏訪町というから消防署の近くです。消防署も当然浸水したから、その事務所も浸水して使用不能になって。

この利用目的というのは、放課後のデイサービス、ベストキッド須賀川校における児童生徒の個別課題の取り組み及び保護者指導となっております。この方々は全員障害者の皆さんです。高久田の集会所の駐車場にいつも3台から4台車がとまっております。これは子供たちの送迎の車です。夕方になると車がいっぱいになります。保護者の車が、保護者が迎えに来ますから。

この内容を見ると10月21日から11月20日となっているんですけども、現在も使用しております。高久田集会所がちょうど距離的に物すごくいいみたいです。あわせて駐車場が広い。使い道があると。ただ、難点が車椅子の道路、スロープがない。皆担いで上がっていると。トイレもそのとおり、これからトイレの話にもなりますけれども。やはり車椅子がすんなり入って上まで行けるような、この貸し出し期間には間に合わないと思いますが、これは集会所をつくるときには必ず必要だと思います。その点において、もし改修ができるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総課務長（小貫秀明君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

集会所には条例に規定されています24施設以外に、類似施設でございます農村婦人の家、久来石転作センター、鏡田転作センター、笠石防災センターの4施設を加えまして、合計しまして28施設がございます。そのうち、玄関などにスロープが設置されている施設でございますけれども、11施設となっております。

なお、集会所へのスロープ設置につきましては、今現在、財政状況や利用頻度を検討しながら、避難所や投票所を優先に、トイレの洋式化などとあわせて実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思いますが、今、議員さんのお話があった、その障害者のいわゆる放課後児童クラブ的なものとして利用されているということでございませ

て、町といたしましてもその状況を把握しながら、今後対応を、近々に調査して対応を考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 恐らく12月に入って、今現在、壁紙というのか、それを張っている状況で、もうすぐ完成の予定だということですから、もう少しであそこは終わるんじゃないかとは思っていますけれども、ただ、②のトイレなんですよ。今まで男女一緒ですから、女性が入った後は男性が待っていると、男性が入った後、じゃ待っててと、今度は後から女性が入ると、交互に今までしています。ただ、今すごく困っているそうです、トイレが。でも、使えてちょうど距離的にいいあんばいということで、今、貸し出し延長でやっているみたいです。そんなことで、集会所のトイレの改修は考えられないかどうか。今、洋式にはなっております、多目的集会所は。ただ、男女一緒です。だからその点、もし差し支えなかったらその点、答弁を伺いたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど申しあげました集会所28施設のうち、多目的、障害者用のトイレが設置されているのは、今現在7施設となっております。

先ほどの質問でも申しあげましたけれども、現在、集会所のさまざまな改修につきましては、優先順位ということで避難所、投票所を優先に実施しておりまして、トイレについては洋式化の改修を第一にさせていただいているところでございます。

なお、多目的トイレにつきましても考えは同じでございまして、現在ある施設のスペースでは改修することが大変困難でございまして、建物の増築とか、集会所の全面改修が必要になることもございます。かなりの費用がかかる場合が想定されるということでございます。

先ほども議員さんのほうでお話ありました高久田多目的集会所につきましては、トイレにつきましては洋式化は済んでいるんですけれども、男女別になっていないというところがございます、やはり増改築等が必要になってくるという施設でございます。今後はその優先順位、先ほども申しあげたとおり、費用の面とも含めまして、今後の調査研究とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 今の高久田多目的集会所は、滝田町長さんのところに建てた集会所です。今でも写真載っております、落成記念の。古いです。そういった意味で、今、トイレ改修ということを掲げましたけれども、それを含めて全面改修になったほうがいいのかなど、トイレばかりつくっているんじゃないかと、それを頭に入れながら、今後対応したらどうかなど思います。この質問は以上といたします。

続きまして、高久田ほ場整備の事業についてに移ります。

この質問に入る前に、一つだけ執行に言いたいことがあります。

私は、同意、仮同意、判をもらって歩いて、どうしても3軒もらえないということで、3軒4名の方の、5日間通って全部もらいました、私が。それで100%になりました。そこから事業が始まりました。ただ、残念なのは私、約8カ月寝ていました、病院で。基盤整備事業も寝ていました、1年間。これについては、こういう事業は事務局が寝ているようでは話にならないです。しっかりとした対応をこれはしていかなければならないと思いますが、

(1)の町におけるほ場整備率についてお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町におけますほ場整備は主なものとしまして、昭和44年の高速道路関連ほ場として、鏡田地区の84.6ヘクタールの整備を初めといたしまして、最近では成田地区の地区面積約201ヘクタールが行われております。これによりまして、町におけるほ場整備率につきましては、水田の耕作面積が1,151ヘクタールとなっておりますので、整備面積がトータルで555ヘクタールという形になっております。したがって、整備率につきましては48.2%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） よくわかりました。高久田もやれば、少しはパーセンテージは上がると思います。それによって、どんどんやっぱり、まだまだほ場整備していかなければならないところが鏡石町にはたくさん多いと思います。

そういうことで、今後、しっかりとしたこの整備事業を進めてまいりたいと思いますが、今の(2)の事務処理、この間の役員会のと私には言いました。この事業は1月、2月のころの話だぞと。寝ているからこういうことになるんだぞと。この忙しいときに役員会でございます。みんなに申しわけないべという話をしました。これは何と言っても仕方ないことでございますが、今の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

高久田ほ場整備事業につきましては、平成27年度、平成28年2月に高久田地区基盤整備事業促進協議会が設立され、高久田地区の鹿島、東鹿島、南高久田、豊田、池ノ原、桜町の6地区約66ヘクタールを予定区域として開始されました。このほ場整備事業につきましては、高久田地区の地元が申請人となり、地区計画として事業を進めていくこととなります。現在、地元との協議を進めておるところでございます。

地元の要望として、受益者負担の軽減が求められておりました、それを達成するためには、集積や集約の達成率をクリアしなければなりません。そのためには、事業区域の農地を地権者が地元で決めた担い手に任せることに同意できるかが重要な事項となっております。

この担い手への農地の集約・集積化の計画がまとまれば、地区で決める地区計画内容が決定できるので、現在、地元役員等と検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） やはりこういう事業は事務局が指導型でいかないとだめです。役場職員は場合によっては転勤というか場所がえがあります。さんざん今までやってきたやつが、今度違う部署に行きます。来た人はまた初めからやるようになります。そうなってくるとやっぱり、1年も寝ていたのはそのせいかなと私は思っております。

間違いなく、私、根本進一郎君事務局でした。最後の1枚、2枚を持って行って、これで100%だよなど、これで十分かかれるなど。いたんですけれども、その後、私退院してからすぐ、書類関係とじているやつに、俺休んでいる間の役員会のやつ入れてくれと言ったの。たった1枚だけです、入ったのは。まるっきり休んでいました。再度また言っております。その点について、一言でもいいから、今後しっかりと取り組むとか、休んでいたことに対する対応とか、そういうことをお話ししてもらえれば、このことは、聞いておる人は聞いて皆さんにお話しするようになるんです。私も地元に戻って今度役員会を開く予定でございますので、その場所ではっきりと申し上げますから、再度答弁をお願いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

渡辺議員さんが言われたように、28年からこの事業がスタートしているという、そういったことになると、約3年になるという、そういうことで私も、これは事務局的にももっと地

域に入ることができることを、よく役員の皆さんと相談をすると、そんなことが大事じゃないかということ再三申し上げたのも事実であります。そういう中で、この事業について、やはり一刻も早く前に進めるということが大事でありますので、今回の質問、当然担当者も、もちろんここに課長もおりますし、そういった中で事務局がしっかりとした中で、再度私も申し上げたいというふうに思っております。

このほ場整備については大変、先ほど言われたように、まだ鏡石町は50%以下だと。これはもっともっと進めなければこの町の産業、農業については進展しない、そして後継者も育たないということがございますので、これについてはしっかりとしていきたい。さらに、もう一つは、このほ場整備率を高めるためには、どうしても我が町は土地改良区との関係もございいます。ここがなかなか容易でない状況もございいます。これについては、土地改良区の私は副理事長をしておりますけれども、土地改良区の事務局にも、このいわゆる改良区に入っていない、そういった部分の住みよく、そしてそれを融合するために、いろいろな研究をしていただきたいということも、向こうにも申し上げました。この町の事務局にも申し上げました。その中で、今後、そういった融合を図りながら、この町のほ場整備率を高めて農業のさらなる発展に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） （3）に入ります。

工事着工はいつごろになるかということでございますが、ただいま、町長さん、課長さんからご答弁いただきましたが、この基盤整備事業は収益事業、基盤整備事業でございます。つまり地元負担12.5%がゼロでできるんです。これは集積、集約、そして担い手の確保によって可能な事業でございます。

そういった意味で、再三事務局に私申し上げたのは、集積はどういうふうになっているのかと、やり方はこういう方法もあるんじゃないのかと、絶えず役場に来たときには私は産業課に回って話をしたところでございますが、やはり担い手の確保でございます。それによって集積がなっまいります。目標85%、これを目標としておりますので、担当課としては、仕事も頑張ります、地元の役員のお尻も叩きます、背中も押します、担当事務局もしっかりと対応してもらって努めていけば、予定としては工事着工はいつごろになるのか、先ほどちらっと私申し上げましたけれども、順調にいけばそのようになるんじゃないかなと思っておりますけれども、今の見通しとしてはいつごろになるかお伺いしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本事業につきましては、県営事業として実施に向けて事業計画の策定を進めているところでございます。順序といたしましては、高久田地区の地元が申請者となり、高久田地区計画として、県及び国に事業計画を提出し、それぞれ審査を受けることとなります。事業内容が適正と承認されれば、各種の手続業務に入るところとなります。そのうち、土地改良法上の手続で地権者に計画に最終同意する本合意を得る作業が出てきます。これらの手続が終了した後に、現地の測量や本格的調査、工事の実施設計等が行われ、工事へと進んでいくのが簡単なプロセスとなっております。

したがって、通常は、計画が承認されてから2年から3年程度経過した後に、工事が着工されるというような動きとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 最近、事務局の動きが非常によくなりました。あとは集積のやり方です。もう少し工夫をこらしたやり方によって対応できるんじゃないかなど。そうすれば85%になるというふうに思っておりますので、ぜひとも担当課の皆さんには、一般質問でお願いとかお礼は言うなどは言うんですけれども、しっかりとした対応をお願いし、9年ぶりの一般質問をこれにて終わりにしたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合で、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時56分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 林 政 次 君

○議長（古川文雄君） 次に、5番、小林政次君の一般質問の発言を許します。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 皆さん、こんにちは。

一般質問をさせていただきます5番、小林政次でございます。

令和元年度も8カ月が経過し、朝夕の冷え込みも一段と厳しさを増して、冬本番の到来も

間近な季節となりました。

大震災の災害復旧事業も大部分の復旧が終わりに近づき、長い道のりでありました震災関連事業も残りわずかとなってまいり、復興の足跡が近づいてきたこのときに当たり、10月12日から13日未明の台風19号の襲来により町はまたしても大きな被害をこうむりました。

特に成田地区におかれましては、住宅、事業所、公共施設等合わせ、阿武隈川等の堤防決壊4カ所により、床上浸水89棟、水稻を初めとした農産物の被害、キュウリ、イチゴ等のビニールハウスの倒壊、コンバイン、乾燥機等農業用機械の被害、乗用車、家具等生活必需品の水没により、未曾有の被害を受けました。

約2カ月になろうとしている現在、現実には立ち返った被災者は、悲嘆と途方に暮れる毎日を送っております。被害を受けた皆様に心からお見舞いを申し上げる次第であります。町と議会が一体となり、各種被災者支援制度を活用し、早急に復旧の実現に向け尽力してまいりますので、被災者の皆様も希望を失わず復旧に邁進していただきたいと思っております。

昨今は想定外と言われてきた災害が常態化するとも言われております。いつ、どこでも災害は起きるとの認識を持ち続け、避難経路や避難方法等を日常的に考え、防災さんぽ等、早目の対応を家族共有しておくことが被害を最小限に抑える有効手段と思われるます。

さて、これから来年にかけて厳しい冬がやってまいりますが、桜や梅の木々等の新芽が大分大きくなってきております。三、四カ月後には春爛漫の声が聞かれる季節となります。被災者も希望を心に持ち続け、家族とともに力を合わせて復旧に頑張りたいと思っております。

さて、本町でも来年度の予算編成に知恵を出していると思われませんが、来年度の予算ほど早期災害復旧をなし遂げるために町長の力量が問われるものと思われまます。すばらしい予算編成をし、被災者が安心でき、町民が見事だと思ふ花を咲かせていただきたいと思っております。

つきましては、今後の被害対策、高齢者対策等についてお尋ねいたします。実のある答弁を期待しております。

初めに、1番、台風19号にかかわる農業、商工業等被害対策についてでございますが、先日の全員協議会で被害状況、今後の被災者支援制度について説明を受けておりますが、その中で補助単価が低いものや支援制度がないものがありました。例えば、担い手組織委員に対する支援制度の欠如等も考えられます。これら被災者に対し、町単独での上乘せ補助や支援制度をどのように考えているのか。また、実施する考えはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

農業関係の被災支援対策としまして、担い手等に対する単独的な補助等があるかどうかで

ございますが、単独での補助のほうは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今、単独では考えていないということですが、上乘せもないということですか。それと、近い将来的にそういう単独のものも検討するという考えはないですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 5番議員の質問にご答弁申し上げます。

単独、純単という意味では、なかなか今のところないんですが、上乘せ補助という形では、農業用ハウス等の農業用等の再建、修理の支援につきましては、今のところ国・県で70%の支援がございます。その上に、町としましては20%の上乗せをいたしまして、9割の補助を現在検討しておりまして、今回も補正予算にも計上しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 台風19号の被害復旧等には2カ年を要するとのことですが、被災者に寄り添い、被災者のために全力を尽くし、早期復旧を望むものであります。

次に、2番、高齢者等福祉対策として、巡回バスまたはデマンドタクシー等を運行する計画はあるのか、あるとすれば、実施時期はいつごろになるのかでございますが、町でも年々高齢者がふえてきており、さらに団塊世代が後期高齢者になる時期も差し迫っております。それに伴い、加齢とともに高齢者の運動能力の低下が顕著になり、自動車等の運転操作の間違いによる交通事故がテレビ等で問題になっております。しかしながら、都会よりも地方のほうで交通網の整備がおくれているため、移動手段として自動車等はなくはないものであります。そのため、自分の運動能力に不安を持ちながらも、免許証返納に踏み切れない方が多数おられます。

また、高齢者には自動車を所有していない方や運転できない方もおり、医療機関や商業施設、温泉等に行くために家族の送迎等に依存している方が大多数であります。しかし、現在は核家族化してきており、共稼ぎが大部分であります。これにより、時間が合わなかったり若い人に遠慮があったり、自由に出かけられないとの声があちらこちらから聞こえております。現在、社会福祉協議会でゆうあいバスを運行しておりますが、対象者が単身並びに高齢者世帯と限定されている上、1週間に2回と、回数、行き先に限定されております。誰で

も自由に利用できる状態ではありません。また、使い勝手も非常に悪いものであります。

今後の高齢者対策として、これら交通弱者の交通確保が喫緊の課題だと思いますが、執行はどのような対策を考えているのか。また、このような方を救済するため、デマンドタクシー等の運行を実施すべきと思うが、執行の考えはいかがか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では現在、社会福祉協議会にてゆうあいバスを実施しており、運行の内容は毎週水曜日、木曜日の週2回、午前と午後1回ずつの運行をしている状況でございます。対象者は65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢世帯、介助なしで行動が可能な障害者で家族支援が困難な者、その他移動手段の確保が困難な者で社協会長が認める者となっております。

30年度の実績は年間103日、登録者は18名、延べ利用者数は633名であります。利用先は町内のスーパーマーケット、役場、金融機関、まちの駅かんかんてらす、老人福祉センターとなっております。近年の運転する高齢者の交通事故が起因として、免許証の返納の動きがありますが、今後、高齢者を中心とした移動支援の検討が必要だと考えております。

現在、ご質問の巡回バス、デマンドタクシー等の具体的な計画はありませんが、今後の利用者数の見通しを見きわめながら、事業化に向けた調査研究に努めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁させていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） デマンドタクシー等ですか、これは今は考えていないということですが、先ほども言いましたように、ゆうあいバスは2回ですよ。ということは、かなり数が制限されますので、すごく使い勝手が悪いというのが言われております。これが皆さんの声であります。

それと、限定されていますよね、先ほど言ったように、ひとり世帯とか高齢者世帯とか。実際は家族がいて、若い方も一緒にいて同居されている方、そこのおじいちゃん、おばあちゃんですね、高齢者。その方が行くのに非常に困っているという状態です。その場合に、ゆうあいバスは多分該当にならないですよ。それと数が2回ということなんで、例えば、ゆうあいバスをできるだけ多く、できれば毎日運転が理想でございますが、そのようにするとか、あと、乗れる人ですね、該当者を少し幅広くするとかという考えはないでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

回数の増、もしくは利用者層の幅を広げるということですが、これらにつきましても、先ほどご答弁申し上げましたが、今後の利用数、経費等を勘案しながら事業化のほうの調査等に、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それでは、今後その調査等をするということですが、近い将来、高齢者への対応が間に合わなくなる前に、コミュニティー交通の検討等を開始してもらって、実際、本当に調査をしてもらいたいですよね。世帯にアンケートとかをとって、その需要があるかどうか、そういう具体的に検討をしていただきたいと思っております。

今までは、検討すると言えればそれで終わっちゃうんですけども、実際に検討してください。その考えはあるのかお聞きします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 福祉の買い物弱者という、そういうことを担当に今指示をしまして、いわゆるスーパー、コンビニ、こういったもので、じゃ、町の全世帯の中でいわゆる半径、そのスーパーから500メートル以上超えている部分、ちょっと調査をさせました。そういうことからすると、該当世帯は60歳以上の世帯が218世帯ございました。全世帯の5.18%という状況であります。そういったことで、他の町村よりはそういった意味で、町のこの状況からすると、ほかの町からすると低いと。低いからいいということではございません。ただ、今回60歳以上ということで、やはり65歳以上、するともっと少ない数字になるということでございます。

そういったことも含めて、今後、このコンパクトな町の中でこういったことのできるか、例えば、こういうデマンドバスというよりも、いわゆるワンメーターで行けるようなタクシー、こまごまと。そういった方法がいいのか。そういったことについて、やはり今後しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それでは、町長が答弁したように、具体的にそれを考えていただきたいと思っております。実際、私も今68歳なんで、あと5年も過ぎればもう70、町長も同じですけども、本当に自分で運転できればこういうことはあれなんですけれども、だんだんできなくなりますので、そういうふうになったときには遅いんで、その前にそのヒントを具体的にお願いしたいと思っております。

次に、3番、久来石行方蓮池西線にかかわる地蔵踏切南側の農道再舗装についてでございます。

この件につきましては、数年前から指摘しておりますが、地蔵踏切から約150メートル南側の農道舗装が老朽化し、穴だらけになっております。指摘を受け、数年来応急措置として常温合材により穴を埋めておりますが、20メートル程度が継ぎはぎだらけになっております。このため、通行するたびに車の揺れがひどい状態であります。特に、農繁期の4から5月、それから9から10月には大型農業機械が通るため、揺れが激しく、まともな通行ができない状態となっております。地区民からも苦情が寄せられております。町も現状は把握していると思われませんが、どのように認識し、対策はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当該箇所は経年により舗装が劣化しており、破損箇所を職員によってアスファルト合材で補修している状況でございます。現況を確認したところ、著しく劣化している区間が約80メートル続いておりますので、舗装打ちかえ工事を視野に入れた予算確保に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今答弁にありましたように、再舗装しなくては抜本的な解消はできないと思われまして。それで、ちょっとメートルのは私、ちょっとひどいところだけ言ったんで、短かったんですけども、実際はそのくらいあると思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、関連でございますが、きのうあたりですか、回覧で回ったんですけども、その先の十字路交差点のところですね、それでこの前の台風ですか、それで水害で洗掘されて、それで今ポールが立って、そこのところは通行どめになっておりまして、その脇を通っている状態なんですけれども、そこのところと、あとその先の先がひび割れですか、それが何カ所かあるんですよ。それを今度のチラシでは3月ころまでには直すということでありまして、そういうふうになった原因というのは何でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） 5番議員の質問にご答弁申し上げます。

当該ご指摘の区域、そこには県中流域下水道と幹線管が通っております。その幹線が一

部ずれている部分がございました。その修繕に向けて準備をしていたところでございますが、この間の台風19号、あれの影響でそのずれていたところが陥没をしたということでございます。今おっしゃられたとおり、県中流域下水道事務所のほうで来年の3月に向けて、その修繕工事を実施するという予定になってございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） そうすると、流域下水道のほうで工事を実施するというところでございますが、そのひびが結構入っていますよね、前のあたり二、三十メートル入っていますけれども、その辺もやるということによろしいですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） その工事の詳細につきましては、流域下水道事務所のほうと打ち合わせをしながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 舗装も最近ですか、あそこをやったのが。四、五年ですか。新しいので、その打ち合わせの際にはそのひび入っているところですか、その辺までも再舗装していただきたいということを強く要望していただきたいと思います。

次に、4、高速道路アンダーパスの浸水対策並びに側溝の環境整備についてでございます。

最近、頻繁に大雨や台風の影響により道路側溝等があふれ、それに伴いごみ等の流入により側溝が詰まったり、高速道路アンダーパスが浸水されております。それにより、慢性的に町内のアンダーパス数カ所が通行不能になり、迂回路を通らざるを得ない現状となっております。これはかなり前からそういう状態でございます。これは長年続いている現象であります。これを打開する手だてはないのでしょうか。

また、原発事故以来、側溝の土砂等の清掃が禁止されておりましたが、間もなく土砂撤去事業も終了いたしますので、ごみや土砂の清掃等を頻繁に実施すれば、かなりこういうことが緩和されると思います。聞くところによりますと、1カ月に1回程度の清掃でありますので、もう少し小まめに清掃し、常時側溝の流れをスムーズにしておくことはできないかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 豪雨によります冠水する高速道路アンダーパスは、町内で2

カ所あります。今回の台風19号でも道路が冠水し、通行どめの措置をいたしました。この2カ所のアンダーパス前後の道路路肩に冠水注意喚起看板と、アンダーパス本体に水深計を設置しており、通行者に対し、車両水没などの未然防止を図っているところでございます。

また、台風等豪雨予報の際には、事前にパトロールを実施するなどアンダーパスに附属する走行を含め、冠水のおそれがある箇所の集水ますなどの排水構造物の状況を確認しておりますが、排水機能の容量を超えるような想定以上の雨量が近年発生しておりますので、パトロール強化による現場対応措置について工夫してまいりたいというふうに考えております。

また、道路側溝等の土砂撤去についてでございますが、この事業は国の再生加速化交付金の事業として、今年度末をもって完了をする予定でございます。その事業が完了すれば、震災前と同様な形で、各行政区による保健委員会主催によります側溝等の土砂上げについて、保健委員会のほうとも協議をしながら実施に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今、保健委員会等の協力を得てということでございますが、側溝があらわれているところはいいんですけれども、アンダーパスのところは下に入っていますよね。そうすると、そういうところではできないという話が、現実的にはそういうふうになっております。それで、今回の土砂撤去では、そこを水圧というんですか、圧力のホースできれいにするんだということですが、ちょっと私、現地見ていないので、それが終わったかどうかはわかりませんが、今後は、だんだんそこもやはり土砂がたまって流れが悪くなって、また同じようになると思うんですよね。そういう場合には保健委員会等の皆さんではちょっと無理なので、それらを数年に1回ですか、そういう圧力ホース等で撤去する考えがあるのか。

それから、現状を見ますと、上流の側溝が二、三本ありまして、下流が、そのアンダーパスのところは1本になっているところが多いんですよね。現実的にそういうようになっております。下流が細くなれば、当然側溝があふれ、ごみも車道に散乱しております。側溝の改良等は難しいのでしょうか。また、これらの解消策はないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在の側溝を改良することは、構造上なかなか難しいというふうに考えております。そもそも、原因は大雨で水が集まってくるもので、側溝の定期的な維持管理に努めてまいりたい

というふうを考えております。

また、下流に流れていかない、のみ込めができていないというのが大きな原因なのかなというふうを考えておりますので、今後、その下流について現地調査をしまして、並びにその対策を研究していきたいというふうを考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、5番、老朽化した空き家の現状と更地化への対応並びに空き地の雑草対策についてでございます。

近年、核家族化による高齢者世帯等が増加しております。それに伴いまして後継者がいない世帯がふえ、年々空き家が多くなり、誰も手入れをしない、または荒れ果てて老朽化した空き家や空き地が増加しております。周囲の家庭は、ネズミ等の害虫による被害や、道路等への雑草の侵入による車両通行への妨げに大変頭を悩ませております。

この対策として、町では対象者に対し、文書で清掃や環境美化等のお願いをしているところではありますが、後継者等誰かが住んでいれば話が通じますが、無人の場合は音沙汰なしの状態であります。そういうことで、文書では何の解決にもなっていないと思われま。

このように、無人化した空き家、空き地の件数と、今後の対策はどのように行うのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町における空き家でございますけれども、平成30年度に町内におきまして空き家調査を実施したところ、現在、空き家と判断されるのは89件となっております。宅地であるものの居住しておらず、倉庫として利用されている建物が多く存在いたしまして、そのまま利用し続けたい考えを持つ方が現時点では多いことがわかってまいりました。

町では、ことし4月より鏡石町空き家バンクを整備しまして、空き家を有効活用するとともに、町内外から定住促進による地域の活性化を図るため取り組みを進めております。

また、空き地等の雑草につきましては、所有者の高齢化や遠方居住によります地域住民とのつながりの希薄化などにより、適正に管理することが困難な状況になっていると考えておりますけれども、所有される方々の責任のもと、適正に管理されるべきものと考えておまして、所有者に対しましては、議員さんのご指摘のとおりなんですけれども、所有者に対しまして、現状では文書のほうに現状の写真を付しまして、文書による適正管理を依頼してお

ります。現時点ではそういう対応をしているということで、ご理解をいただきたいと思いま
す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 倉庫等に使えるところは、それはいいんですよね、使用しているから。
だから、倉庫等とか何にも使えなくて朽ち果てているところがありますよね。それらの調査
はしておりますか。お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 現時点では、詳細な調査につきましては実施しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 一番問題になるのはその件なんですよ。誰かがいれば、地区民の人
が声をかけて、そういうのもできますけれども、そういう朽ち果てて何の利用もできない。
そういうところが、先ほど言いましたけれども、ネズミ等のすみか、ネズミもあれなんです
よ、もっと違う害虫もいるんで、なんですよけれども、それらの被害が大変になっているとい
う。農作物等も食べられているとか、そういうのも聞きます。

それで、前に地区の区長さんからも多分対策の依頼があったとっておりますが、それら
はどのように処理したのか。また、空き家の更地化等に強制力を持たせるために、空き家条
例等が必要と思われませんが、いかがお考えかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 現時点で、空き家対策事業といたしまして、今年度4月からです
けれども、先ほど申し上げたとおり、空き家バンクを設置いたしました。もう一点につつま
しては、空き家改修費の補助金ということでございまして、これについては定住促進のほう
も含めまして、所有者または支援策に対しまして補助をするというものでございまして、そ
れに伴いまして、例えば、町内施工業者に改修を発注した場合には加算なども含めて
の補助事業です。また、空き家、家財道具の処分費につきましても補助事業を実施しており
ますけれども、現時点では実質的件数がないということでございます。

いわゆる朽ち果てそうな家屋ということですが、これにつきましては、今後の研究課題と
させていただきますと思いますけれども、根本的な問題としましては、例えば、その方々の

相続の問題等もございます。なお、あともう一つにつきましては、先ほど議員さんのほうからもありましたけれども、最終的には条例化をして撤去すると、解体するというような中身につきましても、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それでは、条例等の検討、それを前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、6番、構造改善センター・鳥見山体育施設・体育館等の管理人の連絡会議の開催状況についてでございます。

現在、以前開催されていまして管理人の連絡会議を廃止し、意見・要望等を文書で提出されているということでもあります。しかし、各施設の利用者の意見や要望を共有し認識することや、対処の仕方を統一するためには、連絡会議はとても有効な手段と思われまます。現在の方法で、利用者からの生の意見や要望は、以前と同じく職員に伝わりません。対処方法も統一的に指示され、利用者に反映されているのか、上意下達の傾向はないのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

教育委員会では、所管体育施設の適正な管理運営を行い、町民に利用しやすい体育施設を提供することによりまして、スポーツの振興と体力向上を図っているところでございまして、その目的を果たすために体育施設管理業務打ち合わせを開催しているところでございます。

打ち合わせ会は各施設の管理人、さらには体育施設管理業務を委託していますNPO法人かがみいしスポーツクラブの職員、また教育委員会生涯学習課のグループの職員で行っているところでございます。

打ち合わせ会につきましては、使用の減免の基準、さらには予約の方法を再確認するとともに、先ほど議員の質問にありましたように、利用者からの意見、要望等も踏まえながら意見交換を行っているところでございます。

打ち合わせ会は、開催状況につきましては、近年は年1回程度の開催をしているところでございまして、打ち合わせ会以外についても、各施設からの要望や報告をいただきながら迅速な対応を図るとともに、毎日の使用料の徴収とあわせながら施設の維持管理に係る報告書や要望書、また口頭により管理運営に関する意見交換を行いながら、利用者に喜ばれる施設であることに努めておりまして、引き続き利用者の意見・苦情についても、意思統一を図り

ながら、文書等も含めながら、指示をしながら進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 連絡会議を年1回行っているということでございますが、何か利用した方に聞きますと、いろんな意見や要望は話しておりますけれども、それがなかなか実現に至らないんだという声も聞きます。その辺はどのように率直に考えておりますか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

各施設、大分、20年を超える施設となってきておりまして、それぞれ古い施設ということでございます。利用者からは、いろいろな部分で器具が壊れているとか、施設の劣化があるということでのご要望は受けております。それにつきましては、随時予算を確保しながら、優先順位を決めながら修繕を行っているところでございまして、それにつきましても利便性の向上を図れるように引き続き努めてまいりたいと思っておりますし、管理人からもその都度ご要望は受けさせながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） この体育施設関係だけではありませんけれども、いろんな面で町民から声を聞きますと、役場に行っても、役場に申し出てもやってもらえないんだという声はかなり多く聞かれます。そういうことで、できるものは速やかにやっていただきたいと思っております。そのことに対して答弁を願いたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

各種要望につきましては、随時確保しながらできる範囲内で進めてまいりたいと思っております。そういう意味では、各施設とも各管理人がいますので、そちらの管理の中でできるもの、さらには予算を確保しながら進めなきゃならないもの、そういうものもありますので、ご理解いただきながらご同意いただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、7番、新年度予算についてでございます。

町長はこれまで9年5カ月余の町政を担ってきたわけでありますが、今までの実績等を踏まえて、台風19号対策はもちろんでございますが、新年度予算にこれだけは反映させたいという、そういう思いを持った施策、目玉とするものがあると思われまます。

つきましては、（1）令和2年度予算につきまして、町長は何を目玉と考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

令和2年度の予算につきましては、特に10月に発生しました台風19号による甚大な被害に対しまして、被災者の方々への支援はもとよりでありますけれども、一刻も早い災害復旧対応に全力で取り組んでいきたいと。

また、第5次総合計画の実現に向けまして推進してまいりたいと。この第5次もあと残り2年ということでございます。そういう中でありますけれども、しっかりとこの第5次も仕切りながらしていきたいと。

また、地方創生、地域活性化での取り組みでありますけれども、これも通勤に便利で住むにも快適、子育てしやすい環境を備えた定住の町として、コンパクトで便利な利便性の高い鏡石町を目指してまいりたいというふうに思っております。

そういう中で、目玉となる大きな事業ということでございますけれども、1つは、水の安定供給体制の強化を図るため新浄水場を整備する、第5次上水道事業。さらには駅東の第1土地区画整備事業におけます第3工区の推進。また安心・安全の中で子供から高齢者までが笑顔と健康で暮らせる町づくりの拠点施設となります、仮称でありますけれども、健康福祉センターの整備。そして地方創生と人口減少対策としての子育て支援対策事業、今年度からいろいろ進めておりますけれども、こういった子育て支援対策等の取り組みを推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） それでは、先ほど答弁あったように、それらの事業をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、町民が鏡石町に住んでよかったと思う施策の実現と、きらきらアートのように、台風19号復旧対策が早期に終了し、以前にも増して輝く鏡石となりますよう強くご祈念申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 角 田 真 美 君

○議長（古川文雄君） 次に、2番、角田真美君の一般質問の発言を許します。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） こんにちは。2番議員、角田真美でございます。

一般質問に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る10月12日から13日未明にかけて、台風19号による阿武隈川の氾濫は、家屋の損壊、農業被害、商工業の被害等、成田地区は甚大な災害となりました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

先日、町の図書館の展望室から田んぼアートを眺めると、眠れる美女はLEDイルミネーションのきらきらアートに進化いたしました。8,000本のペットボトルが夜空にくっきりと輝き、年の瀬を感じることができました。ただ、被害された方々のことしの年末を考えると、とても複雑な心境になりました。

私が前回、ここの一般質問を初めてさせていただきました。9月18日であります。あれから85日間が経過いたしました。その中で、阿武隈川や釈迦堂川、河川の洪水とインフラ整備に対する私の防災に対する考え方を述べさせていただきました。しかし、残念ながら、一般質問をした直後、台風19号により、阿武隈川の堤防決壊による河川氾濫で成田地区が大被害をこうむってしまいました。

そのときの一般質問の内容を少し要約して語りますと、我が国の防災に関する公共投資額について申し上げます。平成8年を100とすると、17年後の平成25年には半分以下で、その後、きょう現在まで変わっていない現実があります。我が町には、東に阿武隈川、西に釈迦堂川と過去に幾度となく大雨による洪水が繰り返されてまいりました。そういった歴史のあることもお話しさせていただきました。

近年、これらの河川は、平成12年に阿武隈川平成の大改修と称される千年に一度、私はあのとき百年に一度と解釈しておりました。しかし、千年に一度と聞きました。この豪雨災害に対応できると言われた改修工事が、そして治山水準を諸外国と比較しても、我が国の防災水準の低さについても話したのであります。先進国は我が国ほどの自然災害の危険度は低いのですが、諸外国の多くは予算をつけて安全度を高めていること、我が国の防災力は衰退途上国と言えること、そして本来であれば、我が国ほどの経済力があり、建設力があれば、千年に一度の災害に備えた防災対策を既に終えているべきであると、私はそのとき述べました。

しかし、私の前回の一般質問でお話しした見解が、残念にもその直後に現実化したこの夕

イミングに、私は大変驚きを隠せませんでした。我が国のどこかで毎年起きる自然災害で多くの犠牲者や家屋崩壊が出るたびに、地方自治体には防災対策の不備について批判が殺到いたします。そこで、我々はより身近な問題として、一人一人がインフラ復旧事業を考える必要が今必要であります。

このような中、私は成田地区の防災ボランティア活動に10月15日募集の初日から4日間成田地区を駆け回りました。そのボランティア活動を通じ、私なりに感じた復興に対する住民の怒り、悩み、これから将来に対する要望、それらを私はじかに聞きながら一生懸命作業に従事したわけであります。

それでは、通告いたしました一般質問に入らせていただきます。

なお、これらの質問を通じて災害に対する問題を提起いたします。そして、その根拠としては、最初に5つを掲げました。阿武隈川に対する防災工事の甘さを指摘し、改善点を提案いたします。

それでは、詳細について論じたいと思います。

まず最初に、台風19号による成田地区の災害についてであります。

これまでの成田地区における近代の大きな水害として、昭和16年、昭和41年、昭和61年、平成10年、平成22年、平成23年、そして令和元年と、約10年に一度は襲われていることとなります。

江戸時代に書かれた「白河風土記」というものがございます。その中に、水害のこと、成田の住居が80戸であったこと、今から300年前の話であります。今回、私は水の引いた直後に、150メートル決壊した陣ヶ岡の堤防に行ってみました。そこには、昭和24年堤防復旧工事完了のあかしとして、災害を受けた皆様が、先人が記念碑をメモリアルとして建てました。50センチぐらいのこのぐらいの岩であります。堤防決壊を繰り返してはいけないという後世への伝言と記憶の伝承、その大切さを痛感いたしました。そして、私はそのボランティア作業中の中に幾度も、被害者から堤防の改修に関しての将来の希望を意見されました。

そこで、幾度となく堤防の決壊が続く陣ヶ岡堤防決壊場所に、どんな洪水でも二度と壊れないスーパー堤防並みの整備をする考えが、町ではなく県や国へ要望する考えがあるか、町の見解をお聞きいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 2番議員のご質問に答弁いたします。

当該決壊場所は、河川地形が屈曲しているため、水衝部となっており、過去にも堤防越水による堤防のり面が崩壊した箇所です。

スーパー堤防、いわゆる高規格堤防とも言いますが、これは土でできた緩やかな勾配を持

つ幅の広い堤防です。広くなった堤防の上は、通常の土地利用が可能であり、万が一計画を超えるような大洪水が起きた場合でも、水があふれることはあっても、壊滅的な被害は避けることができます。

現在、国の権限代行緊急復旧工事により、大型連結ブロック工法による応急復旧工事は完了いたしました。今後の復旧工事については、河川管理者であります県の動向によるところでございます。町としましては、今回のような洪水でも決壊しない強固な堤防での本復旧について、国・県に要望をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 現在言われましたこと、私も地元の方々のあの切実な願いを絶対になえなくちゃならないと思えばこそ、スーパー堤防と言いました。今、課長さんがおっしゃられたように、スーパー堤防があそこにできると思っておりません。そういった敷地もございません。ただ、そのくらいの強固な堤防をつくることを要望していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、10月13日未明、私は台風19号による地元釈迦堂川の被害を槻の木橋の上から確認いたしました。仁井田地区の釈迦堂川は、以前、河川流路を直進する工事を終了していたため、氾濫が全く起きなかった状況でありました。しかし、対岸の須賀川市稲田地区は、田んぼは支流の江花川の越水によって一面湖になっておりました。

そこで、私は古い文献の中からこんなことを見つけました。これは建設省の、鏡石も須賀川も郡山も工事にタッチした職員の方々の従事した文献でございます。その古い文献の中に、大正8年、内務省告示の国直轄工事で岩瀬郡仁井田村の左岸を工事した。そして、川の蛇行を避けて直流にさせ、洪水による被害は一応よくなったと書いてありました。しかし、これが後ほど、この自信が河川工事者の自信過剰になったというのは後からわかるわけでございます。といいますのは、昭和16年から昭和41年まで25年間、この間、鏡石も大きな河川工事がなかったのであります。

そこで、堤防決壊防止のために、屈曲した河川流路を円滑にすべきと考えます。関係自治体、特に玉川村や矢吹町と協力して実施するべきではないかと思いますが、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今回の台風19号によりましては、いわゆる阿武隈川流域全体で甚大な浸水被害になってし

まったということであります。この災害を受けまして、先月でありますけれども、福島河川国道事務所から、案の段階ということでありますけれども、阿武隈川上流における今後の防災、そして減災対策の方向性ということで、ハード面、そしてソフト面を連携した抜本的ないわゆる防災減災対策を考えているということの説明を、文書的な部分でありますけれども受けました。

この抜本的な防災減災対策としての案としましては、いわゆる関係機関が連携して、そしてハード面、ソフト対策が連携した総合的な防災減災対策、中身を見ますと、5本の柱と15の施策を行うことによりまして、浸水被害の軽減、そして逃げおくれゼロ、社会経済被害の最小化を目指すとしたものであります。

以上のことから、今後の対策につきましては、国または県から具体的に関係市町村に示されるものというように思っております。関係市町村とともに連携、そして協力し、防災減災対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、今回の先ほどの1番の中になりましたように、陣ヶ岡の堤防決壊につきましては、これは前は、前というか三面張りにこの10年間の中でしていただきました。そういう中であってもあの堤防があのようにになってしまう。ですから、スーパー堤防となれば、それはそれでかなり違うんでしょうけれども、今の状態の中で、今、議員さんが質問されたように、どんなに丈夫にしても、あの水の脅威には私は勝てないと思っています。

そういう中で、この減災をするためにどういったことをするのかということをしかりと、これも国も今考えているようであります。今回も当然、権限代行ということで、県じゃなくて国が直接行っているということで、この先ほど言いました国の考え方、こういったものに大きく期待をしていると。

もう一つは、やはり何といても、最初にも申し上げましたけれども、阿武隈川の堤防、鈴川の堤防、それよりも低いところにあるのがあの成田地区であります。そういうことも含めて、減災も含めて、高台も含め、いろんな総合的に考えていく必要があるというふうに考えております。そういう中では、当面は国の水害対策についてのことについて、大いに期待をしていくという。多分、近々こういったものもしっかりと発表されながらやられるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ただいま町長さんからそういったお話いただきましたが、実は、残念ながら私も古い文献を読みますと、建設省で出している文献です、間違いございません、現在も持っています。その中に、鏡石町という文言が一度もあらわれていないんです。それは

当然、以前から町長さんがおっしゃっているとおりに国直轄でなかった。じゃ、なぜなかったのかと思いますと、実は、玉川村は常に出ているんです。会議にも出ているんです。これは昭和40年代までの話ですけれども。ということは、鏡石町は釈迦堂川のほうを向いてはいましたけれども、阿武隈川のほうは玉川にお任せしていたのかなということも、その文献から少し私は感じました。ということで、今後、町長さんが国の方々にいろいろ陳情されるということですので、ご期待申し上げます。

次に、現在ある乙字ヶ滝の取水堰の件でございます。

この堰は明治39年5月に運用され、現在発電量250キロワットの東北電力前田川発電所が導水路に使用しております。先ほども今泉議員の方がお話しされましたから、多少重複すると思いますがお聞きいただきたいと思います。

この堰は一定の水量を確保するために取水堰がとられております。先ほど課長さんのほうから申しあげましたように、可動堰であるというお話を聞きました。私も、実はこの発電所の工事を25年前にやっております。そして、最近また行ってまいりました。そして中ものぞきました。乙字ヶ滝の中も、潜りはしませんでした、きれいにもう透き通っております、中がよく見える状況でありました。その状況を見ますと、古い取水の水路がもうついているんですね。これは多分明治時代のものだと思います。その後、現在堰ができておりますけれども、果たしてあの堰が可動するのかどうか。これは、もしかして可動するとすれば、故障しているんだろうと私は思います。

そこで、可動堰に関しては、全国的に過去大きな問題がいろいろございました。といたしますのは、その水量によって上流と下流でいろいろな水害が起きております。しかし、私が思うには、可動堰もいろいろございまして、ラバーダムの大きいやつ、小さいやつ、起伏堰、安積疏水のような熱海にある大きな頭首工、そういったものもいろいろ数多くの種類のダムがございます。

ということで、今後、成田以南の上流の原因を考えますと、堰にあると私は思っておりますので、今後、堰の水位の調節をできる可動堰にするべきだと私は考えております。そして、常時は水位を下げ、洪水防止策を講ずべきと思いますが、東北電力または関係機関、国・県への要請をするべきと私は考えますが、町の考えをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先ほどの2番の②とも関連するんですが、この阿武隈川の河川の管理の中で、いわゆる基本的には鏡石町から上流は現在県管理と、そして下流は国管理ということであります。そういう中で、この乙字ヶ滝も含めて若干、いわゆる隣の玉川村、ここは国の管理も一部入って

おります。そういう中で、玉川さんには国の管理の部分として一応下流の中でいろいろ協議もされているという、そんな事情もあるということでの、ちょっと複雑な地域だということでの、まず報告をしておきたいと思います。

そして、具体的な説明については課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（古川文雄君） 総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほども9番議員のご質問にもご答弁した流れもありますので、重複するかとは思いますが、先ほど議員さんのほうのご指摘がありました、一部可動堰ということでご答弁させていただきましたけれども、果たしてそれが実動するのかということもございまして。一部可動堰となっているのは一応確認はとれてはいるんですけれども、以前に成田区の方々から全てを可動堰にできないかというご意見を頂戴しておりまして、乙字ヶ滝区域の河川管理者であります国に対しまして、成田地区のほ場整備事業の際には、国とか県とかの水防に関する懇談会の席上などにおきましても繰り返し意見や要望を行っているところでございまして。

これも解釈上の問題ですけれども、河川国道事務所の担当者からは、乙字ヶ滝の堰は、計算上、河川の水位上昇に対しては影響は限定的であるという見解を言っているんですけれども、今回の台風19号での被災状況を踏まえますと、全体を可動堰に変更することによりまして、水位を下げ、被害軽減を図ることは重要な課題であると少しでも考えておりますので、引き続き国に対して強く要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

[2番 角田真美君 登壇]

○2番（角田真美君） 今、課長さんからご答弁いただきましたが、確かに過去はよその地区は住民投票であったり、金額が莫大にかかる。多いところは1,000億かかったというところもあるそうです。ですから、そういった費用対効果というものもあるんでしょうけれども、命のほうは十分大事だと思いますので、その辺を考慮して交渉していただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

4番です。

郡山の人災、福島のお跡と、今回の災害が世間でそう呼ばれております。今回の台風は郡山の広大な工業団地を水没させ、救急指定病院が浸水するなど、そして6名が命を落としました。郡山市としては、800億かけた大改修が終わっているんだということをおっしゃっているということです。もう終了したとおっしゃっています。あとやることは、川底の岩盤を掘削するぐらいしかないだろうと言っているそうであります。

しかし、一方、次のような話を読みました。福島には水害常襲地と言われる荒川がありま

した。そこで、余りにも水害が大きいので、阿武隈川の合流点に水門や排水機場を建設し、この整備を1988年に終えております。その後、一度もその地区は水害が起きず、今回も無傷であったと言われております。これが成功例の福島の奇跡と言われております。

そこで、今回成田の災害の原因の一つと考えられます、鈴川のバックウオーター現象防止のために、水門と排水ポンプ設置の必要不可欠と思います。先ほど今泉議員からもお話ありましたが、私も同様に考えますので、関係機関への要請をお願いしたいと思います。町の見解をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、台風19号によります水害の原因の一つに、鈴川のバックウオーター現象発生があったと考えられます。

阿武隈川の鏡石町区間の管理者であります福島県におきましては、本年5月に開催されました水災害対策協議会におきまして、近年全国的に多発している水害の状況を踏まえまして、バックウオーター現象への対策といたしまして、河道断面の拡大を目的といたしました河道掘削、河川敷の伐木を積極的に実施していく方針を示しているところでございますけれども、阿武隈川と鈴川の合流地点においても、これらの対策を実施していただけるよう要望してまいりたいと考えております。

また、ご提案のありました排水ポンプの設置でございますけれども、河原地区の排水を目的とした排水ポンプの設置とあわせまして、バックウオーター現象解消にも効果を発揮できるような排水ポンプの設置ができないかということで、調査研究を進めまして、町並びに県に対しまして要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 実は、先日の成田の災害現場で私が体験したことを申し上げますと、16日に道路で阿武隈川の近くで建設省の方とお会いしました。こんなことを話していました。排水ポンプ2台来ました。持ってきて、私も見ました。どこから来たかといいますと帯広から2台来ました。びっくりしました。実は部品足りなくてこれ動かないんだよね。それを私はこの耳で確かに聞きました。その後、郡山に退避しました。多分そのときにはその部品を取り入れて鏡石町に備えたんだと思っております。ですから、そういう状況もあるわけですので、万が一にもポンプを2台、3台用意したからいいものじゃなくて、現実に福島のように、福島の奇跡じゃありませんから、何台も設置するということではいけないと無理だと思っ

ております。

それと、先ほどの堰の話ですけれども、一番最初に申しあげましたように、建設省の方々には自信を持っております。しかし、このような状況になるんです。ですから、その辺は言いにくいとは思いますが、もう一回検証し、何回も検証していただいて、そうしてやらないと、また同じような結果になることと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

次に、5番に移ります。

阿武隈川の河川敷に堆積した土砂を取り除き、川底を掘り下げ、水位を下げる効果のある河道などの掘削を実施するべきと私は思っておりますが、県や国に要請する考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ハード整備としまして、①にありました堤防強化、さらには樹木伐採、河道掘削等の推進、阿武隈川水系河川整備計画に位置づけられている未着手の治水対策の順次対策と、ソフト対策もあわせて、もちろん推進が必要だなというふうに考えております。

市町村の実情に応じた減災の取り組みについて、ハード面とソフト面を相互に連携した総合的な防災減災対策を行うとの国の方向性であります。当該地区の具体的な整備計画はまだ示されておりませんが、沿川自治体と連携しながら、治水対策についてさらに国・県に強く要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 河川敷が、現場を見るとすぐ一目瞭然だと思います。河川敷が林になっておりまして、草が生えています。実は、ここを調べますと、堤防の内側の河川敷は、現在耕作はされていませんが、全て個人の所有の土地であると聞いております。ですから、時間的にも非常に難しい面もあるかと思っております。交渉の面も難しいと思っております。しかし、ほとんどの方が、成田の方が所有していると。私も実はこの目でそれを確認いたしました。ですから、時間はかかるかもしれませんが、川の底を掘り下げるということをしていけば、幾分どころじゃなくてかなりの効果があるんだろうと思っております。ひとつよろしく願いいたします。

次に、2番といたしまして、災害対策について、町全体の災害の対応についてお尋ねいたします。

1番、防災ハザードマップ見直しと全戸配布の徹底についてですが、前回、町では27年3

月に配布したマップが、現在に至っては多くの方が紛失しているか、どこかにやったか忘れて
いる状況に思われます。私も何軒かお話ししましたが、もらっていなかったよとか、見な
かったとか、なくしたとか言っていました。ですから、手元に持っている方が少ないように
私は思っております。

そこで、被害想定地域を可視化することができる、自分の住んでいる場所をピンポイント
に調べることが可能である、そういった防災のハザードマップを、見直したハザードマップ
を配布するのが喫緊の課題と思いますが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ハザードマップにつきましては、既にご承知のとおり、河川の洪水、土砂災害、火山噴火、
津波など、災害の種類ごとに危険が高い地域を指定し、その危険度と範囲を示すことで、住
民の迅速で的確な避難行動を促すために作成されるものでございます。

本町においては、阿武隈川の氾濫に伴う成田地区の洪水がハザードマップ作成の対象とな
っておりまして、平成19年度に作成した洪水ハザードマップと、平成29年度に作成しまし
た防災マップを町民に配布することによりまして周知を図ってまいりました。

現在、ハザードマップのもととなる洪水想定区域の見直しを、河川管理者であります福島
県が実施しております。早ければ年内には経過が公表される見通しとなっております。

今後の予定といたしましては、まず新たな洪水想定区域の発表後に、ハザードマップの簡
易版を早急に作成いたしまして、来年度の出水期前などの効果的なタイミングで住民に周知
を図りたいと考えております。

さらには、浸水想定区域の見直し結果と、今回の台風19号によります水害の状況を踏まえ
た上で、防災計画の見直しを行いまして、避難場所や避難経路、避難のタイミングなどにつ
きまして、正式なハザードマップを作成いたしまして、住民の方への周知を図っていく予定
だということをご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 課長さんのお話、よくわかりました。ただ、命と家財、全て守るのが
保険です。それを保障するものです。

実は郡山でも、今回のいろいろな各地区で、保険の入れ間違いで保険金がおりにないとか、
そういったものがありました。それで、保険はそういったものの基本になるものでございま
すので、できるだけ早く配布していただきたいと思っております。

次に、2番、町全体の避難訓練実施についてであります。

毎年、町の消防団は火災訓練を実施しております。町の地域防災計画、私も見ました。この中には、町民全体の町独自の避難訓練実施についての記述はありません。避難場所や避難経路の確認も、実際に訓練しなければわからないことがたくさんございます。避難場所まで地図を見てわかったつもりでも、実際に歩いてみると意外と遠かったり、また、その中には急な坂があったりすることもあります。そして、河川など特徴ある行政区もあります。そういった中で、ぜひ訓練を実施すべきと思うが、町として年に1回の防災訓練を実施する考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の台風19号によります水害においては、災害対策本部からの避難の呼びかけを初め、成田行政区の方々や消防団員の声かけ、避難誘導によりまして、幸いにも人的被害を出すことなく住民の避難等救助を行うことができました。しかし、残念ながら、避難しおくれた方々が一定数おられたほか、高齢者や介助の必要な方々の避難に苦慮したことも事実であります。

また、東日本大震災のような大きな地震災害が発生した場合には、町全体に被害が発生し、全町的な避難が必要な状況となります。これらの災害に対する行政の対応には限界があることから、避難行動をより確実に実施するためには、自助・共助と言われます自分自身と地域住民の力が必要不可欠となります。地域の住民の意識を高めまして、さらにスムーズな避難行動を行うためには、日ごろからの訓練が非常に大切であり、今後は本町においても、本格的な避難訓練の実施について検討してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、3番、町の避難場所の周知徹底について。

地震などの災害発生時にふだんの居住地以外にいることが多いと思ひます。そこで、誰にでもわかるような避難場所の明示が必要かと思ひておひます。

私、仁井田の避難場所や帰る途中、たこ遊園地の避難場所、ずっと見ていきました。1つ残念なのは、仁井田の避難場所の英語の記述がスペルが間違っております。あれは外国人見た場合、ニイイタになっていまして直すべきかと思ひておひます。

それはそれとしまして、私が思うには、看板が、あの看板で悪くはないんですけども、

電信柱とかそういったところにも矢印があったほうがいいのかと、そういった場所を明示するべきと私は思っております。そんな形で町の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、避難所につきましてでございますけれども、本町の災害時の避難所につきましては、発生時に危険を回避するために一時的に避難するための一時避難所としましては、集会所や公園など18カ所ございます。災害の内容や規模に応じて、災害対策本部が開所する避難所が行政施設や体育施設など16カ所指定されております。これらの避難所の場所につきましては、平成26年度に作成いたしました防災マップ、並びに平成29年度に作成いたしました暮らしの便利帳などに記載しまして、周知を図っているところでございまして、なおかつ町のホームページにも常時掲載をしているところでございます。

さらに、水害の発生が予想される場合や震災の発生時には、速やかに避難所を開設いたしまして、このことを防災行政無線や広報車などにより周知に努めているということでございます。

なお、議員さんのご指摘の中の看板の関係ですね、例えば看板がその場所にだけ掲載するんじゃないかと、避難所に誘導するというような中身のご意見がありましたので、それにつきましても調査研究させていただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） よろしく願いいたします。

次に、4番、災害時の障害者の対応について。

障害者といいましても、高齢者、乳幼児、妊婦さん、要介護者など、お年寄りや病人に対しての町の防災訓練や避難訓練などによって、周辺の人々との関係を少しでも強めておくことが、災害が起こったときに大切な助けになります。鏡石町地域防災計画支援者対策68ページには書いてはあるんですが、その詳細については載っておりませんので、その辺も町としては、もちろん皆さんご理解できているんだと思っておりますけれども、我々町民としてはその辺の訓練はどうか、災害時の障害者の避難対応についてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

障害者の避難については、ご指摘の町地域防災計画の避難行動要支援者対策にあります。災害対策基本法をもとに、介護度の高い高齢者や重度の障害者等をいわゆる避難行動要支援者と位置づけ、災害発生時における災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面すると予想されることから、配慮が必要とされています。町では、避難行動要支援者名簿を福祉サービス等認定情報をもとに整理しており、災害時には警察、消防、民生児童委員と情報を共有しながら支援を行うこととしています。

今回の台風19号災害にあっては、各種災害予測情報をもとに、あらかじめ避難行動要支援者名簿を確認し、避難状況の確認や町のほうから電話等で避難行動を要請するなど対応しておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 今後とも訓練を含めまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、5番、災害ボランティアの活動に識別できるための腕章・ビブス等の配備についてでございます。

私はある一つの奉仕団体に属しております。私もその一員として、町へブルーシートの寄附をいたしました。私の団体からであります。今後も町の要請でテントや救命ボートですね、その辺も贈ると、寄附するということで考えている団体であります。

そんな中で、このたびのボランティア活動に参加した者として、気づいた点を申し上げますと、今回の災害のボランティアの受け入れ態勢は非常に迅速に対応できていたものと私は考えております。そのような中、約40名の岩瀬農業高校生が、全員ブルーのシャツ、紺のズボンと帽子と統制とれた学生集団のボランティアの作業は、住民からも関心を持って感謝されておりました。

私も今回ボランティアとして参加したわけですが、我々のボランティアを識別するものは、ガムテープに小さく角田と氏名のみ書いて受け入れ先へ参りました。友人か知人か親戚か、ボランティアの方々か判断できずに、お礼や挨拶やその言葉に戸惑っているのが、私だけじゃなくて、多分ボランティアの方々全員思ったことだと思っております。

そこで、災害ボランティアの活動中にボランティアと識別できるための腕章やビブス等を今後準備しておくべきと考えるが、町の考えをお聞かせください。

また、その際、本部として、仮の本部だと思えますけれども、テントの準備などもあったらいいのかなと私は思っております。町の考えをお聞かせください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の災害では、町社会福祉協議会において災害ボランティアセンターを運営しておりました。ボランティアについては、社協の行動マニュアルに基づき、ガムテープに自分の名前、社協のシールを張ったものを背中に張るなどして対応し、識別しております。当然、災害復旧現場では、現地以外の方々も活動していることから、身分証明書やボランティアであることがわかる腕章、ビブス等の着用を呼びかけている社協もあると聞いております。また、そのような腕章やビブスを準備している社協もあると聞いておりますので、町としましても、ボランティア活動に混乱が招かれないように、社協とともに準備に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 後で申しました仮の本部であります。そういった本部も、協議会からは遠隔地になりますので、そういったものも私は必要かと思ったので申し上げました。ひとつよろしく願いいたします。

3番、子ども食堂について。

この子ども食堂については、歴史を申し上げますと、2012年に歯科衛生士であった女性の方が、仕事を通じて食事の偏りがちの子供の存在を知って、孤食、要するにひとりで食べることを共食、皆さんで食べることを進めるということで、当時、大人が入ってもいいだろうということで食堂という名前をつけたそうであります。その後、いろいろな変遷を経まして、生まれた家庭の経済事情によって子供の学力や進路に格差が生まれてしまうことや、どんな子供でも希望を持って明るい家庭を描くことができるはずということであります。それを地域住民による民間の取り組みとして、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する子ども食堂が全国的に広まっている現在、家庭における共食が難しい子供たちに対し、共食の機会を提供することなどを目的にしています。しかし、近年、子ども食堂にも変化が見られます。現在の実施状況は、子供に限らず地域住民を含めて、地域住民の交流拠点としても地域コミュニティの大きな役割を果たしております。

先日、私も須賀川で子ども食堂をやっている女性の方とお話をさせていただきましたが、問題はいろいろあります。しかし、決して、いいことで、悪いことではないと。いいことですから、どんどん進めてくださいという提案もいただきました。その中から、町として子ども食堂開設に関してどのような指導を行っているのか、もし今までそういった相談があれば、もし詳しい内容も、詳しくなくとも結構ですので、公表できる範囲であれば公表していただきたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

子ども食堂は、NPO法人や地域のボランティア団体が、子供たちのために無料または安価で栄養ある食事や温かな団らんを提供する取り組みと位置づけされております。

現在、子ども食堂は全国各地で約3,700カ所で設置されており、その活動のあり方は、困難を抱える子供たちへの支援を中心とするもの、子供を対象とした交流拠点を旨とするもの、地域住民を含めた交流拠点を設けようとするものなど多岐にわたります。

福島県の1月1日現在の調査では、子供の居場所づくりとして41カ所が設置されており、その活動内容は、食事の提供のほか学習支援、交流イベントなどを実施しております。

一方で、運営費の問題や食品ロス、衛生面などの安全管理の徹底や、子ども食堂に対する理解や安心感を醸成することが課題との指摘もあります。

町においても、今後開設等の具体的な相談があった場合には、事業者にとって必要な情報収集や情報提供に努めております。今年度に当たりましては、1件ほどの相談といたしますか、お話を聞きたいという方が1件ほどございました。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 難しいんだろうと思っておりますが、今後そういったことを考えながら議員を務めていきたいと思っております。

次に、子ども食堂を開設した場合、町からの補助金としてはどのようなものがあるか、ご質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、子ども食堂に対します町から直接的な補助制度はございませんが、県では補助事業者が新たに設置する場合に必要な経費について交付するこどもの居場所づくりスタートアップ事業補助金制度がございます。内容につきましては、補助額が30万円以下、対象経費につきましては、居場所の借り上げ料、施設の改修、修繕、備品購入、広報費。対象者につきましては、18歳未満の子供、サービス内容につきましては、食事の提供、生活習慣の習得、学習支援、遊びや体験活動、相談支援などです。サービス提供につきましては、月1回以上開催するというのが条件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 次に移ります。

4番、町の奨学資金の現状についてであります。

今年度の利用者がいなかったというのは、残念であるのか、よかったのか、私には判断はできませんが、ただ、いずれにしても必要な方はいるんだろうと私は考えております。金融機関がいろいろな多種にわたっての貸し出しをしております。そういったものとの競合もあったのか、それとも利用条件に問題があったのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

まず、第1番、資金の利用の条件緩和について、検討を考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の奨学資金につきましては、町育英資金貸付条例に基づく育英資金がございます。この制度は、鏡石町に住所を有する学生で、経済的理由により就学困難と認められる者に対する育英資金の貸与でございます。

貸与条件としましては、1つ目に、鏡石町に引き続き2年以上住所を有し、かつ学術優秀、品行方正及び身体強健な者。2つ目として、高等学校以上の教育を受けようとする者で、経済的理由により就学困難と認められる者となっております。内容としましては、育英資金の貸与が学費分として大学や高等学校など区分に応じて1人月額1万5,000円から5万円以内、そのほか入学準備金として30万円から60万円以内の貸与となっております。

しかしながら、議員のお言葉のとおり、近年は育英資金の貸与を希望する者が少なく、平成30年度及び今年度は新規の利用者がいない状況となっております。そこで、議員のご質問のように、その理由でございますが、いろいろ理由はあると思います。金融機関でいろいろなものもありますし、国・県の制度も変わってまいりました。また、大学が独自に実施しているような奨学資金もふえております。

そこで、例えば本町の育英資金の利用条件の緩和についてでございますが、1つ目としては、兄弟2人目以降の利用時の返済額の緩和、2つ目としましては災害等被災家庭の返済の免除、3つ目としましては返済期間の拡大、4つ目としましては、返済によらない給付型奨学金のほうに移行するといったような方法が考えられます。ただ、これも、来年度から国の施策である高等教育の無償化の一環として、授業料等減免制度の創設、給付型奨学金の拡充といった新制度が実施されますことから、鏡石町としてもこの国の新制度の利用の状況等がどうなのか、そういったことをよく見きわめながら、町としての育英資金の利用条件の緩和、

あるいは抜本的な制度の見直し等について、必要かどうか十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 内容について、また条件について、よく理解できます。

ただ、現在、ある高校でありますけれども、全校生の2割の方がアルバイトをやっています。例えばその高校、1,000名おられますと200人がアルバイトやっております。じゃ、なぜアルバイトをやっていますかと。貧しいんです。貧しい子供が2割いるとおっしゃっていました。その子供たちが1日、月に5万稼ぐそうです。200人です。そうすると、五二、十で月1,000万。1億2,000万、ある高校生が稼ぐそうです。GDPが上がるよという、かわいそうな話もしていましたけれども、実はそのような状況でありますので、現実には、利用したい方がたくさんいるだろうと私は思っております。私自身もそういった中で勉強しておりましたので、よくその気持ちはわかりますので、どうか、先ほど申しました中でも1つ、経済的な状況、これは当然だと思えますけれども、例えば大学に行った場合、国立で近くだったらいいんですけれども、2年間ここに住所を置いて、また親元を離れるということが現実できない学校もあると思えます。そういったことも考慮しながらやっていただきたいと思います。

あともう一つ、私のほうから、町のホームページにこの奨学資金に対する欄がございません、だと私は思っております。ですから、今の子供さん、スマホですぐ見られますので、そういったこともあって必要なのかなと私は思っております。そういった情報をもう少しアピールしていただければなと思っておりますので、お願いしたいと思います。

以上、私、あと3分残しましたけれども、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君の一般質問はこれまでといたします。

ここで、15時まで休議といたします。

休議 午後 2時47分

開議 午後 2時59分

◇ 円 谷 寛 君

○議長（古川文雄君） 次に、11番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ただいまご指名をいただきました11番議員の円谷寛でございます。
令和元年最後の定例会の最後の質問をさせていただきます。11番議員の円谷寛です。

私の質問は、今回で通算で113回目となります。これは、定例会全部で質問しても8回当選しないとできない数字なんですね。これは手前みそになりますけれども、あまりない記録ではないかと思うんですね。私が100回目の質問をしたときに、マメタイムスさんが記事にいただきまして、これは管内初の出来事だというふうに報道していただきました。かなり前のことでございます。しかし、私は回数だけにこだわらず、その中身で勝負をしたいものだというふうに改めて決意をしているところであります。

一般質問をやらない議員がよく言うのが、一般質問だけが議会活動ではないということをよくおっしゃいます。しかし、もちろん常任委員会とか、予算とか決算の審査も非常に重要な議会の活動でございます。そこでの議論も非常に大事だと思います。しかし、一般質問を余りやらない人がそこでその分、それにかわって十分な議論をしているのかということ、そういうことは余り傾向としてはないように思います。やはり、むしろ危険なこの考えの根本にあるのが、その人たちの心の奥底に、町長などの執行部に対して口ききをするということが議員活動としての仕事だというふうに勘違いをしている議員がいるのではないかというのを私は大変危惧するものでございまして、やはりこの口ききというのは議員活動としては非常に間違っていると思うのでございまして、正当なものではないということを改めて確認をおきたいと思うところであります。勘違いはやめていただきたいと、こういうふうに思っているところでございます。

師走に入り、突然入ってきたショッキングなニュースがありました。国境なき医師団の中村哲さんの死であります。テレビ報道などでも何回もお目にかかりましたが、この人は大変自己犠牲に富んだ方ございまして、非常に貧しい、最初はパキスタン、それからアフガニスタンに入り、医療活動をしていた。ところが、何ぼ医療行為をしても汚い水を飲んだりしていたのでは病気はよくなるまいということで、彼は井戸掘りを始めたわけですね。アフガニスタンの各地にたくさんの井戸を掘った。それを著書にして、「医者井戸を掘る」という本を書いております。

さらにその後、やはり生活が大変貧しい、なぜ貧しいのかと考えたときに、農産物などが干ばつでほとんど実らない。これではしょうがないということで、今度は彼はかんがいの水路づくりに没頭したわけございまして、現地の人と協力をして、そして水が入った農地でたくさんの収穫をとれた農民から深く感謝をされ、アフガニスタンの名誉国民に指定をされてという方でございます。

彼は、非常にアフガンの人々に信頼をされていた、尊敬されていたんですけども、やはりいつも彼がやっぱり控え目ながらも発言したのは、日本が例えばイラクに発言をしたり、

そういうイスラム国、イスラム圏と対立をするような行動をとられることが大変残念だということをおっしゃっているわけですね。例えば、イラクなどに反すれば、そこでイスラムの人々と戦うようになると。こういうことはしてほしくないんだと、身の危険にさらされるんだということを常におっしゃっていたわけですがけれども、そういう中で日本の信頼というものをかち取った、そういう先頭で戦われた方でございます。大変残念至極でございます、彼のご冥福を心からお祈りしたいというふうに思います。

平成から令和へ、5月1日に始まった令和元年もあと3週間を残すのみとなりました。いろいろな出来事があった年でしたが、何ととっても、先ほど来から議員の質問がありましたように、台風19号の大災害というのは記録的な出来事ございました。

今から15年前ですね、私が成田の区長るとき、大雨が降るということで、町の水害対策の成田の現地対策本部長なる肩書きをいただいて、阿武隈川にかかる成竜橋の上から見た阿武隈川の流れというものは、忘れることのできない恐ろしいものでした。堤防の決壊はありませんでしたが、川の流れはまさに地獄図というべきありさまでございました。枝葉のついた流木、屋根のトタンがそっくりついたままの建物の一部、ドラム缶、ビニールなどいろいろなものが泥水とともに勢いよく流れて、大変不気味なありさまでございました。それらが今回は、昭和61年の8.5水害以来の堤防の決壊となり、成田の中心地である、旧地名は宿屋敷と言ったんですね。昔、宿場町だったそうでございますね。そういう中心部のほとんどの家に床上浸水というものが出ました。ちなみに、今回も決壊した矢吹町三城目との境の陣ヶ岡というところは、県内でも屈指の古い歴史的な埋蔵物が発掘をされているところでもございます。

私は今回の質問で、この問題を取り上げるかどうかを大変悩んだんですけれども、恐らく他の方々がやってくれるだろうということで、入れることをしませんでした。考えてみると、成田にかかわりのある人は議員の中にもたくさんございまして、質問していただきました小林さんは母親の出身地でもあり、角田さんは奥さんの出身地であります。これからも成田をよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

台風19号の被害の状況は、町が集約し公表しておりますので省略いたしますが、途方もなく大きなもので、被災者の絶望感というのはまさに大きなものでございます。既に多くの方々が述べられましたが、住宅や農機具、家具、そして収穫中の稲、もみ、収穫を待つばかりまで手入れをしてきたイチゴ、さらにはキュウリなどのハウスが次々と泥水に浸り、流され、壊されてしまったのであります。自宅の前庭で小さな工場を営んできた私の親戚の家では、数千万円に及ぶ機械が使えなくなり、経営を続けるべきかどうか悩んでいるということでございます。町としては、これらの方々に対し、どのようにして生活、そして事業の再建を成していくのかを、国・県などの支援事業と組み合わせて、被災者が再びやる気が出て

くるような支援策をぜひ示して、一日も早く再建できるように指導や助言、支援をしていただきたいと、成田地区出身の議員として心から訴えるものであります。

それでは、通告書に従い、具体的な質問を始めさせていただきます。

まず、質問の通告書の1番は、健康福祉センター、正式な名称、決まっていませんので仮称ということでございますが、その具体的な内容について、どうなっているのか、発注した姿はいつ示されるのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、この駅東地区の整備事業の核となる拠点施設ということで、今回仮称でありますけれども、健康福祉センターを位置づけまして整備を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

なお、この中身、健康福祉センターの具体的な内容については、担当課長より詳しくご説明申し上げます。

○議長（古川文雄君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

具体的な中身につきましては、現在協議中でございますが、子育て支援、障害者支援、高齢者支援等保健機能、保健センターを備えた総合的な保健福祉施設として、また、分散化しております行政機能、社会福祉協議会、地域包括センター、ボランティアセンターなど、それに防災機能としての福祉避難所や備蓄機能が想定されておまして、今年度には基本計画、そしてその施設の具体的な内容、規模、費用などをまとめる見込みとなっております。

健康福祉センターは健康と福祉の総合施設として、今まで分散していた機能を集約化することによりまして、迅速な健康福祉サービスの提供が可能となるので住民福祉の向上に資する公共施設となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） それでは、その内容を、今も言ったんですけども、内容はいろいろ具体的に明らかになるのかを教えていただきたい。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 具体的な内容につきましても、先ほど申し上げましたとおり、今年度中に基本計画をまとめる予定でございます。まとめる場合につきましては、前段

で議会のほうに、全員協議会のほうでご説明を申し上げたいというように思っております。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） はい、わかりました。

今年度中にしていただくということですが、ここで今度は要望でございまして、やはり駅東地区の開発のやっぱり起爆剤として、これは長田町長の時代から練ってきたのは、役場の移転というものはあの駅東開発の中心にするんだということを進めてきたわけでございまして、大変こう事業が、進捗がおくれているわけでございますが、やはりこの駅東をこれから、あれほどの土地を、町もたくさんの土地を持っているわけですね。そして、住民も本当に売った人は大変もうかったという今話なんですね。買った人は損したと。地価がどんどん下がっているわけですね。町が650万という、土地としては法外な値段をつけて買い集めたわけですね。そのことによって地価が上がって、それに釣られて買った人は大いに損をしているというような状況が今あるわけですね。やはりこの反省に立って、やはりここは役場は行かないかわりに、ここは将来、町の非常ににぎやかな、町のそういう場所になるんだということを示すような、やっぱりそういう印象を与えるような、そういうものにこの健康福祉センターをしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、円谷議員さんが言われたように、この駅東地区、既にご承知のように第1工区、ほぼ完了しました。そういう中で、本年度、第3工区について今、造成を一部しているということでもあります。今ご質問のとおり、ここには公共用施設ということで、当初1.8ヘクタール予定しておったんですが、若干、調整地の関係で当面は3反くらい池になってしまうんですが、残り1.5ヘクタールは公共用施設と。ここに、説明したように仮称健康福祉センターをつくっていきたい。そういう中で、この健康福祉センターについては、当然町の職員もそちらに配置されるということでもありますので、この役場の機能そのものが約半分くらい、大きさに言えば機能が移るということなので、この調査の地区、基金もそういったことでいろんな意味で活用しながら、しっかりと第3工区のみならずで、この駅東の拠点施設ということで位置づけをして、議員の皆さんと一緒に協力をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 須賀川では、昔の赤トリキの跡にあった施設が震災で壊れまして、新しく t e t t e という施設をつくって、いろんなイベントで大変にぎわいをもたらしているそうであります。新聞などの報道によると、大変毎日のようにいろんなイベントを催して、一応成功している。町の規模は違いますけれども、やはり我が町においてもそういう施設をつくることによって地域ににぎわいをつくって、そして駅東の開発を、役場は行かなくなったとしても、それをカバーするようなそういうものにしていただきたいものだというふうに思っています。町の一大コミュニケーション施設とすべきだというふうに思っておりますが、その辺についてもう一度確認をしたいと思えます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

失礼ですが、（2）でよろしいのでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○町長（遠藤栄作君） 町の一大コミュニケーションの施設とすべきだということで、まさに、この（仮称）健康福祉センター、こういったことがここに配置をされるということで、当然ここには働く人がもちろんいますし、これを起爆剤として、いわゆる拠点施設とすることによって、他の民間の誘導もされるということに大いに期待をしているということでもあります。

後の質問にもあるんでしょうけれども、いずれにしても、この施設がこの第3工区のみならず、駅東土地区画整備で56ヘクタール、この起爆剤になると、拠点施設であるという、そんなことでの位置づけをしながら、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひお願いしたいものだというふうに思っています。

（3）でありますけれども、やはり町のいっぱい人を集める一つの手段として、温泉施設、私も選挙中によく言われたんですよ。老人センターのお風呂が大変安くて、そしてコミュニケーションもあってよかったと。それが使えなくなって本当に残念だというふうな声も聞いています。ぜひ、やはり、どこの市町村も今、近隣かいわい見ているとね、温泉施設との声、持っているんですかね。ですから、それも検討すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新たな温泉施設の想定でございますが、用地の確保並びに源泉の確保、施設整備費、維持管理費などの多額の費用が必要と考えておりますので、今現在のところは新たな施設の想定はしておらないということでございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） あのね、ぜひこれは検討してもらいたいですよ。というのは、今回も水害で大変お風呂に入れない人がいっぱい出てきたんですけれども、鏡石にはない。須賀川の市民温泉は市内外を問わず、被災者の手帳を持っていれば、証明を持っていれば、ただでずっと、今でも入れていますね。だから、町としてはやはりこういう施設は必要だし、今まで老人センターで、そういうコミュニケーションを図ったり、非常に安く入れてよかったという声があるわけでございますので、これからぜひこの設置も検討すべきではないかと。

金がかかるというんですが、土地はいっぱいあるような気がするんですよ。だから、金はかかるといったって、今はそんなに飛び抜けてびっくりするほどのお金をかけなくても、鏡石は11億もかけてプールをつくったという経過があるわけですから、その10分の1もあればできるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか、町長。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

必要というんですか、あればいいということは私もそのとおりだというふうに思っています。ただ、そういう中で、今回この（仮称）健康福祉センターにつきましては、いわゆる福祉関係の団体、さらには地域住民の代表、それから学識経験者、そういったもので組織しました基本計画策定委員会が既に立ち上がっております。そういう中でどういった意見がされるかと、そういったことも参考にしながら対応すべきかなというふうに考えております。

例えば温泉とプールということで考えますと、どちらもかなり費用はかかっている、実質はかかっていますし、どちらもかかるという、そういう中でどう対応するか、そして町の財政も含め、どう住民のその要望、そういったことも含めて総合的に判断をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） この問題は、私も引き続き提言をしていきたいと思っております。次に、大きい項目の2番に移ります。

駅東開発準工地域の開発手法についてお尋ねをいたします。

まず、(1)のオーダーメイド方式では、百年河清を待つことになるのではないかと。

これはやはり非常に心配なんです。駅東を住宅地域から一部準工地域に変えた。しかし、オーダーメイドで注文があったらば、工事者が来たらば造成しようというふうな考えをしてても一向に進まないんです。やはり経営者の感覚からいっても、これから非常に事業を拡張しようというときに、何年もかかるというんでは、それはもう、今、目まぐるしい変化の時代ですから、その間にもうその時期を失っちゃうのではないかと思うんです。造成してやっている間に。

ですから、やはりこれはあらかじめ、あの中に町の土地も大分あるわけですから、そういうものを集めてでも、交換して集めてでもやはり、少しは購入もしなくちゃならなくなるんではないけれども、あそこに大変、町は土地を持っている地主なんです。それを利用して、やはりオーダーメイドではなくして造成をします。そして、防災のための造成地もつくると、こういうようなことをまず手がけないと、いつまでたってもこれは、工場などは、事業などは来ないんじゃないかということの思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(古川文雄君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) ご答弁申し上げます。

質問の中にあるオーダーメイド方式、これについては百年待ってもなかなかできないんじゃないかと、私もそのように思っているところであります。

そういう中で、今回駅東の第1工区、ご承知のようにここ二、三年の中で、今約88世帯が住民登録されている。240名以上が住民登録されている。そういったことで、ほぼ1工区終わった。そういう中で、スムーズにこういったことができたということで、今第3工区に手がけた、ことし造成をした。今、前の質問でもあったように、この起爆剤、いわゆる拠点施設となる施設も立ち上げようとしているということでもありますので、そういう中で、この3工区についても、この拠点施設をつくることによって、いわゆる民間の投資力、そういったものも上がるというふうに私は期待しております。

さらに、先ほど町の用地が第3工区に1.8ヘクタールと申し上げました。その中には、ちょっと予想つかなかった調整池の問題がありまして、当面いわゆる3,000平米を一旦調整池にしなければならない。これはなぜかという、前にも全協のほうでもご説明したとおり、いわゆる4、5工区の一部、いわゆる羽鳥用水の用水路から北側ですね、この容積分の調整地もそこに一旦つくるという考え方があります。

そういうことからすると、今回の3工区を実施することによって、いわゆる羽鳥用水から北側、県道、この間も開発可能になるということでもあります。ここには、残念ながら町の土地、いわゆる先買いについては余りないということでもあります。でも、ここを調整池がしっ

かりとしてあれば、開発可能だということでも前に進めることもできる。さらに、この4、5工区には、町の用地、先買いが約6ヘクタールを超える、こういった面積があるということでもありますので、この町の6ヘクタールを超える、そういった面積を1カ所にまとめて開発可能にしていきたいということでもあります。ですから、この3工区の成り行きによっては、一気に進むという可能性もあるということに大いに期待をしているということなので、その辺は一遍にはできない、財政力もありますし、そういうことでもありますので、そういうことで今進んでいるということで、期待をしながら進めていきたいというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 今の答弁ですね、非常に本気度を入れて実現を図っていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

(2)は、今NHKの報道特集、スペシャル番組か何かで、首都直下地震のシリーズもの、NHKスペシャルというんですか、やっているんですね。物すごい衝撃的な内容が連日報道されております。30年以内に70%という数字をどういうふうに読むのかということなんですけれども、30年したらば来るのではないんです。きょう、あずに来てもおかしくないということですね、この首都直下地震というのが。そういう地震学者の予報なんですね。

これは、やはり我々としては一つのチャンスではないかと。やっぱり売り込むのも、こういうNHKの報道特集でやっている内容からいくと、東京に今住んでいるのはほかでもないかと思うくらいひどい災害が東京に来るというんですよね。これを機会に、我々はやっぱりもう少し攻撃的に出るべきではないかと思うんですよね。田舎はいっぱい土地ありますよと。しかも安いですよということで、やっぱり売り込んで、やっぱり企業などを誘致していくべきできないかと思うんですよね。これについてどう思いますか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

首都直下型、東京は莫大な人口を抱えている。そこで、そういったための、大きさに言っ、鏡石町で全て受けられる。これは誰が考えても受けられないということなんで。ただ、そういう考え方は当然必要かなというふうに思っています。ただ、このいつ起きるかわからないというものに対して町ということにもいかないというのも事実であります。

そういう中で、先ほど(1)でも申し上げましたとおり、着実ないわゆる考え方ということでもしていきたいということでもありますし、またいろんな面でのPR、例えば田んぼアート

の中でPRをするとか、こういった土地もありますよとか、多方面においてPRをしていくことは大事ななというふうに思っております。

いずれにしても、首都直下型もここに書いてありますように30年以内、70%という、そういう報道もされているというのも事実でありますけれども、そういうことも置きながらも現実的な中身でしてまいりたいというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） あのね、やっぱりこれは町として、これだけの開発計画を立てて、一向に進まないわけですから、何かやっぱりそういうものでも何でも利用して、私、前にも言ったように、例えば原発の地域も世論調査をやれば、例えば富岡町でやったらば、もう半分以上の人は戻らないと、はっきりしているんですね。だから、そういう人たちも含めて、私も前にも言ったように、原発地域で立地の町から東京電力に土地売った人に私も土地を売って、その人は立派な家を町長の家の近くにつくったわけですね、ミサワホームで。3階建ての家だね、あれ。立派ですね。そういう、やっぱりチャンスは生かすべきだと。

例えば、町としてそういう人たちを引っ張るのはおかしいんじゃないかというふうな、そういうふうな遠慮をしていたのではだめですね。いろいろそういうものを利用して、やはり町の根本的な大事な駅東開発も始まって20年もたつようなものが余りにも遅々として進まないということですから、もう少し早目に進むように、思い切った手法をお願いしたいと思います。

(3)は、やはり前と関係するんですけども、町有地はいっぱいあるわけですね。11町歩あったんですか、これを早く活用する。これも、ただ資産を宝の持ち腐れで眠らせておいてはだめですから、これを早く町の有効な資産として活用する、そのために手法というものを、今まで言ったように原発地域だの、避難した人だの、あるいは将来の首都直下地震に不安を抱いている人、そういう人に働きかけをする。例えば東京かがみいし会などを使ってそういうものを宣伝して行って、やっぱり鏡石に誘致をするような手法をとるべきではないかという考えですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先ほどもちょっとこれに触れましたけれども、いずれにしても、町の新買いについては約8ヘクタールあったと。そういう中で、今回3工区においては公共用施設がとれるという、まず1つが集積するというところでありますので、これについてはそのとおりでありますし、

残る、正式に言うと約6.4ヘクタールが4、5工区等も含めて、多くは中心に4工区にあるということなんで、先ほど言ったように、いわゆる羽鳥用水から北側のここでは、ここに余り町の土地はありませんけれども、ここの開発をしっかりと誘導できるようなものと。そして残る4、5工区の残された約6ヘクタールというもの、こういった部分を集約しなければならない。ただ、今ここで集約するということは、なかなか財政上あるんで、まずは3工区をやりながら、その水路の北側、こういったものを開発し、そしてこの6ヘクタール前後をいかにこの中でまとめるかということでもあります。ですから、まとまらない場合、ある程度まとまっても虫食いだとかいうときには、むしろここはある程度町でこれも先買いするなど、交換するなどしてまとめるということが大事だというふうに考えておりますので、そういった段取りをしながらしっかりと進めていきたいということで、説明にかえさせていただきます。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） そういう町長の今の答弁は、非常にやる気があるような答弁には聞こえるんですけども、しかし、裏づけがないとだめなんですね。例えば、オーダーメイドにしても、公共の造成した土地を売ろうとしても、職員を配置して取り組むようなものがないと、町長1人ではこれはやっぱり手に負えない事業だと思いますので、そういう部署をきちっと人を配置をして取り組むような、そういう体制が必要なんではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 部署ということでもありますけれども、いずれにしても今私から言うのはなんですが、職員は一生懸命やっていると私は思っております。そういう中で、いわゆる、多分これは平成12年からスタートをした事業であります。ここ二、三年であのようになっているということでもありますので、その以前はわかりませんが、そういうことで、進んでいるということも現実であります。1工区が今終わって、今1工区については、公園をことしと来年建設をする。それと同時に、本年度公共用施設の造成をしているということでもありますので、私はよくやって、私は進んでいるなど。ただ、財政もございますので、財政を見ながらやらなければならないのも事実であります。そんなことを含めているということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

[11番 円谷 寛君 登壇]

○11番(円谷 寛君) 町長は進んでいるという、ただね、都市建設課のほうの工事は進んでいる。ただ、工場用地、準工地域の工場用地をオーダーメイドでも何でももう進めるということだったら、人が配置されないと、都市建設課の人たちは売りに歩くわけにはいかないでしょう。だから、やはりそこを専任の職員を配置するような中でしか、これは進まないんでないか。工場誘致などはですね。工場誘致の職員をきちんと配置をして、やはり、それこそ今言ったように資料をつくって、東京は危ないんですよと、地震が来ますよというような、ちょっとこれは脅しになってしまうかもしれないけれども。そういう営業活動、そういうのが必要だというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長(古川文雄君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) そういう意見も当然あると思います。ただ、要はこの土地について、いわゆる3工区は調整池があるからいいんですが、4、5工区についてはその手当てがない。ですから誘導するにも、いわゆる4、5工区全体一緒にやらないと、調整池もあるんで、それは今の中では大変だと、面積も大きい。そういうことで、今回の調整池は3工区にとって、そして水路も障害になります。これをさわってもしょうがない。そういうことを含めて、次の手も、4工区、5工区の一部も今回の3工区の中でできるという方策をとって進めたいということでもありますので、3工区だけで終わるとか、そういうことじゃなくて、次の手も考えている今回の内容だということでご理解をいただきたいと思います。

○議長(古川文雄君) 11番、円谷寛君。

[11番 円谷 寛君 登壇]

○11番(円谷 寛君) わかりました。一生懸命やっていただきたい。そのためには、やはり私は何回も言うけれども、やっぱり職員を配置して、その部署をやっぱりきちんと配置をして、そして目的意識に企業誘致を図るということを進めていただきたいと思います。これからは質問をしていきたいと思います。

3の入札の公平・公正化実現についてについて質問したいと。

前回、私は公契約条例というかね、やっぱり町として劣悪な労働条件の職場を一生懸命つくり出しているような現況のその業務委託とか何かはまずいんじゃないかということで、公契約条例というものを提示したらば、町長の答弁の中で、非常に私、問題だと思ったのは、公契約条例と似て非なるものである最低制限価格の入札もやっていますなんて答弁したんですね。これは私は非常に危険で絶対にだめだと断言します。なぜかという、これは重大な過去があるんですよ。

これはご存じではなかったかな。前町長の時代に旭紙業の造成をしたんですよ。そのとき

に、入札の中身を聞いたならば、落札企業はナベケンだったんだよね、地元企業の。それが非常に高い値段。3,000万ぐらいかかったんじゃないんですか。3,000万ぐらいじゃ足りなくて、3,000万とか2,000万あったけれども、幾つかの6社くらいの業者が失格したんですね。6社失格。そして、ナベケンに譲った。ですから、これはね、重大なこれは物すごい犯罪的な行為だと思いますね。なぜかという、私、今、旭紙業だったら、町訴えますよ。そういうふうにあくやるといふ人を排除して高い人にやらせている。これ非常に危険なんです。この最低制限価格知っている人は、大変な特権持つんですよ。談合なんかやる必要ないですよ、これよりちょっと安くすれば落札できるんだから。そして、安く入札した会社がみんな落ちるわけですからね。実際落とされたわけですから。

だからうわさになったでしょう、遠藤町長が再選される町長選挙でね。木賊町長の影響は業者が作ってくれてるといううわさが町じゅうにあったんですよ。それはできるんですよ、そういうことは。だって、その価格教えられた業者がその価格よりちょっと安い値段で入札する。そうすると、その6社の会社が落ちちゃった、失格したんでしょう。これは物すごく危険です。特定の人、産業課長だった副町長もいるけれども、恐らく産業課長と町長しかわからなかったんでないか、あの状況の最低制限価格というの。そういう人たちに特別な権限が行っちゃうんです、権利が行っちゃうんです。そして、それを利用すると大きな金もうけができちゃうと。こういう入札は絶対やってほしくない。

あのね、最低制限価格というのは、1円入札とかいっぱい出たときに、これ出てきた問題なんです。1円入札して、最後はコンピューター事業なんかは後々まで引き継ぐわけですよ。だから、1円入札で1回取ってしまえば、あとずっとこううまくいくということで、そういう入札がはやっていたんです。そういうときには、確かによくなったかもしれない。しかし、これは、安くしないで高く入札、落札したから、その人たちは手抜きのないような労働者に高い賃金払ったりするかどうかという、そういうのは別な問題ですね。だから、これはやめてもらう。こういう入札は不正の温床になる。そういうことで、断固これは危険だということ、これを指摘をしておきたい。これは意見です。それは答弁聞いたってしょうがないから。

2つ目は、手抜き工事防止には、やはり検査員制度というものを設置すべきではないかと思うんですね。

これは前にいたんですね、イズミカワさんという人がね。その人は改良区から来たんですかね。改良区の工事課でワタナベサクオさんとか来たんでね。受け取ったんだ、町でね。改良区が人余っちゃった、でっかい工事終わったから。それで来て、検査員で、あの人、体も余り丈夫でなかったから、そこでああいう仕事だかもわかんないけれども、あのような手法を、私はやっぱりとるべきではないかと。

ただ、制度は設けても同じ人をずっと張りつけるというあのやり方は私はだめだと。これ

は業者と癒着が生じたらば困る。時々交代する。そして、やっぱり検査員の資格のような、そういう能力を持った職員は養成してください。何人も養成しておいて、交代をしながらやっていると、業者との癒着も生じますから。

やはり私は、その手抜き工事防止とか、そういうためには、その最低制限価格なんていう怪しいものを入れるのではなくて、やはりきちんと計算をする。手抜きをやらせないということをするれば、こんな最低制限価格は必要ないし、危険であるということを申し上げたいんですが、この辺も答弁聞きますか。お願いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在福島県では、工事検査を適切かつ効率的に実施するために、専門の検査員を設置しております。当町においても、先ほど議員さんのほうでお話がありましたように、昭和62年4月から専門検査員1名を設置しておりましたが、その職員の退職後は配置をしておりません。

ご質問につきましては、専門検査員の業務につきましては、土木、建築等の工事につきまして相当の経験や知識が必要であると考えられまして、現在、そのような人材を確保することは大変困難であると考えております。今後、工事業務に精通しました再任用職員を検査員として配置するなど、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 総務課長の答弁は了としますが、今各自治体で、この間は兵庫県のですか、ある自治体で就職氷河期の時代の職員を公募したらば、もう何千倍もの人が集まっちゃったというのが話題になっていましたね。やはりそういう手法でもいいから、やはりそういう能力を持った人を中途採用でも何でも雇う。あるいは今言ったように、退職して建設関係に詳しい人なんかの雇用もいいでしょうけれども、ぜひこういう検査員制度を設けながら、こんな怪しい疑惑の生まれるような最低制限価格なんてものは取引はだめだと思います。

私が、何回も言うようですが、旭紙業だったらば、あの場合は私、町に請求してしまうね、損害賠償です、これは。何十万も安く、しかも大手のゼネコンが具体的なものはだめだといって失格させて、高い地元の業者にやらせたんですから、これは犯罪的だと私は思っています。だから、こういうことはやってはいけないということを言っておきます。

大きい4番に行きます。

4番は、職員の適正な配置についてですね。

矢吹の広報見たら、矢吹は定員の配置目標を決めて、前倒しで増員をして、今145名かな、職員を配置したということで、矢吹町の広報にこの前載っていました。

やはり職員は町の宝なんですよ。金もかかります。しかし、職員がいなくちゃ、町の町政というものはうまくいかないんです。だから、先ほど言った検査員もありますし、いろいろありますね、土地を売る、そういう企業誘致の活動なんかも含めて職員が大事な役目を担っているんですね。決してマイナスなお金かかる面ばかりを誇張して取り上げるのは誤っているというふうに思います。

(1)は、大量退職の時期に、この前も町長から答弁あったんだけど、いわゆる5名も6名も今度やめるというのに、1名採用したなんてやっているのではだめじゃないかと思うんですが、どうですか、この辺。いかがですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 答弁を申し上げます。

大量退職時の対応ということでございますけれども、これも当然、私が採用した時期ではない部分の採用職員というふうに私は思っておりますけれども、これも当然今、前回も前々回も、これは退職に合わせて当然、前と後ろということでの採用を、私はそんな考えのもとで来ていますし、これからもそういった対応で臨んでまいりたいというふうに考えております。そんなことを申し上げて、答弁にかえさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひ、いびつな構造ですよ、決算審査見たらば、副課長よりも一般の課員が、副課長相当職なんでしょうけれどもね、一般職、一般の課員が少ないなんていう人員構成はあってならない話ですからね、そういういびつな構造でないように改めていただきたいということを要望しておきます。

その関係はあれかな、必要だから答弁してもらおうか。職員の構成がいびつになっている。例えば副課長よりも課員が少ないという配置は、どうしてそういうようになったんですか。ちょっと答弁お願いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

職員の構成が大変いびつになっているという、そういった質問でありますけれども、その構成が大変いびつになっているということを、どのように今、議員さんが把握していただ

れているか、私はちょっとわかりませんが、先ほど（１）での質問、さらには将来の職員構成も含めて、総合的な視点に立って、これからも職員の配置、そういったことについて考えていきたいということでもあります。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 町長、言っているんだよ。副課長よりも一般の課員が少ないというのはいびつじゃないですかと言っているんですよ。そこは言っているんだよ、ちゃんと。副課長よりも一般の課員が少ないと。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申します。

これは先ほど言いましたように、以前大量に採用すれば、今、副課長前後にいる方は当然多くなる。そういうことで、下については少なくなっているという。これもあると。もう一つ、今大きな課題というよりも、職員構成の中で再任用制度という、そういった制度もここ3年くらい入っていると。さらに、この再任用制度は固定化して、65歳、将来は70歳になるんじゃないかと。そんなこともあるという、以前とは違った雇用体系になっているということもいろいろあると。そんなことも含めながら、この採用等、人事関係、そういったものを対応しなければならないということでもあります。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 町長、回りくどいこと言っているけれども、副課長よりもその他の一般の課員が少ないという構成は、やっぱり問題ですということでは、これはいびつではないという言いわけは、私はちょっと成り立たないんじゃないかと思えます。

では、移ります。

5番の町長の政治姿勢について。

私、昔、私なところは、斎藤健治さんなんて元気のいい議員がいて、先ほども誰か冒頭に申し上げましたように、大変元気がよくて活発にやっていたんです。一般質問を町長の政治姿勢についてと、1問通告しただけで半日質問しました。前は時間の制限がなかったからね、半日やっていたね。ネモトカズミさんなんかそういう類いでは、町長の政治姿勢。しかも、この単なる政治姿勢だけで終わらなくて、何か町政にミスがあると、事務改善決議なんていうのを議会がやって、そして長田町長は大変、もう何回事務改善決議

を出されるたびに減俸されて、大変たくさん減俸されてきました。しかし、その是非はともかく、やはりこれから質問していくとおり、そういう元気のいい議員がないからといって、非常に最近の町政はその面に対して、責任に対して甘いんじゃないかということが言えるわけです。

まず、（１）固定資産課税誤りに町長は責任がないのかということを質問いたします。

これは、ことしの４月、須賀川市長は20%の、４月分減俸しましたね。そして何かと、原因は。職員が去年の11月に発覚した使い込み、何か公金を、預かっていた金を使い込んだ。これで20%減俸したんですね。

しかし、私は固定資産税の課税誤りは、先ほど言った人員配置の非常に偏りというか矛盾があって、ただチェックするその人たちが、本来だったらチェックの立場にあるわけでしょう、課長とか副課長というのは。そういう人たちが実務を担って、そのチェックができないような仕組みになっている。これはやはり、町長が人員配置をそういう窮屈なものにしているということで生じているんですね。やはり町長これ、責任感じないんですか。一言答弁ください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、町民に迷惑をかけたということに関しては、大変申しわけないなというふうに思っております。

以上であります。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

○11番（円谷 寛君） だから、言っているように、責任を感じていますというのは安倍首相もよく言うんだよね。任命責任ありますとか、責任を感じていますとかって言うんだけど、これは口先だけです。そうじゃなくて、やはり職員を処分した場合は、自分も、みずからもやっぱり減俸とか何かということをやらなくちゃならないんですか、どうなんですか、そういうのは。どう思いますか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） まず、今回の税の課税誤りということに関しては、まず、このミスの原因というのは、職員の確認不足だということです。これを発見したのは、後任者が、その職員がこういったミスを発見したと。ですから、今後任の職員が、現在も働いていますけれども、このミスを発見し、さらにはこれを手直しをして住民に説明をしたという、そういう

た内容なんです。

ですから、しっかりと職員についてはミスのないようにしていただくと。ですから、後任の今現在の課の職員がこの問題に大きな、いわゆる時間を要しているということです。ですから、ここは職員が少ない多いという問題では私はないと思います。このミスの関係と、これを発見してそれを処理するということは、大きな違いがあると私は思っています。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） そこが議論の分かれるところなんだけれども、やはりそれをチェック、そういうものを一つずつチェックするために管理職というのがいるんじゃないですか。そういう配置が十分ではないからこういうことになるんですよ。だから、その職員の配置に、チェックしなくちゃならない、実際一つやったらばそれをチェックするというもの、組織としてはなくちゃならないんじゃないですかね。それをやらないからこういうことになったんだから、そういう配置をしている町長の責任があるというふうに思うんですけども、ないんですか、全然。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 配置については、これは適正にそれぞれ、ただ長く、今回も5年同じ職についておった、それ以上はなかなかできない。今回そういったことで配置がえをした。そのことで今回発見されたということでもありますので、配置がえという、そういったことも大事だ。そのことも、いわゆる人事の中でいろいろやって、そしてミスのない、そういったものをしていくというのが我々の仕事でありますし、この須賀川でしたっけ、この使い込み、これとは大きな違いがあるということです。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これはまだまだ議論の余地があるんだけど、時間がないからね、これからも、これはやはり私は町長に責任あると思うんですよ。そういう一つの、やっぱり課税したらばそれを上に立つ人が、正しいかどうか、間違っていないかということをチェックする、そういう組織でなくちゃならないでしょう。それを、ないということが欠陥なの、人員配置の。これは引き続きやっていくということで。

（2）は、税金の個人情報漏えいに町長は責任がないのか。

これはどこから漏れたのかわからないままに、私も3月議会ですか、来てやじったらば、

退場を議長に命じられてね。私はあのとき言いたかったのは、議長自身が、前の議長ですよ、議長自身がそういうことを抗議していたんです。だから、おかしいんじゃないかと言ったら退場と言われてね。今総務課長になった小貫さんから退場させられたんだけどね。大変悔しかったけれども。

やはりこれは、絶対これは、町長から私は前の議長に漏れていたんだと思うんだけど、証拠がないとも議長は言っていたんですよ、そういうこと。だから、誰が漏らしたかということ。これはやっぱり町長が責任あるんですよ。職員が漏らしたんだか、誰が漏らしたんだかわかんないけれども、町長の責任があるんです。こういう個人情報きちんと管理しなさいということを実はなくちゃならないんですね。

そして、私が議員でなかったから、ああいう議員を除名処分、除籍処分、何かそういう処分を出して決議したわけでしょう、辞職勧告決議か。そういうものを出すときに、やっぱり町長は、その出している人たちに注意しなきゃならないでしょう。これは漏らしてならない情報をあんたたち、それで議員辞職勧告できるのかということ誰も言えなかったのかと、これは私の考えでは、町のレベルが低過ぎますよ、これは。私が言えばやらせなかったよ。あんた何やっているんだと。こういう漏らしてならない情報を使って、個人の辞職勧告決議やっていいんですかということ私は言いましたね。それをやっちゃったんですよ、我が町は。

誰が漏らしたかと。漏らした責任は町長なんですよ。どこからもそういう情報漏らすような、そういう町ではだめなんですよ。きちんと町長が統括していないということですからね。これはやはり、ここで言っても何か出てこないような気がする。私自信ないけどまあ一言、ご答弁聞きます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まあいずれにしてもですね、この職員による税金の個人情報の漏えいはないと思っています。当時の職員にも聞きましたし、ないということでもあります。

ただ、職員による個人情報の漏えいがあった場合、これについては、地方公務員法やその他の該当する法律に基づいて対応してまいりたいということでもあります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） しかしね、町長ね、町長はだてに高い給料をもらっているんじゃないんですよ。そういうものにきちんと、きちんとそういうものを掌握しないとならないから

あんたは高い給料、特別高い給料をもらっているんだよ。何の責任もそういう負わないんだったら、あんた報酬高過ぎますよ、本当に。考えてみなさい、あんた。何の責任もないんだったら、本当にそんな無責任な立場でいいんだらば、あんたの給料高過ぎますよ、本当に。人の本当に職員の倍近くももらっていて、そういう無責任なことを言っていたんじゃ。これは情報が漏れたらばあんたの責任なんですよ。職員に聞いたけれども、私やりましたなんて普通言わないですよ、そんなこと。だけれども、ちゃんと前議長はそういうことを言っていたんでしょ。あの人が話していたというのを言っていたんです。だから私はこの前、議会傍聴のときやじったんですよ。退場を命じられた。そういうことをやってはいけない、そして、あんたはそういう情報を漏らしてはならないと職員を指導しなきゃならない。

じゃ、次に移ります。それはまだ引き続きやっています、時間ないからね。

(3)の仁井田地区の除染廃棄物仮置き場、2,800万もの工事を、1社入札で除染組合が落札した。1社だからね、落札するわね。そして、それをある議員の親族企業、実質はオーナーでしょうけれどもね、その議員はね。そこに丸投げした。これは官製談合じゃないですか。どうですか。答弁を求めます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

仁井田地区仮置き場につきましては、国の放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染事業用仮置き場として平成24年度に設置したものでございます。平成28年度には中間貯蔵施設へ搬出も完了しまして、現在は既に廃止されている施設でございます。

発注につきましては、震災後、数多くの災害復旧事業が同時発注されてきた状況において、業者選定に必要な資格や技術力、地域条件、社会条件、緊急性などを総合的に判断し、より迅速に発注する方法として、県や他市町村の施設復旧工事や除染事業で採用されておりました公募型随意契約方式で発注したものでございます。業者の組織体系や技術力条件などを明示して公告しまして、業者を募りました。

申請者は当時町商工会を事務局としました、町内加盟業者で結成されておりました鏡石町除染支援事業組合1社のみであったことから、資格審査を許しまして入札を行い、落札により受注業者となったものでございます。

このことからしましても、町といたしましては、本工事は事業組合という組織体との契約にあるものである以上、受注した事業組合の管理責任体制のもとに施工体制を決定した結果であると思っております。特定企業による施工ではないということで理解しておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 時間がないからね、だけれども、そんな答弁聞きたくて質問しているんじゃないんですよ。余り議員をばかにしないでくださいよ。そんなこと聞いていないですよ。じゃ、その除染組合はほかにどういう事業をやったんですか、聞きます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

こちらの除染組合につきましては、このほか久来石の仮置き場の関連工事を実施しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） あのね、除染組合、たくさんの事業所が集まって、60社とか70社あって聞いていましたけれどもね、そしてつくっているんですよ。そういう形をつくれば1社にさせるのはできるんですか。そんなことあったらば、実際、競争入札制度は死んでしまいますよ。そういうことでいいんですか。それを正当化するんですか。答弁を求めます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

この時点におきましては、先ほども申し上げましたとおり、緊急性、さらにはそういったものを総合的に判断しまして迅速に発注するというので、この仁井田地区の仮置き場のみの公募を適用したものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） まず時間なくなっちゃったからね、これ引き続き、私は出していきますけれどもね。この制度そのものを、やはりこれは抜本的に考え直してもらわないと。こういうことで正しいんだ、入札は正当なんだということを言われたらば、これは黙って私は引込むわけにはいかないからね。どこさでも出て戦いますよ。こんな入札ないですよ。業者いっぱい集めてそこの組合は入札できるんですか、そういうことが。そうしたらば、実際競争入札ということは死んでしまうんじゃないですか。そして、丸投げという制度も本当は禁止してあるんですよ。土木事業のそういう工事の丸投げというのはね。入札して丸投げし

て下請けにみんなやらせる、そういうのはだめだということになっていますよ。競争入札というものの制度を殺してしまいますよね、本来の目的が。だから、これはこれからも引き続きやっています。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（古川文雄君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす12月11日及び12日の2日間を休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、あす12月11日及び12日の2日間を休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時04分

第 3 号

令和元年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和元年12月13日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第24号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 2 議案第33号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 3 議案第34号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第35号 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第36号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第37号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 7 議案第38号 令和元年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 請願・陳情について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 9 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
7番	渡辺定己君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	11番	円谷寛君
12番	古川文雄君		

欠席議員(1名)

10番 木原秀男君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤 栄作 君	副町長	小貫 忠男 君
教育長	渡部 修一 君	総務課長	小貫 秀明 君
税務町民課長	長谷川 静男 君	福祉こども長	関根 邦夫 君
健康環境課長	角田 信洋 君	産業課長	橋本 喜宏 君
上下水道課長	吉田 竹雄 君	都市建設課長	菊地 勝弘 君
教育課長	根本 博 君	会計管理室長	倉田 知典 君
農業委員会 農事選挙管理 局長	柳沼 和吉 君	兼農業 委員会 委員長	菊地 榮助 君
	大河原 八郎 君		

事務局職員出席者

議会議事局長 事務局	小貫 正信	主任主査	鈴木 淳子
---------------	-------	------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け出者は、10番、木原秀男君の1名です。
そのほか、農業委員会会長の菊地榮助君から欠席の届け出があります。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎総務文教常任委員長報告（議案第24号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第1、議案第24号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔総務文教常任委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（総務文教常任委員長 橋本喜一君） おはようございます。

報告いたします。

令和元年12月13日、鏡石町議会議長、古川文雄様。総務文教常任委員会委員長、橋本喜一。

議案審査報告書。

本委員会は令和元年12月9日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和元年12月12日。開議時刻、午前9時57分。閉会時刻、午前10時46分。出席者、委員6名。開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、小貫課長、吉田副課長、大木副課長、須賀副課長。

付託件名。議案第24号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

審査結果。議案第24号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第24号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告といたします。

○議長（古川文雄君） これより総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第24号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第2、議案第33号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）

の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第33号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書32ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、台風11号に伴う大雨及び洪水被害への復旧、復興予

算及び職員の人事異動並びに県人事委員会勧告に伴う職員人件費の補正予算などで、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億2,988万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,344万1,000円とするものであります。

第2条は債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正であります。

議案書36ページをお願いいたします。

36ページ第2表、債務負担行為補正。

1追加であります。指定管理者が行う鏡石町民プールの管理業務に係る費用。期間が令和2年度から令和4年度まで。限度額1億311万円。さらに、その下になりますが、リスク負担分費用といたしまして、記載のとおり追加をするものであります。

第3表が地方債補正。

1追加であります。起債の目的として、公共土木施設災害復旧事業費、限度額690万円、さらに農林水産施設災害復旧事業費7,820万円の追加であります。

2が変更であります。災害廃棄物処理事業費の限度額を900万円から1,810万円に増額変更するものであります。

詳細につきましては、40ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第34号 一般会計補正予算（第3号）でございますけれども、1点だけご説明願いたいと思います。

歳出の部、11款災害復旧費の中の55ページになりますけれども、204農業施設災害復旧事業（産業課）分として6億5,700万計上されております。そのうちの、農業用ハウス再建支援交付金2億9,700万計上になっております。その内訳なんですけれども、ハウス関係ではああだの、こうだのかかったところもありますけれども、このハウスの支援事業でございますが、イチゴハウス、それからキュウリハウスとございます。その中で、育苗ハウス、これが認められるかどうか確認したいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） おはようございます。

ただいまの質疑にご答弁申し上げます。

育苗ハウスにつきましては、当初農業用ハウスということで園芸ハウスが中心かということで、各種の説明会の中においてもやはり他の市町村から質問がありまして、今現在のところ、育苗ハウスも該当になる見通しであるというのは、完全な交付要綱等が来ておりませんので、今現在の質疑応答の中では、該当になる見込みであるというのが現状のお答えになります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 2点ほどお伺いをさせていただきます。

49ページの公立岩瀬病院分賦金及び出資金32万7,000円という金額が計上されておりますが、構成市町村の負担割合についてお伺いをしたいと思います。

それからもう1点、先ほど渡辺委員からも質疑ありましたが、55ページの農業施設災害復旧事業の産業課分として65億7,000万、こう計上されておりますが、今後この金額で済むのかどうか、今後また補正があるのかどうかについてお伺いをいたします。

以上2点、よろしくお願いいいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） ただいまの質疑につきましてご答弁を申し上げます。

こちらの農業ハウス及び機械等の交付金に関しましての予算につきましては、現時点の見込みがありますので、今月、来週の月曜日に被災者の方を集めまして、説明会を開催する中で、どの程度の被害があるか、どの程度の購入予定であるかを確認したいと思いますので、今後予算につきましては、微増する可能性のほうが高いと自分としては考えております。

以上です。

○議長（古川文雄君） 健康環境課長。

〔健康環境課長 角田信洋君 登壇〕

○健康環境課長（角田信洋君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大変申しわけありませんが、負担割合をちょっと確認しておりませんで大変申しわけありませんです。

今回の内容的には、公立病院の負担金不採算に充てられる当町の普通交付税の案分額が当初の見込み額2,044万7,000円に対しまして確定額が2,120万円となったことによりますその差額分を補正するものでございまして、そのような内容の補正となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

大変申しわけありません、資料を後ほど提出させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

7番、渡辺定己君の再質問を許します。

○7番（渡辺定己君） 大変失礼いたしました。

先ほど聞くのをもう1点書いておいて忘れまして、再質問させていただきます。

この育苗ハウス、移転・統合これからすると思います。そうした場合に、規模を大きくしたりとかそういうのは大丈夫なのか。

きのうも、これは全然関係ない話になりますけれども、水道施設を、浄水場を見学してきたんですけれども、同じところで同じようなあれで全部再建するというようなことなものですから、このビニールハウスは、個人的にもう少し広げたいとか、そういう希望があった場合には、やはりそれは認められるのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） 質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

災害復旧事業につきましては、基本的にあるものをもとに直すというのが大原則でありまして、こちらのほうのハウス再建、育苗も含めまして基本的には同じものをという形です。で、拡大をする部分については、短期対応であれば、要するに被災者の方が自分で出すということであれば認められるケースもあるようですので、基本的には同じものを建てるというような形となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 45ページになりますけれども、財産管理費の庁舎関係です。庁舎の外壁補修・防水工事の減額1,600万、これの内容です、取りやめるのか、それとも請差なのか。

あと、庁舎2階の西側廊下補修工事520万、前に1回やったと思ったんですけども、今回やる内容です、それをお尋ねいたします。

それから、55ページでございます。

これも図書館費で説明の欄にサービス使用料の36万の減額とありますけれども、ちょっと内容がわからないので、サービス使用料それを教えてください。

以上です。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点ということで、45ページでございますが、庁舎外壁補修・防水工事1,601万4,000円の減ということでございますが、今年度の施工につきましては見送りということで考えております。これにつきましては、広報等につきまして、詳細設計がやっぱり必要だということと、工期の関係もございまして今年度は見送りということでご理解いただきたいと思っております。

次に、2階西側廊下補修工事でございます。520万の内訳でございますけれども、その議場の南側の廊下につきまして、傾斜しているというか根本的な修繕という形でいいますとその廊下の下に支えの柱を施工するという主な内容でございまして、ある程度耐震性を持たせるといような工事の内容ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 教育課長。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） おはようございます。

5番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今年度、図書館システムを導入いたしました。更新ということで行いました。

それに伴いまして、クラウドサービスという仕様が今回の仕様の中にありまして、その使用料について確定したことに伴いまして、補正して減額するものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第33号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第3、議案第34号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第34号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

61ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、一般療養給付費等の利用実績に基づく増額補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,098万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、66ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（長谷川静男君） 以上、上程されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第34号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第4、議案第35号 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第35号 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の70ページをお願いします。

このたびの補正は、職員の異動及び人事委員会勧告による職員給与の補正及び道路設計委託費の増額に伴うもので、全体額の増減はありません。

詳細につきましては、74ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） 以上、議案第35号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第35号 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号及び議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、議案第36号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第6、議案第37号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま一括上程されました議案第36号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第37号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、78ページをお開きください。

議案第36号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。

このたびの補正につきましては、前年度の流域下水道維持管理負担金の精算金等が生じたこと、また、現年度の流域下水道維持管理負担金の増及び人事異動等による人件費の修正による歳入歳出予算の補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億369万円とするものであります。

詳細につきましては、84ページから事項別明細により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 続きまして、90ページをお開き願いたいと思います。

議案第37号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきまして説明をいたします。

このたびの補正につきましては、台風19号の被害の復旧に係る起債の増、成田浄化センター汚泥処分費の増及び人事異動等による人件費の修正による歳入歳出予算の補正であります。

予算組み替えのため、歳入歳出の増減はありません。

また、第2条地方債の補正でございますが、地方公営企業災害復旧事業費を500万円増額し限度額を3,500万円とし、第2表とするものでございます。

詳細につきましては、96ページからの事項別明細により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、ご説明をいたしました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第36号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、議案第38号 令和元年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第38号 令和元年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を説明させていただきます。

100ページ、お願いいたします。

今回の補正につきましては、人事異動等による人件費の修正による補正でございます。

第2条収益的収入及び支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額から57万2,000円を減額し2億2,708万5,000円、第4項予備費の既決予定額に57万2,000円を増額し3,278万3,000円とするものでございます。

第3条資本的収入及び支出では、予算第4条本文括弧中「過年度分損益勘定留保資金4,898万1,000円」を「過年度分損益勘定留保資金4,913万1,000円」に改め、第1款資本的支出第1項建設改良費の既決予定額に15万円を増額し10億9,047万2,000円とするものでございます。

第4条では、職員給与費の既決予定額から42万2,000円を減額し2,921万1,000円とするものであります。

詳細につきまして、102ページからの事項別明細により説明をさせていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、議案の説明をさせていただきました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第38号 令和元年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第1号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情に関して、総務文教常任委員長の報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔総務文教常任委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（総務文教常任委員長 橋本喜一君） 報告いたします。

令和元年12月13日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

総務文教常任委員会委員長、橋本喜一。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和元年12月9日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和元年12月12日。開議時刻、午前9時57分。閉会時刻、午前10時46分。

出席者、委員 6 名。開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、小貫課長、吉田副課長、大木副課長、須賀副課長。

付託件名。陳情第 1 号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情（継続審査）。

審査結果、陳情第 1 号は、不採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第 1 号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査をした結果、賛成挙手少数により不採択すべきものと決した。

意見なし。

以上報告といたします。

○議長（古川文雄君） これより総務文教常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄君） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第 9、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 70 条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。
7番、渡辺定己君。

○7番（渡辺定己君） ちょっとお尋ねしたいことがあります。

○議長（古川文雄君） 何についてですか。

○7番（渡辺定己君） 事務組合の報告についてであります。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君の発言を許します。

○7番（渡辺定己君） お尋ねしたいのは、第1日目の事務組合等議会報告についてであります。環境衛生、消防、それから、公立岩瀬病院と報告あるわけですが、岩瀬公立病院には木原さんは出席して、その後病気に倒れて入院いたしました。その結果、報告書だけ我々の手にあります。

報告書を見ると、これは、第1回の会議でございますので、議長、副議長関係の選任がございます。この件に関して、何か報告受けているかどうか。

鏡石町も、岩瀬公立病院は相当額の出費しております。やはり企業団議員としてしっかりと対応していかなければならないと私は思っている一人でございますので、この報告書では、やはり不明確だと思いますので、その点、局長でもよろしいです、報告願えれば幸いに存じます。

○議長（古川文雄君） ただいま渡辺議員からありました岩瀬公立病院企業団の諸般の報告につきまして、企業団議員が欠席したとはいえ、その報告を省略してしまったということにつきましては、運営上全て私の責任でございます。大変申しわけありませんでした。

改めて、事務局から説明をさせることといたします。

暫時休議いたします。

休議 午前10時59分

開議 午前11時04分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

事務局長に改めて説明をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（小貫正信君） 初めに、今回の諸般の報告に当たり、公立岩瀬病院企業団議

会報告につきまして、木原議員より報告のありました会議資料により報告をさせていただきましたが、報告内容に不足、不備がありましたことを大変おわび申し上げます。

それでは改めて報告をさせていただきます。

令和元年9月公立岩瀬病院企業団議会定例会。

令和元年11月5日火曜午後2時開会。

議事日程第1号につきましては、年長者の大内議員が臨時議長を務めております。

日程第1、仮議席指定第2議長選挙におきましては、須賀川市の大内康司議員が議長に選任されております。

追加議事日程。第1号の追加でございますが、正式に大内議長が議長席に変わりまして、日程第1としまして副議長の選挙が行われております。鏡石町の木原秀男議員が選任されております。

第2、議席の指定、第3、会期の決定につきましては、11月5日一日限りと決定しております。

日程第4、会議録署名議員の指名、1番大河内議員、2番荒井議員、3番市村議員、以上3名が指名を受けております。

日程第5、報告第1号 平成30年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計資金不足比率についてから、日程第9、議案第8号 平成30年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計決算の認定についてまで報告1件、議案4件につきましては、原案のとおり承認、可決されております。

詳細につきましては、配付しております添付資料をお目通しいただきたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 以上報告のとおりでございます。

よろしいでしょうか。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 大変すみませんでした。

◎町長挨拶

○議長（古川文雄君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

第2回鏡石町議会定例会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決を賜り、まことにありがとうございました。

今年度も残り数カ月となり、各種事業も詰めの段階に入っております。もう一度、精

査、点検し、適切な事務執行に努めてまいります。

特に、台風19号に係る被災者への支援、復旧等につきましては、迅速な対応に努めてまいります。

また、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様には、町政進展のため、一層のご活躍をご祈念申し上げる次第であります。

年末年始の何かと慌ただしい季節でもありますが、議員の皆様にはご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これにて第2回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時09分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和元年12月13日

議 長 古 川 文 雄

署 名 議 員 渡 辺 定 己

署 名 議 員 大 河 原 正 雄

署 名 議 員 今 泉 文 克